

令和5年度
包括外部監査結果報告書

子ども・子育て支援に関する
財務事務の執行について

令和6年2月
盛岡市包括外部監査人
公認会計士 荒谷 祐介

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として盛岡市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、盛岡市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは、国又は他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
盛岡市財務規則	⇒	財務規則

4. 用語について

施設等の名称に付されている「盛岡」、「盛岡市」、「盛岡市立」、「盛岡市営」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「盛岡市」をいう。

目次

第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間	1
5. 監査の実施期間	1
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係	2
第2章 監査対象の基本的事項	3
1. 盛岡市総合計画	3
2. 第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	5
3. 盛岡市の子育てを取り巻く現状について	6
(1) 人口の推移と出生の動向	6
(2) 世帯の状況	8
(3) 就労をめぐる動向	8
(4) 子育て支援の状況	9
第3章 監査の方針及び監査対象の決定	15
1. 監査の基本的な方針	15
2. 監査要点	15
(1) 法令等への準拠性	15
(2) 事業の有効性	15
(3) 事業の経済性、効率性	16
(4) 補助事業について	16
3. 監査手続	16
(1) 監査対象事業の概要把握	16
(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問	16
4. 監査対象事業について	17
第4章 外部監査の結果及び意見（総論）	20
1. 監査の結果及び意見の総括	20
2. 監査の結果及び意見の概要	21
(1) 事業の事務執行上の誤りについて	21
(2) 事業の経済性、効率性、有効性について	23
(3) 委託事業、補助事業について	25
(4) その他の監査の結果及び意見	28
第5章 外部監査の結果及び意見（各論）	31
I 医療助成年金課	31
1. 医療費給付事業（妊産婦、乳幼児、小学生、中学生）	31
II 企画総務課	39

2.	小児救急輪番制病院事業	39
III	指導予防課	43
3.	予防接種事業	43
IV	子ども青少年課	47
4.	地域児童クラブ運営事業	47
5.	児童館管理運営事業	53
6.	地域子育て支援センター事業	57
7.	養育支援訪問（家事援助）事業	61
8.	子育て応援プラザ運営事業	65
V	子育てあんしん課	69
9.	待機児童解消強化事業	69
10.	私立児童福祉施設等整備助成事業	73
11.	私立児童福祉施設等運営事業	78
12.	認定こども園等運営費給付事業	78
13.	保育所管理運営事業	87
14.	特別保育事業（延長保育事業、一時預かり事業）	93
15.	保育士確保対策事業	101
15-1.	保育士奨学金返還支援給付金	101
15-2.	保育士宿舍借上げ支援事業	104
15-3.	若手保育士処遇改善支援事業	106
16.	保育所等副食費助成事業	108
17.	第2子以降の保育料の無償化事業	111
VI	母子健康課	115
18.	母子保健事業	115
18-1.	妊婦健康診査事業	115
18-2.	母親教室事業	120
18-3.	離乳食教室事業	123
18-4.	コロナ禍における妊産婦総合対策	127
19.	産婦健康診査事業	130
20.	乳幼児健康診査事業	135
VII	学務教職員課	140
21.	就学援助事業	140
VIII	生涯学習課	148
22.	公民館による子育て関連講座	148

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

我が国において少子化の進行が言われるようになって久しいが、盛岡市も例外ではなく、出生数は減少傾向にある。盛岡市の子育てを取り巻く状況を見てみると、「ひとり親と子ども世帯」が増加傾向にあり、女性の労働力率を見ても、結婚や出産を迎える年代で働く女性が増えている。また、就学前児童の保育の利用状況について、3歳未満の保育所利用者数は一貫して増加傾向にある。

このような状況下において、「盛岡市総合計画」では、「子ども・子育て、若者への支援」が施策の1つに掲げられ、「第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、「安心して子どもを産み育てられる環境整備」が戦略の1つとして掲げられ、事業が進められていることから、子ども・子育て支援が、盛岡市における重要な施策の一つであると考えられる。

以上のことから、子ども・子育て支援に関する財務事務について、法令等準拠性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査することは意義があるものと判断し、令和5年度の盛岡市包括外部監査における特定の事件（テーマ）を、「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」とした。

4. 監査の対象期間

原則として令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）。ただし、必要に応じて令和3年度以前及び令和5年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

令和5年7月12日から令和6年2月1日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	荒谷 祐介
監査補助者	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	山崎 愛子
	公認会計士	井上 正之
	公認会計士	森田 清人

7. 利害関係

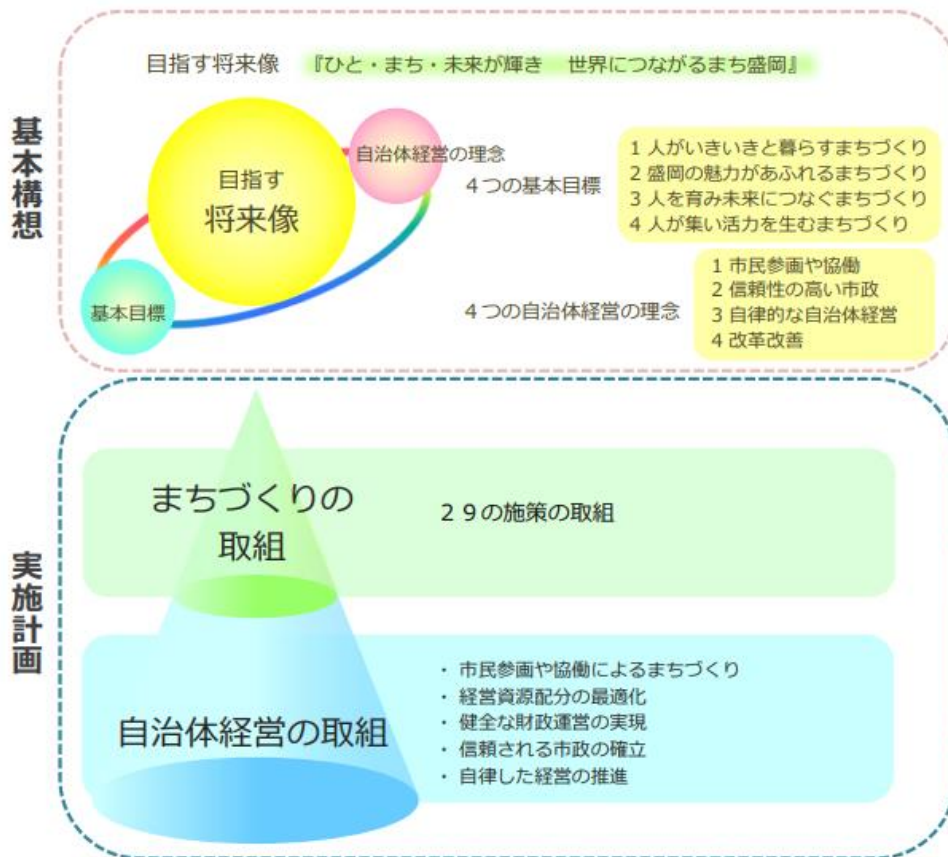
外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の基本的事項

1. 盛岡市総合計画

現在の盛岡市総合計画では、平成27年度から令和6年度にかけての「盛岡市総合計画の基本構想」に掲げる4つの「基本目標」を達成し、「目指す将来像」を実現することを目的として、実施計画が策定されている。各種事業の実施状況や新たに実施する事業に関する評価・検討を行い、施策の目標達成に向けて改革改善をしながら、毎年度、ローリング方式による見直しを行い、基本構想の目標年次である令和7年度まで、毎年繰り返し、向こう3か年の計画として実施計画を策定している。

【図表 盛岡市総合計画の基本構想と実施計画のイメージ図】



(出所:盛岡市総合計画[実施計画]2022-2024)

4つの基本目標のうちの1つである「人がいきいきと暮らすまちづくり」を達成する施策の一つとして、「子ども・子育て、若者への支援」に関する施策が策定されている。この施策を実施するにあたって、踏まえておくべき市の現状や課題を認識した上で、小施策、主要事業が設けられている。

【図表 盛岡市総合計画の施策体系図】



(出所:盛岡市総合計画[実施計画]2022-2024)

【図表 子ども・子育て、若者への支援に関する現状と課題】

まちづくりの合言葉

みんなで支える 子ども・若者の未来



●現状と課題

- I-1 保育が必要な全ての子どもへの受入れ及び多様化している保育ニーズに対応するため、保育所の受入れ態勢の整備や保育士確保と、より効率的で多様なサービスの提供が必要となっています。
- I-2 安心して子育てをするために、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。
- II-1 子育てに不安を持つ保護者の相談や虐待事案の通報が増加傾向にあることから、切れ目ない支援体制による子育て支援サービスの一層の充実が求められています。
- II-2 子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安心で安全な居場所づくりが求められています。
- III-1 子育て家庭における子育て費用の経済的負担の軽減が求められています。
- III-2 子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策に計画的・総合的に取り組む必要があります。
- IV 母と子の健康を確保し、安心して子育てができるよう妊娠期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実が求められています。
- V 少子化、核家族化などにより、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化し、ニートやひきこもりなどが増加しているため、困難を抱えた子ども・若者が自立するための支援を行う必要があります。
- VI 子ども・若者の発達段階や生活環境、特性その他の状況に応じて健やかな成長を図るため、豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上等の取組を実施する必要があります。

(出所:盛岡市総合計画[実施計画]2022-2024)

「子ども・子育て、若者への支援」に関する小施策は、「保育環境の充実」、「育児不安の軽減」、「支援体制の充実」、「母子保健の推進」、「困難を抱えた子ども・若者の支援」、「児童・青少年の健全育成」の6つから構成され、これらの小施策を推し進めるために、主要事業、一般事業が策定されている。

2. 第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成26年11月、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことをねらいとして「まち・ひと・しごと創生法」が制定された。「まち・ひと・しごと創生法」では、市町村

において、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向を総合戦略として定めることが努力義務とされたことを受け、市では、平成 27 年から令和元年を計画期間とした第 1 期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定している。

令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とした、第 2 期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和 2 年 3 月に策定され、基本方針として「若者をひきつけ躍動するまち盛岡」を掲げ、3 つの基本目標、9 つの戦略を策定している。

基本目標 1	若者・女性をひきつけるしごと創造
戦略 1	多様な仕事の創出
戦略 2	仕事の魅力の向上
戦略 3	ワーク・ライフ・バランスの推進
戦略 4	地域経済を担う人材の育成・確保
基本目標 2	切れ目のない結婚・出産・子育て支援
戦略 5	結婚の希望に応える支援
戦略 6	安心して子どもを産み育てられる環境整備
基本目標 3	躍動する中核都市としての魅力・求心力の向上
戦略 7	関係人口・交流人口の増加
戦略 8	地元への愛着の形成、移住・定住の促進
戦略 9	都市機能の強化

(出所: 第 2 期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

盛岡市総合計画と盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係について、盛岡市総合計画は、人口減少・少子高齢社会の進行を見据えながらまちづくりの目標を設定するとともに、施策を体系化しており、既に市の人口対策を含んだものとなっている。

一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略については、人口の長期展望を提示する人口ビジョンを踏まえながら、今後 5 か年の目標や具体的な施策をまとめたものであるとの考え方が、国から示されている。このことから、盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、市の総合計画に掲げられた各般の取組のうち、人口対策として、国・岩手県の取組との相乗効果を図りながら、今後 5 か年の間に特に重点的に取り組む必要があるものを政策パッケージとして取りまとめたものとなっている。

3. 盛岡市の子育てを取り巻く現状について

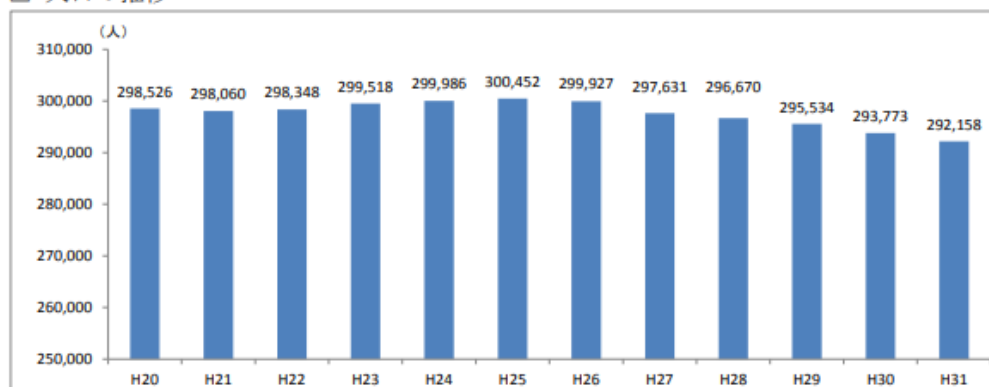
(1) 人口の推移と出生の動向

市の人口は、平成 23 年から 25 年までは、転入が転出を上回る転入超過となり、増加傾向にあったが、26 年以降は減少傾向に転じている。出生数は、平成 24 年以降、減少傾向となっており、合計特殊出生率は平成 20 年以降、上昇傾向にあるものの、

全国値とは同程度、岩手県よりは下回っている状況にある。合計特殊出生率は上昇傾向で推移しているが、合計特殊出生率の対象となる 15 歳から 49 歳までの女性の人口が減少していることから、出生数は減少しているものと考えられる。

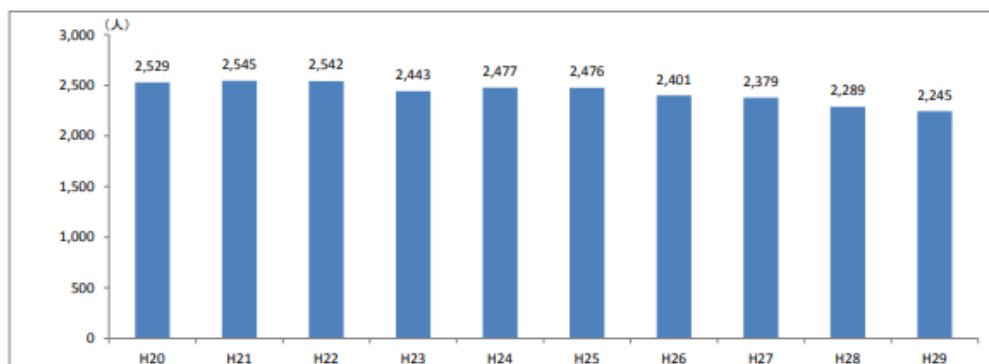
【図表 人口、出生数、合計特殊出生率の推移】

□ 人口の推移



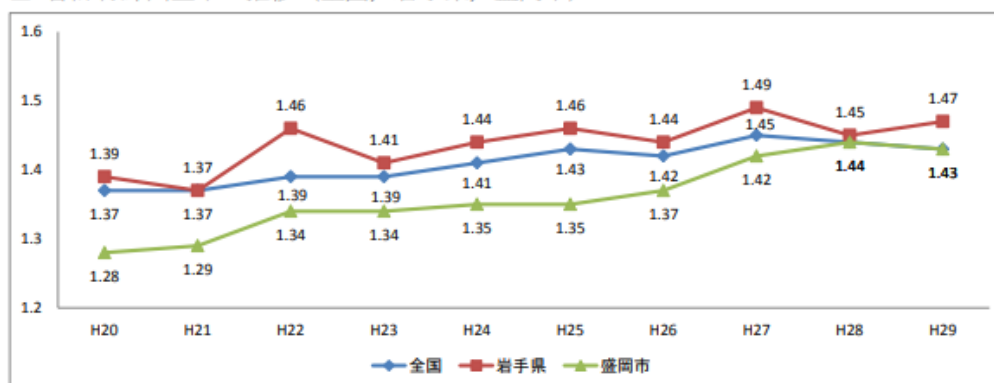
資料：国勢調査人口及び推計人口（毎年10月1日現在）

□ 出生数の推移



資料：岩手県保健福祉年報

□ 合計特殊出生率の推移（全国、岩手県、盛岡市）



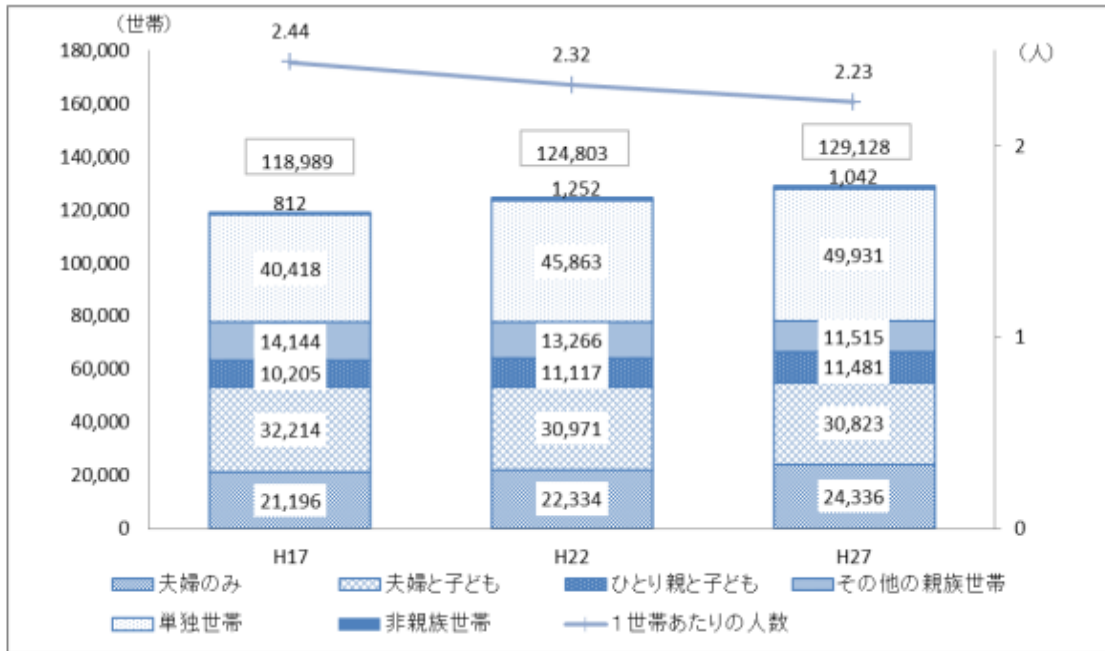
資料：岩手県保健福祉年報，厚生労働省「人口動態統計」

(出所：第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画)

(2) 世帯の状況

市の世帯数は増加しているが、1世帯当たりの人数は減少が続いている。また、世帯構成については、「ひとり親と子ども世帯」が増加する一方で、三世代同居が含まれる「その他の親族世帯」が年々減少しており、核家族化が進んでいるものと考えられる。

【図表 一般世帯の家族類型別世帯数と1世帯当たりの世帯人数の推移】



資料：国勢調査

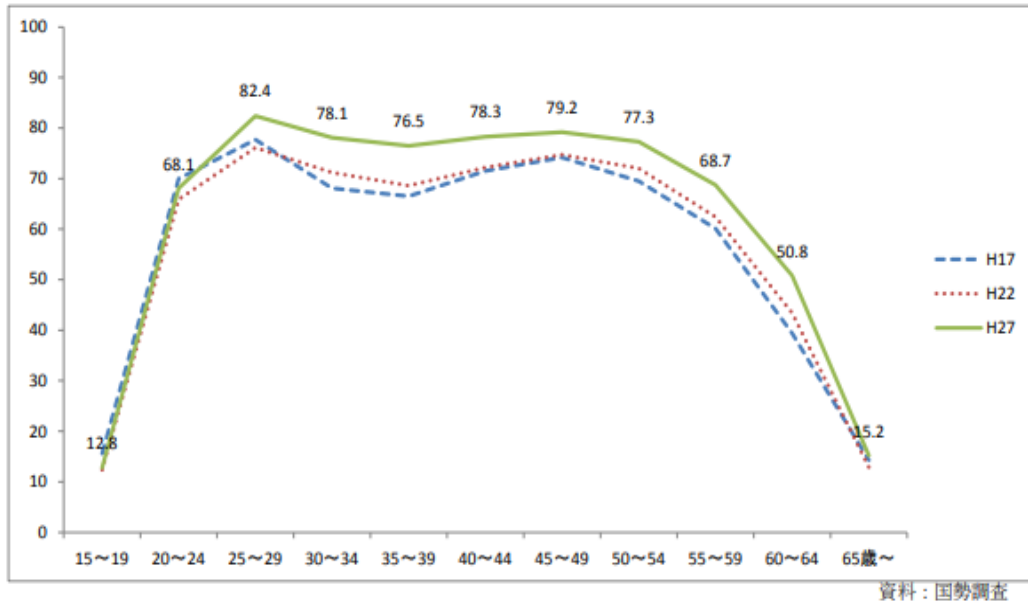
(出所：第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画)

(3) 就労をめぐる動向

市の女性の労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていたが、落ち込みの大きい30～44歳の就業率は、平成22年に比べると27年で上昇し、M字カーブは緩やかになっている。このことから、結婚や出産を迎える年代で働く女性が増えていることが読み取れる。

【図表 女性の年齢階級別労働力率の推移】

□ 女性の年齢階級別労働力率の推移



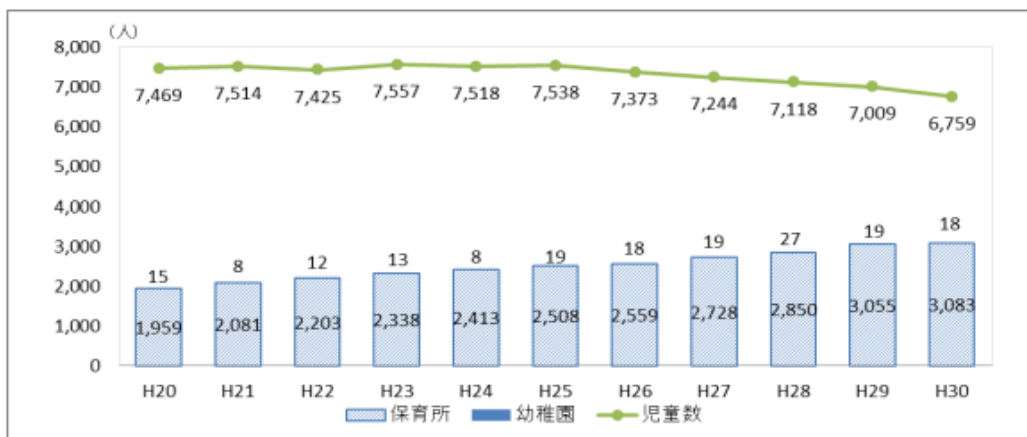
(出所：第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画)

(4) 子育て支援の状況

就学前児童の幼児教育・保育の利用状況を見てみると、3歳未満の児童数は、平成25年度以降、減少が続いているものの、保育所利用者数は一貫して増加傾向にある。また、3歳以上の保育所利用者数も増加傾向にあるが、幼稚園利用者数は平成21年度から減少傾向にある。

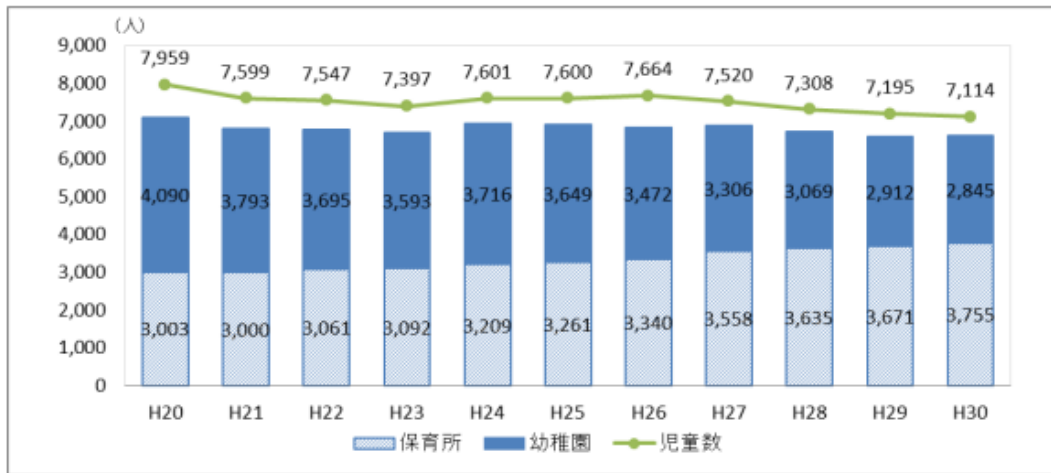
【図表 認可保育所及び幼稚園利用者数の推移】

□ 認可保育所及び幼稚園利用者数の推移（0～2歳）



資料：学務教職員課，子育てあんしん課

□ 認可保育所及び幼稚園利用者数の推移（3～5歳）



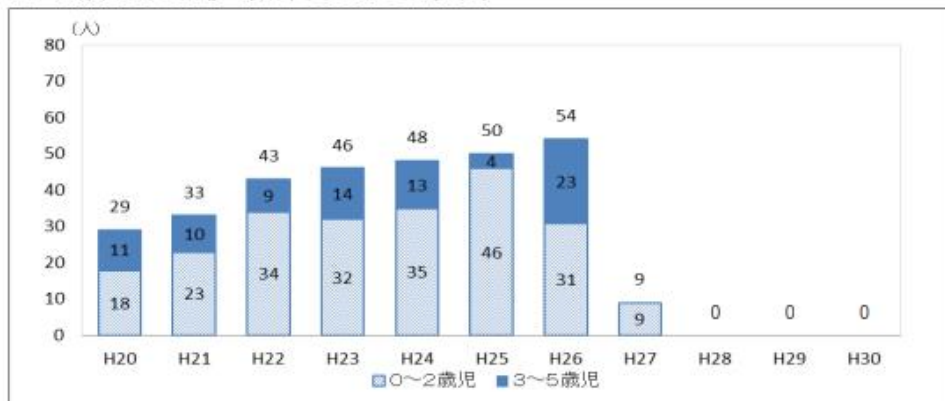
資料：学務教職員課，子育てあんしん課

（出所：第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画）

市では、仕事と子育ての両立を支えるためのサービスのほか、子育ての負担感を軽減することを目的に、多様なニーズにきめ細かく対応する子育て支援体制づくりに努め、保育サービス等の充実を図っている。認可保育所等については、平成26年度から30年度までの5年間で全体の定員を884人増やしており、市の年度当初の待機児童¹の状況は、平成20年度以降増加が続き、26年度に54人となったが、27年度は9人、28年度以降の待機児童はゼロが続いている。また、保育所利用率は3歳未満、3歳以上ともに上昇傾向にある。

【図表 待機児童、保育所利用率の推移】

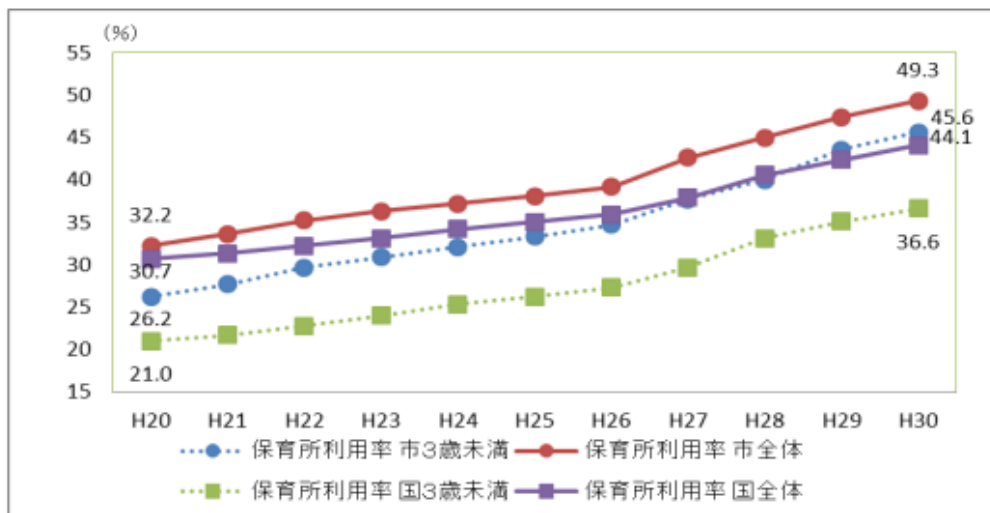
□ 待機児童の推移（各年度4月1日現在）



資料：子育てあんしん課

¹ 待機児童・・・保育の必要性があり、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所のいずれかへ入所申込を行っているが、入所できる施設がなく入所できていない児童。

□ 保育所利用率（3歳未満・全体）の推移（全国，盛岡市）



資料：厚生労働省「保育所関連状況とりまとめ」、子育てあんしん課

（出所：第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画）

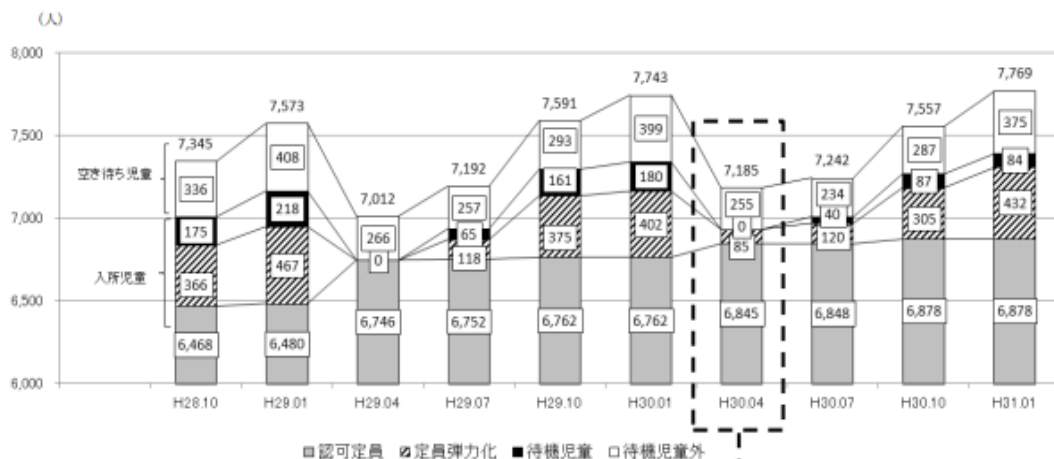
市では、待機児童の解消に向けて認可保育所の新設などにより定員の増加を図り、平成28年度以降は年度当初の待機児童がゼロとなっているが、年度途中で待機児童が発生し、年度末に向けて増加している。これは、年度途中で育児休業からの復帰などによる利用申込みがあることが考えられる。年度途中の児童の入所は定員の弾力化²によって対応しているが、既に年度当初から定員の弾力化により児童の受け入れを行っており、年度途中に入所できる児童の数が少なくなっている。保育の需要が高い傾向が続いていることから、年間を通じた待機児童及び空き待ち児童³の解消を図るため、引き続き、保育の受け皿の確保が必要であると言える。

² 定員の弾力化・・・認可定員を超えて設備運営基準を満たす範囲内で児童の受け入れをすること。

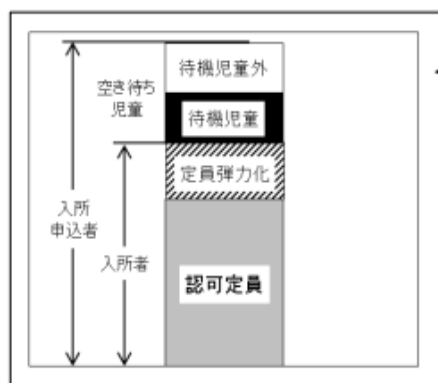
³ 空き待ち児童・・・保育所へ入所申込みをしているが、入所できない児童。待機児童のほかに保護者が未就労（母子・父子家庭を除く）の児童や特定の保育所のみへの入所を希望している児童などをいう。

【図表 入所児童と空き待ち児童(待機児童+待機児童外⁴)の推移】

□ 入所児童と空き待ち児童(待機児童+待機児童外^{*8})の推移



資料：子育てあんしん課



卒園する5歳児に比べ、新たに入園する児童(主に0歳児)は育児休業を取得しているなどの理由により少ないため、年度当初は入所児童数が減少します。定員の弾力化による受け入れや待機児童も少なくなります。

(出所：第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画)

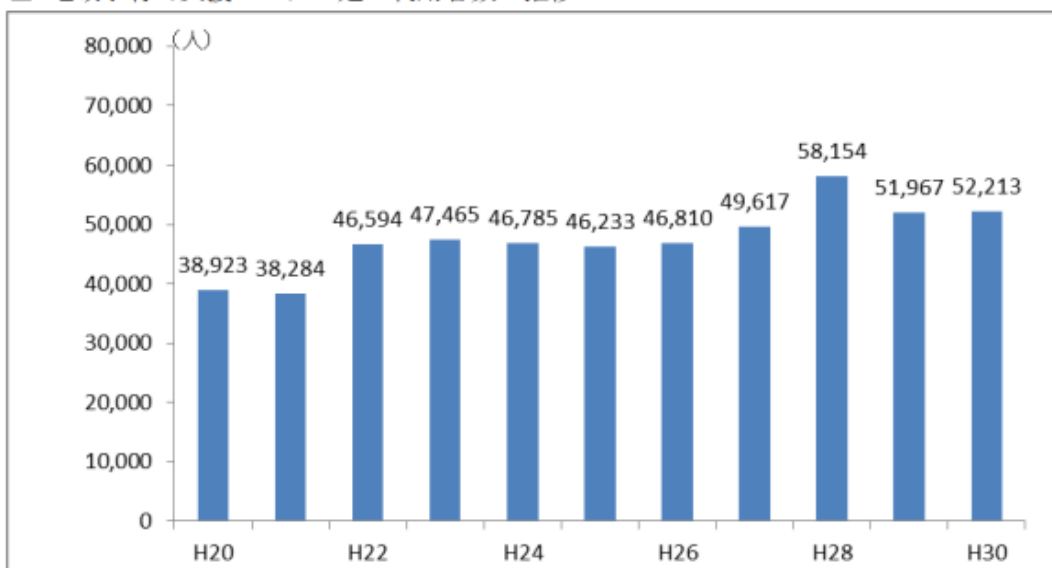
地域子育て支援センターは、子育て中の親子が集まって過ごしたり、相談や情報提供を受けられる場所として、現在、市内8箇所の保育所に設置しており、利用状況はおおむね増加傾向にある。

子育て中の親子が気軽に利用できる居場所であるつどいの広場は、平成30年に「KOKKO(こっこ)」、令和元年に「にこっこ」がそれぞれ移転し、その影響で一時的に利用者数は減少しているものの、平成29年に新設された、「もりおか子育て応援プラザ ma*mall(マモール)」の利用者を合わせると、利用者は増加している。

⁴ 待機児童外・・・保護者が未就労(母子・父子家庭を除く)の児童や特定の保育所のみへの入所を希望している児童など、空き待ち児童のうち待機児童以外の児童。

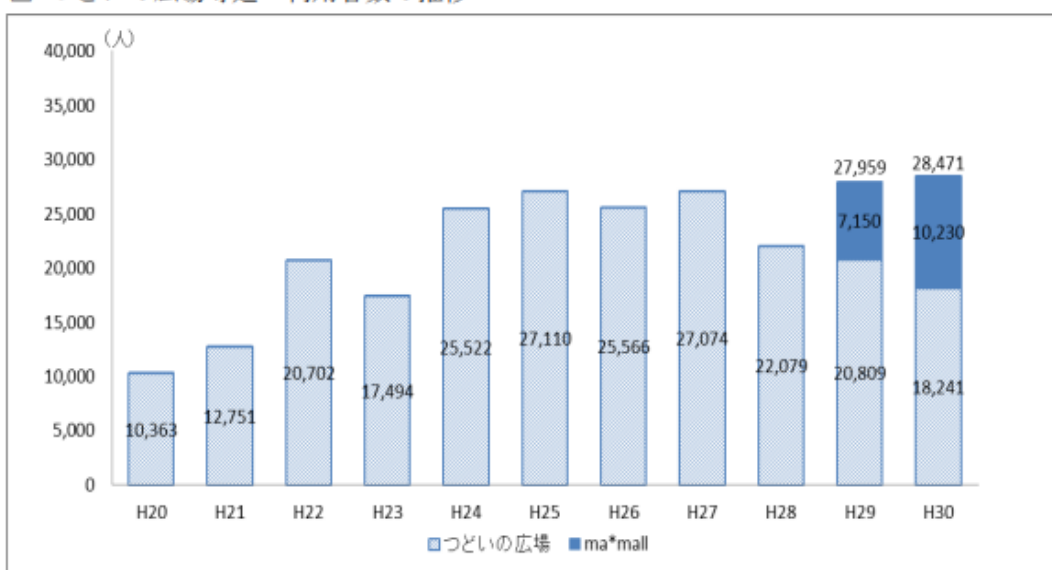
【図表 地域子育て支援センター、つどいの広場等延べ利用者数の推移】

□ 地域子育て支援センター延べ利用者数の推移



資料：子ども青少年課

□ つどいの広場等延べ利用者数の推移



資料：子ども青少年課

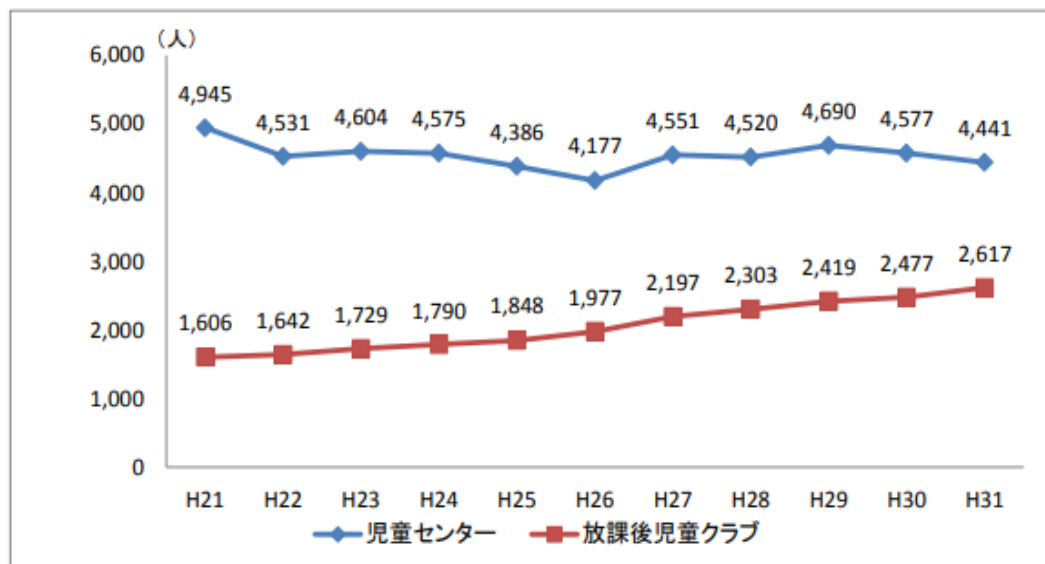
(出所：第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画)

児童が放課後を安全・安心に過ごすため、児童館・児童センターの設置や放課後児童クラブの運営、放課後子供教室の実施などに取り組んできている。児童館・児童センターの登録児童数は、平成26年までは減少傾向であったが、平成27年に増加した後は横ばいの状況になっている。また、放課後児童クラブの登録児童数は増加を続けている。

児童の放課後の居場所のニーズが高まっていることから、放課後児童クラブや児童館・児童センターの取組の充実が必要であろう。

【図表 児童館・児童センター、放課後児童クラブ 各年5月1日の登録児童数の推移】

□ 児童館・児童センター、放課後児童クラブ～各年5月1日の登録児童数の推移



資料：子ども青少年課

(出所：第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画)

第3章 監査の方針及び監査対象の決定

1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の包括外部監査は、一部の地方公共団体で官官接待やカラ出張などの不適切な予算執行があったことを受けて、平成9年6月に自治法が改正され、事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合规性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うにあたっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の視点から意見を提出することができることとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合规性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

2. 監査要点

令和5年度包括外部監査における主要な監査要点を以下のとおり設定した。

(1) 法令等への準拠性

- ・事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・契約は財務規則に沿って行われているか。
- ・契約相手先選定についての基準は明確か。
- ・結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

(2) 事業の有効性

- ・事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・財源に国又は県の支出金等がある事業(もしくはあった事業)についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

(3) 事業の経済性、効率性

- ・事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・本来市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
- ・契約事務において複数の見積を徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
- ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・年度末に不必要な予算消化をしていないか。
- ・費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。

(4) 補助事業について

- ・補助事業の公益上の必要性はあるか。
- ・補助金の交付に公平性があるか。
- ・補助金の交付事務手続は定められた手順によっているか。
- ・補助金額の算定及び交付時期は適切か。

3. 監査手続

前述『**2. 監査要点**』に記載した監査要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象事業の概要把握

- ① 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
- ② 監査対象事業についての事業説明資料等を読覧した。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い事業の概要を把握した。

(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

- ① 支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・合规性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。
- ② 法令等を実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合规性を検証した。
- ③ 事業実施結果の概要、実績報告書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、

事業実績の検証を実施した。

- ④ 担当者への質問、関連書類の閲覧により、成果指標の有無、達成状況及び改善施策を検証した。
- ⑤ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるようなチェック機能が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑥ 委託業務の契約相手先、補助金等の交付先の会計記録・業務実施報告書等を閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。

4. 監査対象事業について

「第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている「戦略6 安心して子どもを産み育てられる環境整備」に関する事業を監査対象事業とした。ただし、令和4年度の決算額がゼロの事業は監査対象事業から除いた。

監査対象事業の一覧は以下のとおりである。

【図表 監査対象事業一覧】

所管部	所管課	事業名	
		第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された事業名	個別事業名
市民部	医療助成年金課	医療費給付事業(妊産婦、乳幼児、小学生、中学生)	妊産婦医療費給付事業
			乳幼児医療費給付事業
			小学生医療費給付事業
			中学生医療費給付事業
保健福祉部	地域福祉課	地域における子育てサロン支援事業	地域における子育てサロン支援事業
保健所	企画総務課	小児救急輪番制病院事業	小児救急医療支援事業
			小児救急医療受入態勢整備事業
			公的病院等事業費補助(小児医療支援事業)
	公的病院等事業費補助(小児救急医療支援事業)		
	指導予防課	予防接種事業	予防接種事業
子ども未来部	子ども青少年課	私立児童福祉施設等運営事業	私立児童福祉施設等運営事業(母子生活支援施設及び助産施設)
		地域児童クラブ運営事業	地域児童クラブ運営事業
		児童館管理運営事業	児童館管理運営事業

所管部	所管課	事業名	
		第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生 総合戦略に記載された事業名	個別事業名
子ども未来部	子ども青少年課	児童館整備事業	児童館整備事業
		地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センター事業
		つどいの広場管理運営事業	つどいの広場管理運営事業
		子ども家庭総合支援センター事業	子ども家庭総合支援センター事業
		養育支援訪問(家事援助)事業	養育支援訪問(家事援助)事業
		子育て応援プラザ運営事業	子育て応援プラザ運営事業
		子ども未来基金事業	子ども未来基金事業
		余裕教室を活用した放課後児童クラブ整備事業	余裕教室を活用した放課後児童クラブ整備事業
		子ども・子育て情報発信事業	子ども・子育て情報発信事業
	子育てあんしん課	待機児童解消強化事業	待機児童解消強化事業
		私立児童福祉施設等整備助成事業	私立児童福祉施設等整備助成事業
		私立児童福祉施設等運営事業	私立児童福祉施設等運営事業(認可された私立の保育所)
		保育所管理運営事業	保育所管理運営事業
		特別保育事業	特別保育事業(延長保育)
			特別保育事業(一時預かり事業:一般型)
			特別保育事業(一時預かり事業:幼稚園型)
			特別保育事業(発達支援保育分)
		子育て支援員等研修事業	子育て支援員等研修事業
		認定こども園等運営費給付事業	認定こども園等運営費給付事業
		保育士確保対策事業	保育士確保対策事業(保育士奨学金返還支援)
保育士確保対策事業(保育士宿舍借上げ支援事業)			
保育士確保対策事業(若手保育士処遇改善支援事業)			
保育士確保対策事業(保育体制強化事業)			
保育所等副食費助成事業	保育所等副食費助成事業		

所管部	所管課	事業名		
		第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生 総合戦略に記載された事業名	個別事業名	
子ども未来部	子育てあん しん課	第2子以降の保育料の無償化事業	第2子以降の保育料の無償化事業	
	母子健康課	母子保健事業	母子保健事業(母子健康手帳の交付・ 妊婦相談)	母子保健事業(母子健康手帳の交付・ 妊婦相談)
			母子保健事業(妊婦健康診査事業)	母子保健事業(妊婦健康診査事業)
			母子保健事業(母親教室事業)	母子保健事業(母親教室事業)
			母子保健事業(乳幼児栄養食品支給 事業)	母子保健事業(乳幼児栄養食品支給 事業)
			母子保健事業(子育て相談事業)	母子保健事業(子育て相談事業)
			母子保健事業(離乳食教室事業)	母子保健事業(離乳食教室事業)
			母子保健事業(コロナ禍における妊産 婦総合対策)	母子保健事業(コロナ禍における妊産 婦総合対策)
			産婦健康診査事業	産婦健康診査事業
			産後ケア事業	産後ケア事業
			新生児聴覚検査事業	新生児聴覚検査事業
	乳幼児健康診査事業	乳幼児健康診査事業		
	乳児家庭全戸訪問等事業	乳児家庭全戸訪問等事業		
	子育て世代包括支援センター事業	子育て世代包括支援センター事業		
不妊に悩む方への特定治療支援	不妊に悩む方への特定治療支援			
教育委員会 事務局	学務教職員 課	就学援助事業	就学援助事業	
	学校教育課	子どもに安心して教育を受けさせる ための取組	いじめ問題対策連絡協議会	
	生涯学習課	公民館による子育て関連講座	公民館による子育て関連講座	

第4章 外部監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の総括

令和5年度盛岡市包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）は、「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。監査の結果及び意見の総括は下表のとおりであり、結果が19項目、意見が32項目、合わせて51項目である。

【図表 監査の結果及び意見の総括】

項目	監査の結果	意見
(1) 事業の事務執行上の誤りについて	11	1
(2) 事業の経済性、効率性、有効性について	1	10
(3) 委託事業、補助事業について	6	10
(4) その他の監査の結果及び意見	1	11
合計	19	32

本章『2. 監査の結果及び意見の概要』にて、上記項目ごとの代表的な監査の結果及び意見について概要を述べ、監査の結果及び意見を一覧形式でまとめている。続く『第5章 外部監査の結果及び意見（各論）』において、各事業の監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。監査の結果や意見の内容によっては2つ以上の項目に分類できるものもあるが、その場合には包括外部監査人としての主張を優先して分類をしている。第5章では、監査の結果、意見が検出された事業のみ記載している。

※【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に合规性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

※【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

2. 監査の結果及び意見の概要

(1) 事業の事務執行上の誤りについて

今般の監査において、事業の事務執行上の誤りが散見された。これらの誤りについて、重大な影響を及ぼす事象は検出されなかったものの、事務執行上の誤りが積み重なることで重大な影響を及ぼす事象の発生につながることも想定される。誤りが発生した原因を特定し、同じ誤りが繰り返されないような体制構築、仕組み作り、認識の共有が必要である。

『15-1. 保育士奨学金返還支援給付金』では、監査においてサンプルとした施設に在籍する1名の保育士に支給された給付金について、1ヶ月分の過大支給が行われていた。本給付金の支給期間は3年間、支給月数の上限は36ヶ月であり、給付金の支給について、保育士ごとにエクセルによるデータベース管理が行われている。当該保育士の給付金支給は、本来令和5年2月までであったが、給付金の支給対象期間の始期、終期が年月日で管理されており、支給対象期間の終期が令和5年3月xx日と表記されることにより、令和5年3月分も支給対象に含まれるものと誤認識して過大支給となった。過大支給された給付金1ヶ月分の7,000円については、給付金申請者である保育士に返還を求める必要がある。

今後、このような過大支給のリスクを低減する対応として、給付金の支給実績月数を年度ごとに入力し、支給実績月数の合計が36ヶ月を超える場合は、エラーが表示されるようにするといったことが考えられる【結果12】。

『16. 保育所等副食費助成事業』では、副食費補助金の過大交付が行われていた。本補助金は、副食の提供を受けた減免対象の子ども1人につき、減免された副食費に相当する額を補助するものであるが、監査においてサンプルとした施設の「副食費軽減状況証明書」における報告内容と、市のウェブサイトに掲載されている「認定子ども園・幼稚園一覧」の「利用者負担額」における副食費の記載内容とを照合したところ、「認定子ども園・幼稚園一覧」には特定月には副食費は徴収しない旨が記載されているものの、「副食費軽減状況証明書」には、当該特定月に在籍した対象園児(延べ7人)に、あたかも軽減対象の副食費が発生したものと給付対象経費が算定されていた。この監査での指摘を受けて、あらためて市が確認したところ、結果として令和4年度分の補助金として31,500円(4,500円×延べ7人)が過大に交付されていた。市は速やかに返還の手続きを進めるとともに、各施設に制度趣旨及び「副食費軽減状況証明書」の記載方法等の周知をあらためて徹底されたい【結果13】。

『21. 就学援助事業』では、クラブ活動費の対象経費の確認について、触れている。

本事業では、該当する生徒の保護者に対し、クラブ活動に係る用品購入代金の一部を支給しており、受給希望者は、「クラブ活動にかかる用品購入一覧表」(個人購入分)に必要事項を記入した上で領収書等の写しを添付して学校に提出し、その後、市に回付される。そして、学校及び市の担当者は、当該一覧表の内容が支給対象に該当するものか否かを確認している。市内の一つの中学校において、当該一覧表に領収書等として「クレジット売上票」が添付されていた。「クレジット売上票」はクレジットカード等を利用した際に発行されるものであり、購入した商品の合計金額は記載されているが、商品内容や金額の内訳が記載されておらず、市は、生徒から提出される当該一覧表の合計金額とクレジット売上票の合計金額が一致していることから、これらの資料を組み合わせるとして領収書に相当するものとみなしていた。しかしながら、「クレジット売上票」には商品内容や金額の内訳が記載されていないため、クラブ活動費の対象経費に該当するかの確認が十分に行われているとは言い難い。市は、クラブ活動費の対象経費に該当するかの確認を適切に行うため、領収書の添付又は再入手を受給希望者に依頼するとともに、やむを得ず領収書の再入手が困難な場合には、その状況や理由を記録として残しておくべきである【結果 18】。

『1 1. 私立児童福祉施設等運営事業、1 2. 認定こども園等運営費給付事業』では、申請書類の確認等の徹底について触れている。

高齢者等活躍促進加算に関して、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」において、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が 400 時間以上見込まれることとともに、当該高齢者等が 1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務の非常勤職員であることが要件とされている。一方、申請時に報告される各人の年間総雇用時間が、雇用契約書や労働条件通知書に照らして要件に合致するものとなっているか疑問な施設もあり、対象施設に問い合わせを行う等、十分な確認を行うことが必要である。加えて、高齢者等活躍促進加算で報告を求める年間総雇用時間は、11 月までの勤務実績とその後の見込み数値によるものとされているが、施設の中には、ちょうど 1,000 時間といったように実績を集計した数値か疑問な報告もある。現在は、年間総雇用時間のみの報告を求めているが、例えば、その内訳として、毎月の勤務時間数(12 月以降は計画時間数)についても報告を求める等、より実態を把握可能な報告様式とするよう見直しを図られたい。また、申請時に記載する対象職員の年齢欄が空欄の施設も存在しており、少なくとも記載漏れがないよう指導を徹底されたい【結果 8】。

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
11. 私立児童福祉施設等運営事業 12. 認定こども園等運営費給付事業	結果 6	小学校接続加算申請に係る報告内容等 について	82
11. 私立児童福祉施設等運営事業 12. 認定こども園等運営費給付事業	結果 7	高齢者等活躍促進加算に係る提出資料 の取扱いについて	83
11. 私立児童福祉施設等運営事業 12. 認定こども園等運営費給付事業	結果 8	高齢者等活躍促進加算に係る年間総雇 用時間数の確認等について	84
11. 私立児童福祉施設等運営事業 12. 認定こども園等運営費給付事業	意見 16	施設機能強化推進費加算に係る対象経 費の検討について	85
14. 特別保育事業(延長保育事業、 一時預かり事業)	結果 11	保護者負担金の取扱いについて(一時預 かり事業)	98
15-1. 保育士奨学金返還支援給付 金	結果 12	給付金の過大支給について	102
16. 保育所等副食費助成事業	結果 13	副食費軽減補助金の過大交付について	109
17. 第2子以降の保育料の無償化事 業	結果 14	適切な対象期間に係る就労証明書の受 領について	112
17. 第2子以降の保育料の無償化事 業	結果 15	記載内容に不備がある就労証明書の受 領について	113
18-4. コロナ禍における妊産婦総合 対策	結果 16	実施報告書徴取の遅延について	128
21. 就学援助事業	結果 18	クラブ活動に係る用品購入一覧表(個人 購入分)に添付する領収書等について	144
22. 公民館による子育て関連講座	結果 19	講師派遣申請の提出遅延について(中央 公民館)	150

(2) 事業の経済性、効率性、有効性について

監査要点として設定している事業の経済性、効率性、有効性に関する結果、意見について、事業効果検証時の評価基準、事業の周知方法の見直し、申込方法の多様化による市民の利便性向上、委託料の積算の見直し、給付申請者の利便性の向上等、以下のとおり記載した。

『9. 待機児童解消強化事業』では、事業効果検証時の評価基準について意見を記載した。

盛岡市私立保育所等定員弾力化推進事業補助金交付要綱においては、令和7年

度の末日に当該補助金に係る事業効果の検証を行うこととし、その基準として「(1)待機児童の数」及び「(2)交付の対象となった私立保育所等の数及び定員を超えて受入れた児童数」を定めている。しかし、平成 28 年度以降待機児童数 0 人が達成されている状態であり、加えて、求職活動が長期化した場合の空き待ち人数は待機児童に含まれず、「待機児童外」として取り扱われることを踏まえると、実質的な待機児童解消の指標として「待機児童外の空き待ち人数」についても評価基準を加えることを検討されたい【意見 14】。

事業の効果を高めるためには、事業の周知の仕方、講座の申込方法も重要であるが、『22. 公民館による子育て関連講座』では、事業の周知方法の見直し、申込方法の多様化による市民の利便性向上の観点から意見を記載した。

中央公民館では「子育て応援講座 親としてはじめての小学校入学」、「おうちで楽しく絵本時間 保護者のための読み聞かせ」を開催した。これらの講座は、定員に満たない応募者数であった。講座の周知方法は広報もりおか掲載、市内施設へのチラシ配布、市ホームページ掲載であったが、今後は LINE、X(旧 Twitter)、facebook 等 SNS を利用した周知方法も検討してよいのではないだろうか【意見 29】。

上田公民館では「今年は手作りまるまるケーキ！」を親子体験講座として開催した。当該講座の申込方法は往復はがきによる申し込みのみであり、定員を超える申し込みがあり、参加者を抽選により決定した講座であった。往復はがきでの申し込みの場合、126 円の料金も必要であり、往復はがき以外の申し込みを希望する市民もいることも考えられ、窓口申込、電子メールや市ホームページからの申込等、申込方法を多様化するように検討してもよいのではないだろうか【意見 30】。

事業の経済性の観点から、委託契約を締結するにあたり委託料の積算が重要となるが、『20. 乳幼児健康診査事業』では、委託料の積算の見直しについて触れている。

本事業では、乳幼児健康診査データのシステム入力を委託により行っているが、委託料の積算項目の一つであるデータ処理件数について、令和 3 年度の実績値は見込値に対して 80.6%、令和 4 年度の実績値は見込値に対して 75.9%という状況であった。見込値と実績値が 20~25%乖離している状況からすると、契約締結時の積算について、近年の実績値をベースに見直す必要があるだろう【結果 17】。

『1. 医療費給付事業（妊産婦、乳幼児、小学生、中学生）』では、給付申請者の利便性の向上の観点から意見を記載した。

医療費助成の方法は、医療費給付又は医療費助成給付の特例として、受給者が医療機関等に保険証とともに受給者証を提示し、当該医療機関等に支払うべき医療

費を市が受給者に代わり、当該医療機関等に支払う現物給付によることがある。ただし、給付を受けようとする者が、岩手県外の医療機関にかかった場合、受給者証を利用することができない。この場合、給付を受けようとする者は、医療費給付申請書と医療機関から一部負担金を支払ったことの領収書を市に提出することが必要となる。申請方法は市の窓口で給付申請と郵送での給付申請が認められているが、現状では、電子申請は認められていない。申請者によっては、電子申請を利用したい給付申請者もいる場合も想定され、給付申請者の利便性の向上のため、医療費助成給付申請手続の電子化を検討してもよいのではないだろうか【意見 2】。

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
1. 医療費給付事業(妊産婦、乳幼児、小学生、中学生)	意見 2	医療費給付申請の電子化について	36
3. 予防接種事業	意見 4	協力医療機関からの対応可能な場合の連絡方法について	45
9. 待機児童解消強化事業	意見 14	事業効果検証時における評価基準について	72
10. 私立児童福祉施設等整備助成事業	意見 15	事業効果検証時における評価基準について	76
17. 第 2 子以降の保育料の無償化事業	意見 22	申請手続等の電子化に向けた検討の推進について	113
18-2. 母親教室事業	意見 24	参加率について	121
20. 乳幼児健康診査事業	結果 17	業務委託における委託料の積算について	137
22. 公民館による子育て関連講座	意見 29	講座の周知方法について(中央公民館)	151
22. 公民館による子育て関連講座	意見 30	講座の申込方法について(上田公民館)	152
22. 公民館による子育て関連講座	意見 31	講座の申込方法及び周知方法について(河南公民館)	152
22. 公民館による子育て関連講座	意見 32	講座内容のニーズについて(渋民公民館)	153

(3) 委託事業、補助事業について

今般の監査では監査対象事業として委託事業、補助事業が多数あったが、委託事

業における前金払、収支精算書の支出内容の確認、補助事業の収支決算書における支出額の妥当性について、以下のような結果、意見を記載した。

『**8. 子育て応援プラザ運営事業**』では、委託料が前金払請求書により、年度始め早々に委託料の契約金額全額の支払が行われている。仕様書を確認する限り、業務完了後の支払を原則としつつ、市が必要と認める場合は前金払ができるものとなっている。委託先から提出された前金払請求書を確認したところ、事由として「円滑な事業の運営のため」と記載がされているのみであった。委託先で生ずる本事業に関する支払いの主な内訳は、人件費、消耗品費、水道光熱費等であり、毎月一定額の支払いが発生するもので構成されている。今に限らず、新聞やテレビなどの報道で、従業員による現金の着服等は見聞きするところであり、即座に支払いに充てられない部分の委託料の送金は、委託先での現金の着服等のリスクを高めることにつながらないだろうか。前金払で支払うにしても、委託料の契約金額全額を年度始め早々に支払うのではなく、例えば四半期ごとに必要とする資金量に応じて支払うといったことも検討の余地があるだろう【意見 11】。

また本事業では、業務完了後に委託先から業務完了報告書が提出され、一緒に収支精算書も提出される。この収支精算書の支出内容について、所管課では請求書、領収書といった原始証憑の確認は行っていない。委託先は、本事業の他に様々な事業を行っており、本事業に関係のない支出が本事業の収支精算書に含まれることは可能性としてありうる。委託先への牽制を働かせる上でも、収支精算書に計上されている支出内容について、支出金額合計と比較して金額が大きな科目や、前年度と比較して金額が大きく増加している科目について、科目の明細である総勘定元帳の提出を依頼して支出内容を確認することや、必要に応じて、請求書、領収書の確認を行うということも検討してよいであろう【意見 12】。

『**14. 特別保育事業（延長保育事業、一時預かり事業）**』では、延長保育事業補助金、一時預かり事業補助金で提出される収支決算書の支出額の妥当性について次のとおり記載した。

延長保育事業補助金、一時預かり事業補助金は、交付要綱に定められた方法で算出した額と実際に要した経費から保護者の負担金等を控除した額とのいずれか少ない額を交付するものであり、収支決算書にて報告される決算額は交付額を確定する上で重要な情報である。一方、令和4年度において延長保育事業補助金又は一時預かり事業補助金の交付を受けた施設の中には、延長保育に要した支出が、収支決算書に適切に集計/報告されているか疑問な施設がある。当初予算額と収支決算書における決算額とが同額の施設や、収支決算書に計上された人件費が過大に集計されているものと推測される施設が見受けられた。

結果として、当初予算額と同額の決算額となることを排除するものではないが、その可能性は低いことから、各施設に対して、収支決算書には実費相当額を計上することをあらためて周知するとともに、当初予算額と同額の収支決算書が提出された場合には、各施設への収支の集計方法等の聞き取りや、計上根拠の提示等を適宜求め、補助額の妥当性を適切に審査する必要がある。また、人件費の集計についても、各施設に対して、収支決算書には実費相当額を計上することをあらためて周知するとともに、補助事業完了報告書において、従事対象職員数についても併せて報告を求めることや、複数の事業に従事する職員の人件費を按分している場合等には、当該按分基準も併せて報告を求める等、より実態を把握し得る報告方法を検討する必要がある【結果 10】。

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
2. 小児救急輪番制病院事業	結果 1	補助事業完了報告書添付書類について	42
3. 予防接種事業	結果 2	補助金交付申請書等の提出遅延について	43
4. 地域児童クラブ運営事業	結果 3	事業収支精算書の記載不足について	50
4. 地域児童クラブ運営事業	結果 4	事業の結果生じた残額の検討について	51
5. 児童館管理運営事業	意見 6	収支予算と実績の差異要因分析について	56
6. 地域子育て支援センター事業	結果 5	事業実績書の不備に関する確認漏れについて	59
6. 地域子育て支援センター事業	意見 7	委託契約の決裁文書について	60
7. 養育支援訪問(家事援助)事業	意見 10	支援先への委託料の見直しについて	64
8. 子育て応援プラザ運営事業	意見 11	前金払による支払いについて	67
8. 子育て応援プラザ運営事業	意見 12	収支精算書の支出内容の確認について	68
9. 待機児童解消強化事業	意見 13	補助金交付基準日の見直しについて	71

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
14. 特別保育事業(延長保育事業、一時預かり事業)	結果 10	収支決算書における支出額の妥当性について	95
15-2. 保育士宿舍借上げ支援事業	意見 20	補助金交付に関する添付書類について	105
15-3. 若手保育士処遇改善支援事業	意見 21	補助金交付に関する添付書類の保存について	107
18-1. 妊婦健康診査事業	意見 23	実態に即した業務委託契約書の記載について	117
19. 産婦健康診査事業	意見 26	実態に即した業務委託契約書の記載について	132

(4) その他の監査の結果及び意見

(1)～(3)に分類されなかった結果及び意見を(4)に分類している。

『3. 予防接種事業』では、朱肉を使う印鑑による押印の見直しについて意見を記載した。

令和4年度盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金の補助金関係書類には朱肉を使う印鑑による押印を求めている。令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とされ、これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とする改正を行っている。国でも国民や事業者等の押印の見直しが行われており、協力医療機関の負担も考慮し、朱肉を使う印鑑による押印を全件に必要とすることについて、見直しを検討してもよいのではないだろうか【意見3】。

『18-3. 離乳食教室事業』では、事業の目的等と第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画の不整合について意見を記載した。

離乳食事業の実施に当たり、市は「令和4年度離乳食教室実施要領」(以下「実施要領」という。)を策定している。実施要領の目的やパンフレットの記載が、母親・母性の育成にのみ注目されており、父親その他の保護者の存在が意識されていない。このような記載内容は、子どもの離乳食について母親のみが担うべき存在であるかのような印象を与え、離乳食教室への父親の参加が排除されているように受け取られかねな

い。そして、第 2 期盛岡市子ども・子育て支援事業計画において、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合うことが述べられていることとも矛盾する。一方で実務上は、平成 29 年度から父親の参加を受け入れ、令和 4 年度の離乳食教室には、母子の組合せだけでなく父子の組合せや、父親のみの参加も複数回あった。また、電話受付で当日の参加者を確認し、父親の参加を把握した場合は授乳スペースを用意して対応し、令和 5 年度からは常時授乳スペースを用意しているとのことであった。市は、職員に対する意識付けとして、子ども・子育て支援事業計画と個別事業で整合性が保たれるよう努めるべきである【意見 25】。ただし、令和 5 年度の実施要領やパンフレットの記載について、整合性が保たれるように変更されているのを監査期間中に確認している。

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
1. 医療費給付事業(妊産婦、乳幼児、小学生、中学生)	意見 1	秘密保持等に関する誓約書の提出について	34
3. 予防接種事業	意見 3	朱肉を使う印鑑による押印について	44
3. 予防接種事業	意見 5	予防接種料金の上限の撤廃について	46
7. 養育支援訪問(家事援助)事業	意見 8	業務報告書の記載内容の統一について	63
7. 養育支援訪問(家事援助)事業	意見 9	支援先への訪問回数の把握について	63
13. 保育所管理運営事業	結果 9	業務に関連して遵守すべき事項の嘱託医に対する周知について	89
13. 保育所管理運営事業	意見 17	嘱託医業務委託契約における診断結果等の取扱いの明示等について	91
13. 保育所管理運営事業	意見 18	嘱託医業務委託契約における損害賠償請求時の取扱いについて	92
15-1. 保育士奨学金返還支援給付金	意見 19	給付金請求書に関する添付書類の保存について	103
18-3. 離乳食教室事業	意見 25	事業の目的等と第 2 期盛岡市子ども・子育て支援事業計画の不整合について	124
21. 就学援助事業	意見 27	クラブ活動に係る用品購入一覧表(学校購入分)に添付する領収書等について	145

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
21. 就学援助事業	意見 28	校外活動費の支給対象範囲について	145

第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

I 医療助成年金課

1. 医療費給付事業（妊産婦、乳幼児、小学生、中学生）

（1）事業の概要

妊産婦や乳幼児等に対して、安心して医療が受けられるように、医療費を助成する。令和元年8月から医療費の無償化を乳幼児までとし、令和2年8月から現物給付化を中学生までとした。さらに、令和5年度から医療費給付事業の対象を高校生等まで拡大する。

① 妊産婦医療費給付事業の概要

事業の名称	妊産婦医療費給付事業		
所管部署	医療助成年金課		
事業開始年度	昭和48年度		
事業の内容	妊産婦に対して、安心して医療が受けられるように、医療費を助成する。 助成内容は、保険で診療を受けた時に支払った一部負担金から、診療報酬明細書ごとに入院2,500円、外来750円を控除した額を助成額とする。ただし非課税世帯は一部負担金全額を助成する。		
財源	一般財源のほか、県補助金(県1/2、市1/2)と、高額療養費納入金を財源とする		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	136,486	121,349	129,091
決算額(千円)	120,375	125,890	97,906

② 令和4年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
役務費	322	手数料
委託料	1,065	手数料、事務委託料
扶助費	96,471	医療費助成給付金
その他(需用費)	48	印刷製本費、消耗品費
合計	97,906	

③ 乳幼児医療費給付事業の概要

事業の名称	乳幼児医療費給付事業		
所管部署	医療助成年金課		
事業開始年度	昭和 39 年度		
事業の内容	乳幼児(就学前児童)に対して、安心して医療が受けられるように、医療費を助成する。 助成内容は、保険で診療を受けた時に支払った一部負担金全額を助成額とする。		
財源	一般財源のほか、県補助金(県 1/2、市 1/2)と、高額療養費納入金		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	431,212	454,320	456,844
決算額(千円)	420,003	485,533	430,164

④ 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
役務費	8,224	手数料
委託料	21,240	手数料、事務委託料
扶助費	400,515	医療費助成給付金
その他(需用費)	185	印刷製本費、消耗品費
合計	430,164	

⑤ 小学生医療費給付事業の概要

事業の名称	小学生医療費給付事業
所管部署	医療助成年金課
事業開始年度	平成 26 年度
事業の内容	小学生に対して、安心して医療が受けられるように、医療費を助成する。 助成内容は、保険で診療を受けた時に支払った一部負担金から、診療報酬明細書ごとに入院 2,500 円、外来 750 円を控除した額を助成額とする。ただし非課税世帯は一部負担金全額を助成する。

財源	一般財源のほか、県補助金(県 1/2、市 1/2)と、高額療養費納入金		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	230,886	257,785	256,085
決算額(千円)	247,558	260,825	271,199

⑥ 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
役務費	12,151	手数料
委託料	12,465	手数料、事務委託料
扶助費	246,385	医療費助成給付金
その他(需用費)	198	印刷製本費、消耗品費
合計	271,199	

⑦ 中学生医療費給付事業の概要

事業の名称	中学生医療費給付事業		
所管部署	医療助成年金課		
事業開始年度	平成 30 年度		
事業の内容	中学生に対して、安心して医療が受けられるように、医療費を助成する。 助成内容は、保険で診療を受けた時に支払った一部負担金から、診療報酬明細書ごとに入院 2,500 円、外来 750 円を控除した額を助成額とする。ただし非課税世帯は一部負担金全額を助成する。		
財源	一般財源のほか、高額療養費納入金		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	86,492	96,570	114,748
決算額(千円)	99,191	124,954	130,291

⑧ 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	102	会計年度任用職員報酬
職員手当等	5	会計年度任用職員通勤手当
役務費	4,645	手数料
委託料	5,012	手数料、事務委託料
扶助費	120,380	医療費助成給付金
その他(需用費)	147	印刷製本費、消耗品費
合計	130,291	

(2) 監査の結果及び意見

【意見1】 秘密保持等に関する誓約書の提出について

市は医療費給付事業(妊産婦、乳幼児、小学生、中学生)を実施するため、以下の図表のとおり、業務委託契約及びシステム賃貸借契約を締結し、関係機関と協定している。

【図表 医療費給付事業(妊産婦、乳幼児、小学生、中学生)に関する契約等】

契約等名	業務内容等
医療費給付事業業務委託	市が実施する医療費給付事業の実施に伴う受給者証の更新処理及び給付決定通知書の作成等の業務。
県及び市単独医療費助成事業に係る業務委託	市が実施する乳幼児、妊産婦、小学生及び中学生等医療費給付事業の審査集計等の業務。
盛岡市単独医療費助成事業事務費交付金に関する協定書	市が実施する乳幼児、妊産婦、小学生及び中学生等医療費給付事業の各要綱の規定に基づき、市単独医療費助成事業の円滑な運営を図るための関係事務。
盛岡市医療費給付システム賃貸借契約	既存の住民記録情報システム「Inside6」を基盤とし、システムを利用するうえで必要な機能を有し、業務を滞りなく運用できる医療費給付システムとすること。盛岡市医療費給付事業の制度変更に対応できるよう、柔軟性、拡張性を保持したシステムとすること。

(出所:所管課提示資料より監査人作成)

個人情報取扱事務に係る特記仕様書(令和4年度)では、発注者から個人情報を取り扱う事務を受注した者は、この契約の履行にあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、

個人情報 を適正に取 扱わなければなら ないこと、受注者 は、特定個人情報 を取 扱う事務 にあつては、地方公共団 体が講 じるべき安全管理措置と同等の措置を講 じなければなら ないことを記載して いる。また、契約による事務 に従事して いる者に対し、この 契約による事務 に関して知り得た個人情報 を他人に知らせ、又は不当な目的 に使用 してはなら ないことなど個人情報 の保護に 関して必要な事項 を周知するよう に受注者 に義務付けて いる。

令和 5 年 4 月 1 日に個人情報取 扱事務に係る特記仕様書 を改正し、受注者 は、責 任者及び事務取 扱担当者に対し、個人情報 の適正な取 扱いについて理解を深め、 個人情報 の保護に 関する意識の高揚を 図るための啓発そ の他必要な教育研修 を行う ことを求めている。

しかし、市の個人情報取 扱事務に係る特記仕様書 では、受注者 に対して、業務に 従事させる者に秘密保持等 に 関する誓約書 を提出させることを 求めては いない。

業務に 従事させる者に個人情報 の保護の重要性を 認識させ、個人情報 の適正な 取扱いについて理解を 深めるためにも、秘密保持等 に 関する誓約書 の提出を義務付 けることを検討することが望ましい。

(基本的事項)

第 1 発注者から個人情報 を取 扱う事務を受注した者は、この契約の履行にあたり、個人情報 の保護の重要性を 認識し、個人情報 の取扱いに当たっては、行政 手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等 に 関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)及び盛岡市個人情報保護 条例(平成 16 年条例第 7 号。以下「条例」という。)の趣旨に基づき、個人の権利利益を侵害す ることのないよう、個人情報 を適正に取 扱わなければなら ない。

2 受注者 は、番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報 を取 扱う事務にあつては、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報 の適正な取 扱いに 関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成 26 年特定個人情報保護委員 会告示第 6 号)(別添)特定個人情報に 関する安全管理措置」において、地方公 共団 体が講 じるべき安全管理措置と同等の措置を講 じなければなら ない。

(事務従事者への周知徹底)

第 11 受注者 は、この契約による事務 に従事して いる者に対し、在職中及び退職後 においてもこの契約による事務 に関して知り得た個人情報 を他人に知らせ、又は 不当な目的 に使用してはなら ないことなど条例第 3 条に規定する個人情報 の保 護に 関して必要な事項 を周知しなければなら ない。

(出所:個人情報取 扱事務に係る特記仕様書(令和 4 年度))

(基本的事項)

第 1 受注者は、この契約の履行に当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)(盛岡市議会においては、盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4 年条例第 48 号))及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)の趣旨に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者が講じるべき安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

(事務取扱担当者への周知徹底)

第 18 受注者は、事務取扱担当者に対し、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなどについて必要な事項を周知しなければならない。

(教育研修)

第 19 受注者は、責任者及び事務取扱担当者に対し、個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 受注者は、事務取扱担当者のうち、情報システムの管理に関する事務に従事する者に対し、個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 受注者は、事務取扱担当者のうち、番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対し、番号法第 29 条の 2 の規定によるサイバーセキュリティ(「サイバーセキュリティ基本法」(平成 26 年法律第 104 号)第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保に関する事項その他の事項に関する教育研修を行うものとする。

(出所:個人情報取扱事務に係る特記仕様書(令和 5 年 4 月 1 日改正))

【意見 2】医療費給付申請の電子化について

医療費助成の方法は、以下の各要綱のとおり、医療費給付又は医療費助成給付の特例として、受給者が医療機関等に保険証とともに受給者証を提示し、当該医療機関等に支払うべき医療費を市が受給者に代わり、当該医療機関等に支払う現物給付によることがある。

ただし、給付を受けようとする者が、岩手県外の医療機関にかかった場合、受給者証を利用することができない。この場合、給付を受けようとする者は、医療費給付申請書と医療機関から一部負担金を支払ったことの領収書を市に提出することが必要とな

る。

申請方法は市の窓口での給付申請と、郵送での給付申請が認められているが、現状では、電子申請は認められていない。

申請者によっては、電子申請を利用したい給付申請者もいる場合も想定され、給付申請者の利便性の向上のため、医療費助成給付申請手続の電子化を検討してもよいのではないだろうか。

【図表 医療費給付事業(妊産婦、乳幼児、小学生、中学生)に関する給付】

要綱	業務内容等
盛岡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付要綱	<p>(給付の申請)</p> <p>第 10 受給者等は、この告示による給付を受けようとするときは、医療機関等から乳幼児・妊産婦・重度心身障害者医療費給付申請書又は医療費助成給付申請書に医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額を支払ったことの証明を受け、当該申請書を市長に提出しなければならない。</p>
	<p>(給付の特例)</p> <p>第 12 受給者のうち出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は妊産婦が第 10 の申請をすることなく、保険証とともに受給者証を提示して医療機関等から医療を受け、かつ、当該医療機関等から当該医療に要した費用の額の通知があつたときは、市長は、その者が当該医療機関等に支払うべき医療費について、この告示により受給者等に対して支給すべき額の限度において、受給者等に代わり、当該医療機関等に支払うことがある。</p> <p>2 前項の規定による支払いがあつたときは、受給者等は、同項の医療について、第 10 の申請をすることができない。</p>
盛岡市小学生医療費給付要綱	<p>(給付の申請等)</p> <p>第 9 保護者は、この告示による給付を受けようとするときは、医療機関等から小学生医療費給付申請書又は医療費助成給付申請書に医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額を支払ったことの証明を受け、当該申請書を市長に提出しなければならない。</p>
	<p>(給付の特例)</p> <p>第 10 保護者が第 9 第 1 項の申請をすることなく、当該保護者又は当該保護者に係る受給者が保険証とともに受給者証を提示し、当該受給者が医療機関等から医療を受け、かつ、当該医療機関等から当該医療に要した費用の額の通知があつたときは、市長は、当該受給者が当該医療機関等に支払うべき</p>

要綱	業務内容等
	<p>医療費について、この告示により当該受給者に対して支給すべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該医療機関等に支払うことがある。</p> <p>2 前項の規定による支払いがあったときは、保護者は、同項の医療について、第9第1項の申請をすることができない。</p>
盛岡市中学生医療費給付要綱	<p>(給付の申請等)</p> <p>第9 保護者は、この告示による給付を受けようとするときは、医療機関等から中学生医療費給付申請書又は医療費助成給付申請書に医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額を支払ったことの証明を受け、当該申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(給付の特例)</p> <p>第10 保護者が第9第1項の申請をすることなく、当該保護者又は当該保護者に係る受給者が保険証とともに受給者証を提示し、当該受給者が医療機関等から医療を受け、かつ、当該医療機関等から当該医療に要した費用の額の通知があったときは、市長は、当該受給者が当該医療機関等に支払うべき医療費について、この告示により当該受給者に対して支給すべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該医療機関等に支払うことがある。</p> <p>2 前項の規定による支払いがあったときは、保護者は、同項の医療について、第9第1項の申請をすることができない。</p>

(出所:各医療費給付要綱より監査人作成)

II 企画総務課

2. 小児救急輪番制病院事業

(1) 事業の概要

休日、夜間などにおける入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で診療にあたる4病院を支援し、うち3病院に対して事業費を補助する。

① 小児救急医療支援事業の概要

事業の名称	小児救急医療支援事業		
所管部署	企画総務課		
事業開始年度	平成11年度		
事業の内容	休日、夜間などにおける入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で診療にあたる4病院(県立中央病院、盛岡赤十字病院、盛岡医療センター、岩手医科大学附属病院)を支援し、うち3病院(上記の4病院のうち県立中央病院を除く。)に対して、当番回数に応じ事業費を補助する。 ※岩手医科大学附属病院は新型コロナウイルス感染症対応のため、令和2年度から一時的に脱退中。		
財源	補助金の負担割合は、県2/3、市町*1/3 盛岡市負担分は一般財源。 ※盛岡保健医療圏の8市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)において均等割、人口割に応じた金額で負担している。		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	9,791	7,852	7,853
決算額(千円)	7,852	7,693	7,980

② 令和4年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	7,980	小児救急医療支援事業費補助金
合計	7,980	

③ 小児救急医療受入態勢整備事業の概要

事業の名称	小児救急医療受入態勢整備事業		
所管部署	企画総務課		
事業開始年度	平成 11 年度		
事業の内容	小児救急輪番制に参加している病院が、当番日に盛岡保健医療圏以外からの小児救急患者を受け入れる態勢を整えた際に、当番回数に応じ補助金を交付する。 ※岩手医科大学附属病院は新型コロナウイルス感染症対応のため、令和 2 年度から一時的に脱退中。		
財源	補助金の負担割合は、県 10/10		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	3,610	2,895	2,895
決算額(千円)	2,895	2,837	2,942

④ 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	2,942	小児救急医療受入態勢整備事業補助金
合計	2,942	

⑤ 公的病院等事業費補助（小児医療支援事業）の概要

事業の名称	公的病院等事業費補助(小児医療支援事業)
所管部署	企画総務課
事業開始年度	平成 27 年度
事業の内容	公的病院等である 2 病院(盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院)の院内で、専ら小児科に割り当てられている病床に対し、病床数に応じ補助を行う。
財源	市町負担金※ 盛岡市負担分は一般財源。 ※盛岡保健医療圏の 8 市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)において均等割、人口割に応じた金額で負担している。

当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	7,476	7,476	7,476
決算額(千円)	7,476	7,476	7,476

⑥ 令和 4 年度年の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	7,476	公的病院等事業費補助金(小児医療支援事業)
合計	7,476	

⑦ 公的病院等事業費補助(小児救急医療支援事業)の概要

事業の名称	公的病院等事業費補助(小児救急医療支援事業)		
所管部署	企画総務課		
事業開始年度	平成 27 年度		
事業の内容	公的病院等である 2 病院(盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院)のうち、小児救急医療を提供している病院に対し、補助を行う。		
財源	市町負担金※ 盛岡市負担分は一般財源。 ※盛岡保健医療圏の 8 市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)において均等割、人口割に応じた金額で負担している。		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	1,915	957	957
決算額(千円)	1,063	957	957

⑧ 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	957	公的病院等事業費補助(小児救急医療支援事業)
合計	957	

(2) 監査の結果及び意見

【結果1】補助事業完了報告書添付書類について

令和4年度公的病院等事業費補助金に係る完了報告書の添付書類の「救急告示病院診療科目別患者調(病院群輪番制当番日以外)」に記載誤りがあった。具体的には、以下の図表のとおり、「3 取扱患者の来院方法別内訳」の救急車での来院について、入院と外来の取扱患者数が反対に記載されていた。

救急告示病院の取扱患者の状況を把握するために補助事業完了報告で報告を求めている書類であり、適切に記載してもらうように指導すべきである。

【図表 救急告示病院診療科目別患者数等調(病院群輪番制当番日以外)の正誤表】

【誤】

3 取扱患者の来院方法別内訳

区分	初期救急医療施設からの転送			その他			合計	備考
	救急車	その他	計	救急車	その他	計		
入院	0	0	0	527	613	1,140	1,140	
外来	0	0	0	811	3,556	4,367	4,367	
計	0	0	0	1,338	4,169	5,507	5,507	

【正】

3 取扱患者の来院方法別内訳

区分	初期救急医療施設からの転送			その他			合計	備考
	救急車	その他	計	救急車	その他	計		
入院	0	0	0	811	613	1,424	1,424	
外来	0	0	0	527	3,556	4,083	4,083	
計	0	0	0	1,338	4,169	5,507	5,507	

(出所:所管課提出資料より監査人作成)

Ⅲ 指導予防課

3. 予防接種事業

(1) 事業の概要

事業の名称	予防接種事業		
所管部署	指導予防課		
事業開始年度	平成 15 年度		
事業の内容	集団生活を送る子どものインフルエンザの重症化及び感染拡大の防止、子育て世代の負担軽減を図るため、0 歳から中学生を対象とし、インフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成する。 13 歳未満は 2 回まで、13 歳以上は 1 回までを上限に、1 回につき 2,000 円を助成する。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	74,553	72,561	76,043
決算額(千円)	78,220	60,805	52,977

① 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	357	幼児等インフルエンザ予防接種予診票の印刷
負担金、補助及び交付金	52,620	幼児等インフルエンザ予防接種補助金
合計	52,977	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 2】 補助金交付申請書等の提出遅延について

「令和 4 年度盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金の事務取扱について」において、協力医療機関には盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付申請書の提出期日を令和 5 年 2 月 10 日(金)と定めていた。しかし、盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付申請書の中には、提出期日を超過して交付申請書を提出した協力医療機関があった。

補助金交付の書類であるため、提出期日を守るよう適切に指導すべきである。

4 補助金関係書類の提出及び注意事項について

補助金関係書類である「盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付申請書」、「盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種実施報告書」、「盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金請求書」は、接種終了後 **4 か月分を取りまとめ、令和5年2月10日(金)までに盛岡市保健所指導予防課** (以下「指導予防課」とする) に直接提出してください。(市医師会に提出しないでください。)

なお、これらの書類に押印する印鑑は「朱肉を使う印鑑」を使用することとし、全て一致させてください。(シャチハタ不可)

(出所: 令和4年度盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金の事務取扱について)

【意見3】朱肉を使う印鑑による押印について

「令和4年度盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金の事務取扱について」において、補助金関係書類には朱肉を使う印鑑による押印を求めている。インフルエンザ予防接種実施報告書は、インフルエンザ予防接種件数と同じ枚数があり、4か月で2,000件を超える協力医療機関もあった。それぞれの実施報告書に押印するだけでも相当の時間を要するものと推測される。

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(注:「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。))について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とされ、これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とする改正を行っている。

国でも国民や事業者等の押印の見直しが行われており、協力医療機関の負担も考慮し、朱肉を使う印鑑による押印を全件に必要とすることについて、見直しを検討してもよいのではないだろうか。

4 補助金関係書類の提出及び注意事項について

補助金関係書類である「盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付申請書」、「盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種実施報告書」、「盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金請求書」は、接種終了後 **4 か月分を取りまとめ、令和5年2月10日(金)までに盛岡市保健所指導予防課** (以下「指導予防課」とする) に直接

提出してください。(市医師会に提出しないでください。)

なお、これらの書類に押印する印鑑は「朱肉を使う印鑑」を使用することとし、全て一致させてください。(シャチハタ不可)

(出所:令和4年度盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金の事務取扱について)

【意見4】協力医療機関からの対応可能な場合の連絡方法について

通常の「盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種実施報告書(予診票)」は複写式の紙であり、受診時に医療機関から保護者へ配付するため、医療機関で住所・受ける人の氏名・生年月日・保護者氏名、質問事項等を記載することが必要であった。医療機関からの要望を受け、令和3年度より実施報告書(予診票)のPDFファイルを市ホームページに掲載し、保護者がダウンロードして事前に記入したものを医療機関へ持参することが可能となっていた。

この方法に対応可能である医療機関は、対応可能である旨をFAXで知らせることが必要であった。FAXであれば、医療機関・市の双方に紙の証跡、FAX機には送受信記録があるため、有用とも思える。

しかし、FAXでの連絡ではなく電子メールや市ホームページのフォーム等の電子的な方法での連絡を希望する医療機関もあるかもしれない。医療機関の連絡方法の利便性向上のため、電子的な方法での連絡も可能とすることを検討されたい。

幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付事業
協力医療機関 各位

医療機関より要望を受け、昨年度より実施報告書(予診票)のPDFファイルを市ホームページに掲載し、保護者がダウンロードして事前に記入したものを医療機関へ持参することを可能とします。

この方法に対応可能である医療機関につきましては、市ホームページに掲載し市民へ周知したく存じますので、大変お手数をおかけしますが下記を記載のうえ、ファクスにてお知らせください。

なお、当該方法にご協力いただける場合、ダウンロード版は通常の実施報告書(予診票)と異なり複写式ではないため、請求前に写しを一部お取りになり、医療機関控えとして保管くださるようお願いいたします。

【対応可能である場合は、9月22日ころまでに
ファクス(654-5665)にてお知らせ願います。

令和4年9月

盛岡市保健所指導予防課
(ファクス 019-654-5665)

医療機関名

報告に御協力くださりありがとうございます。

(出所:令和4年度盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付事業に係る書類の送付について)

【意見5】 予防接種料金の上限の撤廃について

幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付要綱では、予防接種1件につき2,000円以内を補助額としている。また予防接種の料金は、1件につき5,200円(消費税及び地方消費税を含む。)を限度としている。しかし、予防接種の料金が1件につき5,200円を超える医療機関もあり、当該医療機関は5,200円を超えた予防接種の料金で接種を行うために、市に申請する手続きが必要となる。実際に令和4年度はその申請手続きを行う医療機関が2件あった。

幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付要綱で予防接種料金の上限金額を撤廃すれば、医療機関が上限金額を超過して予防接種を行う場合、市にその必要があると認めもらうための申請手続きを省略とすることができる。また予防接種料金の上限を撤廃しても、予防接種1件あたりの補助額は2,000円以内と定められているため、市が負担する補助金額に影響はない。

幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付要綱で定めた予防接種の料金の上限を撤廃することを検討することが望ましい。

第3 第1に規定する経費は、接種期間内に医療機関が幼児等に対し予防接種を実施した場合において当該予防接種の料金を減額したときの減じた額に相当する金額を経費とし、これに対する補助額は、予防接種1件につき2,000円以内の額とする。

2 前項の予防接種の料金は、1件につき5,200円(消費税及び地方消費税を含む。)を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(出所:盛岡市幼児等インフルエンザ予防接種補助金交付要綱)

IV 子ども青少年課

4. 地域児童クラブ運営事業

(1) 事業の概要

事業の名称	地域児童クラブ運営事業		
所管部署	子ども青少年課		
事業開始年度	平成8年度		
事業の内容	保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与える地域児童クラブの運営を委託する。また、低所得世帯等を対象に、利用料の補助を行う。		
財源	子ども・子育て交付金(国 1/3、県 1/3、市 1/3)		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	544,226	556,428	605,392
決算額(千円)	483,920	607,930	670,342

① 地域児童クラブ運営事業について

本事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない就学児童に対して放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るため放課後児童クラブを運営する。市内で運営されている放課後児童クラブの概要は以下のとおりである。

(放課後児童クラブの概要)

No.	放課後児童クラブの名称	登録児童数 (単位:人)	年間開設日数 (単位:日)	委託契約額 (単位:円)
1	上田第一学童保育クラブ	43	266	8,757,296
2	上田第二学童保育クラブ	20	267	8,389,406
3	宇宙学童クラブ	25	267	9,599,782
4	第二宇宙学童クラブ	24	267	8,375,282
5	MJ あおやま学童保育クラブ	40	292	18,473,806
6	学童保育クラブ MJ けやき子供会	43	292	11,574,521
7	学童保育クラブ MJ 第2 けやき子供会	23	292	11,210,746
8	こずかた学童クラブ	54	287	12,929,678
9	さっくらくらぶ	34	291	13,852,066
10	高松学童保育クラブ	41	290	11,077,014
11	中津川学童保育クラブ	41	291	10,933,138
12	仁王学童育成クラブ 輝き	23	253	6,242,620

No.	放課後児童クラブの名称	登録児童数 (単位:人)	年間開設日数 (単位:日)	委託契約額 (単位:円)
13	仁王学童育成クラブ にこにこ	43	276	8,108,672
14	盛岡 YMCA ふらいむ・たいむ盛岡中央校	36	291	12,279,654
15	盛岡 YMCA ふらいむ・たいむ盛岡中央校第2	33	291	12,143,966
16	盛岡 YMCA ふらいむ・たいむ前潟校	38	291	12,090,269
17	盛岡 YMCA ふらいむ・たいむ向中野校第1	46	291	12,293,154
18	盛岡 YMCA ふらいむ・たいむ向中野校第2	41	291	12,346,162
19	盛岡 YMCA ふらいむ・たいむ盛南校	49	291	11,731,138
20	緑が丘学童保育クラブ	39	258	11,149,872
21	第二緑が丘学童保育クラブ	29	254	12,793,034
22	第三緑が丘学童保育クラブ	22	256	8,655,510
23	松園学童保育なかよしクラブ	28	290	11,282,722
24	本宮学童保育クラブ	23	289	10,522,918
25	山岸学童クラブ	33	294	13,436,186
26	学童保育クラブくるみ子ども会	38	267	12,702,016
27	学童保育クラブ第2くるみ子ども会	14	253	9,554,678
28	学童保育クラブくるみリスハウス	15	253	8,555,422
29	太田児童クラブ	33	296	6,286,137
30	学童保育クラブひのき子供会	20	286	8,532,158
31	学童保育なかのクラブ	45	288	10,258,569
32	大宮よつば学童クラブ	45	293	8,969,238
33	誠文館学童クラブ	38	292	9,080,609
34	さくら学童クラブ	42	287	7,973,993
35	みたけ学童保育クラブ	32	288	11,263,044
36	向中野学童保育クラブ	36	264	10,827,727
37	仙北学童保育クラブ	40	265	10,768,238
38	太田東学童クラブ	40	292	12,132,558
39	太田東学童クラブ(2)	37	292	9,652,991
40	幼老統合施設 Cocoa(児童クラブ第一)	66	291	13,985,284
41	幼老統合施設 Cocoa(児童クラブ第二)	38	291	10,658,587
42	スコーレ第一学童クラブ	90	271	10,468,124
43	スコーレ第二学童クラブ	85	269	10,105,771
44	放課後児童クラブおべんとうばこ	31	291	14,888,226
45	放課後児童くらぶクレヨン	11	293	10,319,791
46	放課後児童クラブ サンガキッズ山岸	34	289	16,147,982
47	放課後児童クラブ サンガキッズ山岸第2	34	270	14,308,962
48	放課後児童クラブ サンガキッズ津志田	21	286	14,386,786

No.	放課後児童クラブの名称	登録児童数 (単位:人)	年間開設日数 (単位:日)	委託契約額 (単位:円)
49	ひよこ学童クラブ	35	291	17,994,053
50	大新どんぐり学童くらぶ	31	291	11,713,875
51	のぞみ学童保育クラブ	35	283	9,240,294
52	あおばの学童	40	296	6,665,337
53	KSK つしだ学童クラブ第2	49	287	15,612,232
54	放課後児童クラブおおぞら村	31	296	10,118,624
55	放課後児童クラブおおそら村2	25	250	9,006,538
56	あいうえお学童クラブ	※	※	12,000,000
57	都南こどもの家	4	286	11,503,346
58	城内学童クラブ	(休止中)		
計		2,042	—	635,929,802

※No.56 あいうえお学童クラブは、令和4年度は運営体制が整わず、既存施設の修繕のみ実施し、令和5年度から受け入れ開始をしている。

(出所:子ども青少年課作成資料)

② 居場所が必要な児童数、放課後児童クラブ及び児童館・児童センターへの登録児童数推移

(居場所が必要な児童数推移)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童数(人)	14,452	14,187	14,004	13,801	13,070
居場所が必要な児童数 ⁵	7,926	7,981	7,807	7,797	7,950
割合	54.8%	56.3%	55.7%	56.5%	60.8%

(出所:子ども青少年課作成資料)

⁵ 「居場所が必要な児童数」とは、両親が共働きである等の理由で放課後に自宅以外の居場所が必要な児童数のことをいう(「児童の放課後の居場所づくりに関する方針」(平成31年3月盛岡市作成)より)。

(放課後児童クラブ数及び利用児童数推移)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
児童クラブ数 (施設数)	47	48	51	56	58
登録児童数 (人)	1,614	1,696	1,759	1,937	2,042
利用児童数 (延べ人数)	※	※	306,739	320,329	324,369

※利用児童者数のデータなし

(出所:子ども青少年課作成資料)

③ 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	1,708	会計年度任用職員報酬
職員手当等	349	会計年度任用職員手当
共済費	343	会計年度任用職員共済費
旅費	97	会計年度任用職員通勤手当
需用費	332	都南こどもの家手流し場漏水修繕
役務費	32	郵便料
委託料	646,770	放課後児童クラブ委託料(635,929 千円)、他 10,841 千円。
使用料及び賃借料	33	会計年度任用職員 PC 借上
負担金、補助及び交付金	20,678	放課後児童クラブ利用料補助
合計	670,342	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 3】事業収支精算書の記載不足について

本事業について、市は 32 の事業者に委託しており、市は事業終了後に収入及び支出の実績を記載した事業収支精算書を事業者に提出させている。事業収支精算書には収入及び支出の内容が把握できるように、科目ごとに支出の内訳が記載されており、内訳ごとに説明も記載されることとなっている。しかしながら、法人 A から提出された事業収支精算書の支出項目は、人件費、事業費、事務費の 3 分類のみが記載されており、説明欄にも内容の記載がなかったため、市は事業収支精算書の内容が正確なものであるかを十分に検証することができないと考えられる。また、当該事業者に限らず、他の事業者の事業収支精算書においても、支出の説明欄への記載が不十分な

ものが散見された。よって、市は支出の内訳を適切に理解・把握できるように、各事業者に対して支出項目の記載を細分化させることや、説明欄へのより詳細な記載の指導を徹底されたい。

【結果 4】 事業の結果生じた残額の検討について

本事業に係る事業者は、事業終了後に事業収支精算書を市に提出し、収入及び支出の状況を報告している。事業収支精算書において、収入から支出を差し引いた結果、残額が生じる場合がある。例えば、下記に記載の法人 B や法人 C の事業収支精算書においては、収入から運営費を差し引いて計算される残額が一定程度発生しており、本部や、学校会計への支出という処理が行われ、収入合計、支出合計が一致している。

仮にこのような残額が生じた場合に、市は、原則として事業者の裁量で繰越や積立ができるものとし、返還は不要としている。一方、運営費が盛岡市からの委託料を下回るなど、残額が過大となる場合は、適切な運営がなされているか実態を確認し、場合によっては残額の取扱いについて事業者と協議を申し入れることとしている。

しかしながら、市は、今回の 2 件の事例について、本部、学校会計への支出処理が適正なものなのか、すなわち、この支出処理の中身がどのようなもので、この事業から支出すべきものなのかを検討していない。まず、本部、学校会計への支出処理が適正なものなのか検討することが重要であり、そのためには、事業者と本部、学校会計への支出の内容について説明を求め、場合によっては、領収書、請求書等の外部証憑を確認することも必要であろう。本部、学校会計への支出処理の適正性を検討した上で、それでも残額が多額に発生する場合は、当初契約時に設定した委託料は過大だったものといえ、必要に応じて委託料の見直しを検討する必要があるだろう。

(法人 B の事業収支精算書の一部)

収入

科目	金額(円)	説明
盛岡市委託料	9,594,752	
会費	7,013,650	
雑収入	54,507	
計	16,662,909	

支出

科目	金額(円)	説明
給料手当	4,221,863	常勤職員給与
上記以外の支出	7,291,470	

その他	5,149,576	法人 B 本部へ
計	16,662,909	

(法人 C の事業収支精算書の一部)

収入

科目	金額(円)	説明
盛岡市委託料	9,572,277	
会費	6,984,275	
計	16,556,552	

支出

科目	金額(円)	説明
人件費	10,626,028	
上記以外の支出	4,037,456	
学校会計	1,893,068	
計	16,556,552	

5. 児童館管理運営事業

(1) 事業の概要

事業の名称	児童館管理運営事業		
所管部署	子ども青少年課		
事業開始年度	昭和 39 年度		
事業の内容	児童に、健全な遊びを与え児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会及び母親クラブ等地域組織活動の育成及び助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を果たすことを目的とした児童館の管理運営を行う。		
財源	子ども・子育て交付金(国 1/3、県 1/3、市 1/3)		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	517,686	536,132	542,797
決算額(千円)	511,616	520,190	531,576

① 児童館管理運営事業について

本事業は、児童センター及び児童館が児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、情操を豊かにすること、地域児童の健全育成の拠点としての役割を担うほか、放課後の児童の居場所を提供すること、子育て支援を実施すること等、様々な機能を担っており、地域と一体となって施設の運営を行うものである。市は、児童センター及び児童館の管理運営について指定管理者に委託しており、指定管理者は利用者の意見を適切に反映させるとともに、効果的・効率的な運営を行うことで利用者の満足度を高めることが求められる。本事業の指定管理者、児童センター・児童館等の概要、児童センター・児童館数の推移は以下のとおりである。

(指定管理者の概要)

No.	名称	運営する児童センター 又は児童館数	指定管理料 (単位:円)
1	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	36	440,188,017
2	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	5	78,641,241

(出所:子ども青少年課作成資料)

(児童館の概要)

No.	施設名	利用登録児童数 (単位:人)	指定管理料 (単位:円)
1	青山児童センター	127	17,234,191
2	仙北児童センター	107	15,460,078
3	北厨川児童センター	74	9,306,823
4	大新児童館	130	12,398,799
5	川目児童センター	69	9,712,749
6	川目児童センター	25	3,808,268
7	本宮児童センター	81	12,275,890
8	仁王児童センター	157	9,594,581
9	山王児童センター	80	9,517,833
10	厨川児童センター	102	9,419,733
11	松園児童センター	33	9,219,578
12	山岸児童センター	178	15,236,690
13	上田児童センター	82	9,408,035
14	大慈寺児童センター	68	9,140,615
15	下太田児童センター	48	9,565,978
16	加賀野児童センター	85	9,389,996
17	緑が丘児童センター	135	11,087,431
18	桜城児童センター	98	9,242,341
19	杜陵児童センター	66	12,657,411
20	みたけ児童センター	95	12,528,910
21	城西児童センター	96	12,598,284
22	河北児童センター	50	12,288,256
23	高松児童センター	105	12,612,585
24	月が丘児童センター	90	13,344,762
25	見前児童センター	238	11,955,412
26	上米内児童センター	50	9,556,125
27	手代森児童センター	75	15,514,864
28	北松園児童センター	60	12,297,050
29	永井児童センター	139	12,868,970
30	乙部児童センター	42	15,385,020
31	上堂児童センター	73	11,914,126
32	飯岡児童センター	150	18,716,793
33	津志田児童センター	191	19,895,536
34	湯沢児童センター	73	15,132,129
35	土淵児童センター	126	18,182,239

No.	施設名	利用登録児童数 (単位:人)	指定管理料 (単位:円)
36	見前北児童センター	138	11,719,936
37	渋民児童館	148	20,271,246
38	好摩児童館	92	18,853,147
39	日戸児童館	17	12,660,033
40	巻堀児童館	13	15,805,844
41	生出児童館	21	11,050,971

(出所:子ども青少年課作成資料)

② 居場所が必要な児童数、児童館・児童センターへの登録児童数推移

居場所が必要な児童数推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童数(人)	14,452	14,187	14,004	13,801	13,070
居場所が必要な児童数(人)	7,926	7,981	7,807	7,797	7,950
割合	54.8%	56.3%	55.7%	56.5%	60.8%

(出所:子ども青少年課作成資料)

児童館・児童センターへの登録児童数及び利用児童数推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童センター及び児童館数(施設数)	41	41	40	40	41
登録児童数(人)	4,577	4,416	4,240	3,985	3,689
利用児童数(延べ人数)	517,948	496,461	463,512	411,835	385,864

(出所:子ども青少年課作成資料)

③ 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	115	盛岡市立児童センター指定管理者候補者選定審査会外部審査委員謝金
需用費	1,063	排煙窓用オペレーター修繕

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	525,623	児童館指定管理料(518,829千円)、他
使用料及び賃借料	119	本宮児童センターLED 使用料
備品購入費	653	FF 式ストーブ購入
負担金、補助及び交付金	4,003	指定管理者エネルギー価格高騰対策 支援金
合計	531,576	

(2) 監査の結果及び意見

【意見6】収支予算と実績の差異要因分析について

本事業において、盛岡市社会福祉協議会は、指定管理者として5施設の児童館を運営しており、事業年度終了後に児童館ごとの収支決算書を市に提出している。当該事業者が運営する児童館のうち、児童館によって支出が収入を大きく上回り、支出超過分を事業者の自己資金で賄っている場合がある一方、他の児童館では収入が支出を大きく上回り、収入超過額が余剰金として残っている場合があった。当初予算ではいずれの児童館も大きな収支差額は発生しない計画となっていたが、収支予算と実績を比較すると、児童館別には人事異動などの関係で人件費が大幅に減少し、収支予算と実績に大きな差が発生しているケースがあった。しかしながら、市は、収支予算と実績の差について原因分析の検証を行っていなかった。収支予算は適切な事業計画のもとに執行されるものであり、収支予算と実績に大きな差がある場合には、事業計画が適切に実行されていない可能性や、指定管理料の積算に使用した前提数値が事実と異なっている可能性も否めない。よって、収支予算と実績に大きな差がある場合には、その要因を確認し、収支予算書の作成に問題がないか、指定管理料の積算に問題はないか、また、事業計画は適切に実行されているか、或いは収支決算書の支出は合理的なものであるかといった視点から慎重に検証するとともに、必要に応じて支出内容について賃金台帳や請求書・領収書などのエビデンスをチェックするなど、指定管理者の収支予算策定及び収支決算の管理を強化することが望ましい。

6. 地域子育て支援センター事業

(1) 事業の概要

事業の名称	地域子育て支援センター事業		
所管部署	子ども青少年課		
事業開始年度	平成 8 年度		
事業の内容	子育てに対する保護者の身体的、精神的負担を解消するため、育児のノウハウを有する保育園をはじめ関係機関が連携して、電話・来所による子育て相談などの子育て支援事業を総合的に実施する。		
財源	重層的支援体制整備事業交付金として国 1/3、県 1/3、市 1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	64,763	109,751	114,512
決算額(千円)	68,810	111,588	119,238

① 地域子育て支援センター事業について

本事業は、子育て家庭の親とその子ども(概ね 3 歳未満の児童及びその保護者)の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育成を促進することを目的としている。本事業は 8 施設にて実施されており、このうち 7 施設について、市は民間の法人に委託し、1 施設は市が運営している。

(事業内容、実施方法等)

	内容
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動を実施すること。 ・子育て等に関する相談、援助の実施 子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助を実施すること。 ・地域の子育て関連情報の提供 子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供すること。 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

	<p>子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。</p> <p>・地域支援活動の実施</p> <p>地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図りながら、以下に掲げる事業を必ず実施すること。</p> <p>(i)子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公民館、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。</p> <p>(ii)地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該家庭への訪問など、関係機関との連携・協力により支援を実施すること。</p>
実施場所	<p>・保育所等の児童福祉施設の他、効果的・継続的な事業実施が可能であること。</p> <p>・交流の場においては原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上を開設すること。また、スペースはおおむね親子10組程度が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。</p>
実施方法	<p>・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者(非常勤も可)を2名以上配置すること。なお、交流の場においては専任の担当者を1名以上配置すること。</p> <p>・事業の実施にあたっては、子育てサークルやボランティアなどの協力を得るなど、効果的・効果的な実施に努めること。</p> <p>・事業の実施にあたって、近隣地域の事業実施施設は、互いに連携・協力し、情報の交換、共有を行うように努めること。</p> <p>・事業の実施にあたっては、保育園、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員(主任児童委員)、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するように努めること。</p> <p>・事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p> <p>・事業の実施にあたっては、地域住民等に対して、広報誌、パンフレットの発行や表看板の設置などにより、周知の徹底を図ること。</p> <p>・事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うにあたって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。</p>

(出所:盛岡市地域子育て支援拠点センター型事業実施要綱)

(実施施設の概要及び委託料等)

実施施設名称	実施者の名称	委託料
みたけ保育園	社会福祉法人岩手県同胞援護会	8,043,000 円
前潟保育園	社会福祉法人土淵朗親会	8,043,000 円
好摩保育園	社会福祉法人好摩福社会	8,043,000 円
愛育園	社会福祉法人愛育園	8,043,000 円
津志田保育園	社会福祉法人福振会	8,043,000 円
なかのこども園	社会福祉法人白楊	8,043,000 円
飯岡こども園	社会福祉法人白楊	8,043,000 円
とりよう保育園	盛岡市	—

(出所:子ども青少年課作成資料)

② 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	2,944	会計年度任用職員報酬
給料	7,523	会計年度任用職員給料
職員手当等	1,973	会計年度任用職員手当
共済費	2,351	会計年度任用職員共済費
報償費	119	講師等報償金
旅費	178	職員日額旅費、講師費用弁償
需用費	1,517	消耗品費、光熱水費
役務費	51	郵便料、電報電話料
委託料	89,989	当初 56,301 千円(地域子育て支援センター委託料)、繰越 33,688 千円(バスセンター内子育て施設整備委託等)
使用料及び賃借料	11,815	当初 3,494 千円、繰越 8,321 千円(バスセンター賃料)
備品購入費	778	繰越 778 千円(備品購入)
合計	119,238	

(2) 監査の結果及び意見

【結果5】事業実績書の不備に関する確認漏れについて

本事業の事業者は、事業終了後に市に対して事業実績の内容を記載した事業実績報告書を提出している。その中で、法人 D の事業実績報告書の「5 収入額の内訳

(決算額)」が以下のようになっていた。

【法人 D の事業実績報告書より抜粋】

5 収入額の内訳(決算額)				
委託料	寄付金	保護者利用料	その他	合計
8,043,000	0	1,000	66,029	8,110,029

※その他の内訳(決算額) 園からの繰入 606,000 円、利息 29 円

上記の事業実績報告書の「※その他の内訳(決算額)」を合計すると 606,029 円(園からの繰入 606,000 円+利息 29 円)となり、「5 収入額の内訳(決算額)」の「その他」金額 66,029 円と不一致であった。これは、その他の内訳(決算額)の園からの繰入が本来は 66,000 円と記載されるべきところ、606,000 円と記載されていたことが主な理由と考えられる。しかしながら、市は当該記載誤りについて事業者を確認していなかった。そのため、収入額の内訳について、内容に異常がないかの確認が十分にできていなかったといえる。今後は、事業者の事業実績報告書の内容の慎重な確認を徹底されたい。

【意見 7】委託契約の決裁文書について

市は本事業に係る委託契約を 6 者と随意契約により締結している。市は、随意契約の締結理由として、令和 4 年 3 月 14 日に決裁されている「令和 4 年度盛岡市地域子育て支援拠点センター型事業の実施に係る委託契約協議について(伺い)」において、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 盛岡市地域子育て支援拠点センター型事業実施要綱第 3 条により実施する施設が定められており、これらは私立の事業実施施設であるため。」としている。そもそも、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を理由とする随意契約は、その性質又は目的が競争入札に適しない場合をいうものであるが、市は競争入札を実施しない実質的な理由を決裁文書に残していないため、理由の記載としては不十分と考えられる。よって、市は本事業の委託契約の決裁文書において、随意契約に至るまでの具体的な理由を記載すべきである。

7. 養育支援訪問（家事援助）事業

（1）事業の概要

事業の名称	養育支援訪問(家事援助)事業		
所管部署	子ども青少年課(子ども家庭総合支援センター)		
事業開始年度	令和元年度		
事業の内容	要保護・要支援家庭のうち、食事や衛生状態に課題を抱える家庭に対して家事援助サービスを提供し、家庭環境の改善ひいては児童虐待の発生予防と早期発見を図る。		
財源	対象経費の2/3が子ども子育て支援交付金として国及び県から交付され、残り1/3が市の一般財源。		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	1,188	1,188	1,194
決算額(千円)	1,105	887	537

① 養育支援訪問（家事援助）事業について

本事業は、要保護・要支援家庭のうち、食事や衛生状態に課題を抱える家庭に対して家事援助サービスを提供し、家庭環境の改善ひいては児童虐待の発生予防と早期発見を図ることが目的であり、事業の概要は以下のとおりである。

	内容
事業者	養育支援の会
契約金額	訪問単価 訪問1回あたり(支援時間60分以内) :1,910円 訪問1回あたり(支援時間60分を超え75分以内) :2,320円 事務費 1月あたり 7,395円
契約方法	随意契約
事業の対象	当該事業の対象となる家庭は、市内に居住する者のうち、食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にあり、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭とする。
家事援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の準備及び後片付け ・衣類の洗濯及び整理 ・居室等の掃除及び整理整頓 ・ごみの分別及び処分 ・その他必要と認められる家事援助

	内容
訪問支援者	子育て経験者、ヘルパー等とする。
研修	市は、訪問支援者に対して訪問支援の目的、内容、支援の方法等について研修を行うものとする。
中核機関	事業の中核となる機関は、盛岡市子ども家庭総合支援センターとし、次に掲げる役割を担うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援の必要の可能性のある家庭の情報収集 ・前号の家庭における児童の養育状況等の把握 ・養育支援の進行管理や関係機関との連絡調整 ・支援の内容決定及び盛岡市養育支援訪問(家事援助)事業支援計画書の策定
利用者の負担	利用者の利用負担は無料とする。
実施回数	家事援助等の実施回数は次のとおりとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数は原則週1回以内とする。 ・実施時間は、原則、平日の午前9時から午後6時までの間とし、1回当たり75分以内とする。
実績報告	受託者は、毎月の訪問支援の実施内容について、盛岡市養育支援訪問(家事援助)事業実施報告書により、市長に報告しなければならない。

(出所:盛岡市養育支援訪問(家事援助)事業実施要領)

② 事業実績

本事業の実績は以下のとおりである。

(委託事業者数、利用家庭数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託事業者数	1団体	1団体	1団体	1団体
利用家庭数	1世帯	7世帯	11世帯	8世帯

(出所:子ども青少年課作成資料)

(支援回数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
食事の準備	14	35	77	54
衣類の洗濯・整理	0	74	51	74
居室等の掃除・整理整頓	0	88	166	123

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみの分別・処分	0	22	36	51
その他	0	0	0	7
計	14	219	330	309

(出所:子ども青少年課作成資料)

③ 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	403	ヘルパー派遣事業者への業務委託料
償還金、利子及び割引料	134	令和3年度子ども子育て支援交付金返還金(県)
合計	537	

(2) 監査の結果及び意見

【意見8】業務報告書の記載内容の統一について

本事業は、事業の支援員が家事援助先(以下この項において、「支援先」という。)に訪問し、訪問日ごとに業務報告書を作成し、盛岡市養育支援訪問(家事援助)事業実施報告書とともに市に提出している。

支援員が作成する業務報告書には、訪問した際の支援内容が記載されるとともに、支援員によっては特記事項欄に支援先の家族の状況が詳細に記載されており、多くの業務報告書は支援先の訪問日ごとの詳細な様子を把握できることが多い。しかしながら、支援先の状況を業務報告書に記載することは任意とされているため、支援員によっては業務報告書に支援先の状況の記載がないケースも散見される。業務報告書に記載される支援先の状況は、市が支援に必要な内容や課題を適時に把握するために非常に有益と考えられる。よって、市は、支援員が作成する業務報告書に支援先の様子を記載する欄を追加するように求め、市に毎月提出する実施報告書に含めて報告させることで、市が支援先の詳細な状況を適時に把握できるようにすることが望ましいと考える。

【意見9】支援先への訪問回数の把握について

厚生労働省の養育支援事業のガイドラインによると、出生後概ね1年程度の子のいる家庭については、週に複数回の訪問を行うなど、頻回に訪問支援を行うものとする旨が定められている。市は、当該事業による訪問の他、他課が実施する保健師または助産師による訪問も実施している。しかしながら、市は、市全体として週に複数回の訪

問ができているかを十分に確認できていない。出産後間もない時期の養育者は、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等によって子育てに対して強い不安や孤立感を抱えることが多いため、訪問頻度が不十分な場合には、これらの課題に十分な対応ができない可能性がある。よって、市は、内部の異なる課同士で十分な連携をとり、支援先への訪問回数を把握するとともに、十分な支援が出来ているかを常に把握できる体制の整備を検討してもよいのではないだろうか。

【意見 10】 支援先への委託料の見直しについて

本事業は、市が養育支援の会と委託契約を締結し、有償ボランティアという形で実施されている。本事業は、今後、実施回数が増加する場合には事業者の負担も増加すると考えられ、事業者数自体を増加させる必要性を検討することが求められる。現状は、本事業を実施できる事業者が不足している状態であり、市が令和 2 年度に市内の介護事業所 60 か所を対象に事業の受託意向について調査を行ったが、受託意向があると回答したのは 2 者のみであり、いずれも費用面や人員面で受託困難なことが要因であった。仮に事業者が不足している状況が継続する場合には、本事業を継続的かつ安定的に運営することが困難になる。よって、本事業に係る費用面が原因で事業者が受託意向を示さないことが予想される場合には、予算の範囲内で事業運営に係る委託費を見直し、受託意向のある事業者が増加する様な状況をつくる必要があると考えられる。

8. 子育て応援プラザ運営事業

(1) 事業の概要

事業の名称	子育て応援プラザ運営事業		
所管部署	子ども青少年課		
事業開始年度	平成 29 年度		
事業の内容	室内遊び場やイベントスペース、子育てに関連する民間事業エリアを備えた子育て応援施設を公民連携により運営する。		
財源	重層的支援体制整備事業交付金として国 1/3、県 1/3、残りの 1/3 は市の一般財源。		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	24,181	27,154	27,394
決算額(千円)	25,181	27,659	27,455

① もりおか子育て応援プラザについて

もりおか子育て応援プラザとは、社会全体で子ども・子育て支援に参画するまちづくりの実現を目指して、「子ども」をキーワードに市民、地域活動団体・市民活動団体及び企業等が連携、交流できる場として設けられたものである。母親が一時的に子どもと離れてひとりの時間を持てるリラックスルームや、子育て支援を行う市民活動団体が各種イベントに利用できるセミナールームなど、市の子育て支援施設として、新しい機能を備えている。また、妊娠・出産・子育て等に関する相談を行うための相談室も設けられており、必要に応じて、専門家の派遣を受け、法律相談、女性の就労相談・起業相談なども実施している。

令和 2 年 2 月に、もりおか子育て応援プラザ運営事業の委託業務について、公募型プロポーザルが実施されている。2 者の応募があり、審査の結果、認定 NPO 法人いわて子育てネットが受託候補者として選定された。令和 2 年度以降、認定 NPO 法人いわて子育てネットが、盛岡子育て応援プラザの施設運営を継続して行っている。

もりおか子育て応援プラザの概要は以下のとおりである。

愛称	ma*mall(マ・モール)
所在地	盛岡市大通一丁目 9-12 第 8 大通ビル 3 階
開館時間	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
休館日	毎週日曜日、祝日、年末年始、お盆
開設	盛岡市

運営	認定 NPO 法人いわて子育てネット
----	--------------------

(出所:盛岡市 HP)

過去 3 年間の、年間開設日数、来館者数、利用者数、過去 2 年間の相談受付件数の推移は以下のとおりである。

・来館者数、利用者数の推移

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
年間開設日数(日)	270	265.5	290
年間開設日数のうち新型コロナウイルス 予防対策に伴う閉館日数(日)	8	24.5	0
来館者数(人)	3,959	5,797	7,602
大人(人)	1,500	2,318	3,045
子ども(人)	1,696	2,407	3,300
その他(人)	763	1,072	1,257
利用者数(人)	3,196	4,725	6,345

(出所:業務完了報告書 添付書類)

・相談受付件数の推移

(単位:件)

	相談受付件数		相談受付の内容							
	来所 受付	電話/ その他	育児・ しつけ	栄養	発達・ 健康	生活 リズム	保育園 幼稚園	断乳・ 卒乳	障害・ 養護	その他
令和 3	116	2	24	21	33	24	12	-	1	3
令和 4	145	3	17	43	35	18	18	14	-	3

(出所:業務完了報告書 添付書類)

② 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	62	光熱水費
委託料	12,329	もりおか子育て応援プラザ運営業務 委託料
使用料及び賃借料	15,065	もりおか子育て応援プラザ賃借料
合計	27,456	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 11】 前金払による支払いについて

本事業の委託料は、令和4年4月12日付で委託先より、前金払請求額12,328,660円(契約金額と同額)として、前金払請求書が市に提出され、前金払で市から委託先に支払いが行われている。仕様書では、委託料の請求及び支払いについて、以下のとおり定められている。

8 業務委託料等

(1) 委託料は、原則として、受注者が本業務を完了したのち、請求を行うものとし、発注者は、業務完了の確認及び成果品の検査を行ったのちに、受注者に対し委託料を支払うこととする。ただし、業務の円滑な執行のために発注者が必要と認める場合は、前金払を行うものとする。

(出所:もりおか子育て応援プラザ運営事業仕様書 一部抜粋)

仕様書を確認する限り、業務完了後の支払を原則としつつ、市が必要と認める場合は前金払ができるものとなっている。委託先から提出された前金払請求書を確認したところ、事由として「円滑な事業の運営のため」と記載がされているのみであった。委託先で生ずる本事業に関する支払いの主な内訳は、人件費、消耗品費、水道光熱費等であり、毎月一定額の支払いが発生するもので構成されている。

【図表 令和4年度 もりおか子育て応援プラザ 収支精算書】

科目	金額(千円)	主な内容
収入	12,328	
盛岡市委託料	12,328	
支出	12,328	
賃金	8,791	子育てアドバイザーの賃金
共済費	723	
報償費	24	
需要費	2,094	消耗品の購入、水道光熱費
役務費	157	電話等 wi-fi 利用料
使用料及び賃借料	361	複写機使用料
負担金	176	火災保険料、賠償保険料

(出所:業務完了報告書 添付書類)

今に限らず、新聞やテレビなどの報道で、従業員による現金の着服等は見聞きするところであり、即座に支払いに充てられない部分の委託料の送金は、委託先での現金

の着服等のリスクを高めることにつながらないだろうか。前金払で支払うにしても、委託料の契約金額全額を年度始め早々に支払うのではなく、例えば四半期ごとに必要とする資金量に応じて支払うといったことも検討の余地があるのではないだろうか。

【意見 12】 収支精算書の支出内容の確認について

本事業では、業務完了後に委託先から業務完了報告書が提出され、一緒に収支精算書も提出される。この収支精算書の支出内容について、所管課では請求書、領収書といった原始証憑の確認は行っていない。委託先は、本事業の他に様々な事業を行っており、本事業に関係のない支出が本事業の収支精算書に含まれることは可能性としてありうる。委託先への牽制を働かせる上でも、収支精算書に計上されている支出内容について、支出金額合計と比較して金額が大きな科目や、前年度と比較して金額が大きく増加している科目について、科目の明細である総勘定元帳の提出を依頼して支出内容を確認することや、必要に応じて、請求書、領収書の確認を行うということも検討してよいであろう。

V 子育てあんしん課

9. 待機児童解消強化事業

(1) 事業の概要

事業の名称	待機児童解消強化事業		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	平成 27 年度		
事業の内容	待機児童解消のため、保育所定員の充足率に応じて定員弾力化を実施するために必要な経費に対し、補助を行っているものである。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	8,600	8,000	7,100
決算額(千円)	9,300	6,300	5,900

① 盛岡市私立保育所等定員弾力化推進事業補助金について

盛岡市私立保育所等定員弾力化推進事業補助金は、待機児童の解消を図るため、市の区域内に所在する私立保育所等が、基準日において定員を超えて児童を受け入れるために要する経費に対し交付するものであり、市では、「盛岡市私立保育所等定員弾力化推進事業補助金交付要綱」において、補助金の交付対象、補助限度額及び提出書類等を定めている。

本補助金は令和 7 年度の末日までを実施期限とする時限的なものであるが、本補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて実施期限の延長又は繰上げをすることがある旨を要綱上定めている。

対象	○市の区域内に所在する認可保育所 ^(注1) ○幼保連携型認定こども園 ^(注2)
対象経費	人件費、消耗品費、施設修繕費、研修受講費及び備品購入費
基準日	4月1日、1月1日
実施期限等	令和 7 年度の末日。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。
補助額	基準日ごとに各定員充足率を満たす場合の人件費、消耗品費、施設修繕費、研修受講費及び備品購入費を補助対象とするが、右欄に定める額を限度とする。

基準日	定員充足率 ^(注3)	限度額
4月1日	111%以上 112%未満	10万円
	112%以上 113%未満	20万円
	113%以上 114%未満	30万円
	114%以上 115%未満	40万円
	115%以上	50万円
1月1日	121%以上 122%未満	10万円
	122%以上 123%未満	20万円
	123%以上 124%未満	30万円
	124%以上 125%未満	40万円
	125%以上	50万円

(注1)児童福祉法第35条第4項の規定により設置された保育所

(注2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条の規定により認可を受けた同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(注3)定員充足率:定員に対しての入所児童数の割合

(出所:盛岡市私立保育所等定員弾力化推進事業補助金交付要綱)

令和2年度から令和4年度における本補助金の交付実績は以下のとおりである。

【図表 盛岡市私立保育所等定員弾力化推進事業補助金の交付実績】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月1日時点	13園	8園	8園
1月1日時点	10園	8園	9園
補助金交付額	9,300千円	6,300千円	5,900千円

(出所:市提出資料)

【図表 補助金交付施設において定員以上に受け入れた人数(令和4年度)】

区分	4月1日時点	1月1日時点
定員以上に受け入れた人数	87名	163名

(出所:市提出資料)

② 盛岡市の待機児童等の状況について

市では、認可保育所等に入所できない児童(空き待ち児童)を、「待機児童」と「待機児童外」とに分類して把握している。「待機児童」とは、認可保育所等への入所申込が提出されており、保護者の就労や産前産後、疾病等のような入所要件に合致しているものの入所していない児童をいい、「待機児童外」とは、入所要件に該当していないが、保護者が求職活動を行っていること等を前提に入所申込を提出しており、入所していない児童をいう。なお、保護者が求職活動を行っている場合、毎月、「求職活動報告書」を施設へ提出することを前提として、単年度内 90 日までの保育が認められる。

市では四半期ごと(4月1日、7月1日、10月1日、1月1日)に待機児童数等の調査を行っており、調査時点においては待機児童が発生していないものの、待機児童外の児童は一定数存在している。

【図表 市内における待機児童数等(4月1日時点)の推移】

区分	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日
待機児童数:①	0人	0人	0人
待機児童外数:②	114人	71人	85人
空き待ち児童数:①+②	114人	71人	85人

(出所:市提出資料)

③ 令和4年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	5,900	盛岡市私立保育所等定員弾力化推進事業補助金
合計	5,900	

(2) 監査の結果及び意見

【意見13】補助金交付基準日の見直しについて

盛岡市私立保育所等定員弾力化推進事業補助金交付要綱においては、4月1日と1月1日とを基準日とし、当該基準日に所定の定員充足率(定員超過率)を満たす場合に、定員超過率に応じた額の補助金を交付している。

一方、保育所等の受入児童数は、4月当初を最低として、育児休業延長期間の終了や求職活動の開始等の発生に伴い3月に向けて上昇を続けるのが実態であり、それに応じて、年度の後半にかけて定員を超過して受け入れる児童数が発生し、所定

の定員充足率(定員超過率)を満たす施設も増加していく。

このため、基準日を年度後半に設定する等、より実態に即した基準日とするよう見直しを図ることを検討されたい。

【図表 令和4年度内における定員及び入所者数等の推移】

区分	施設数	定員	入所者数	充足率
4月1日	108施設	7,599人	7,039人	92.6%
7月1日	108施設	7,579人	7,266人	95.9%
10月1日	107施設	7,529人	7,565人	100.5%
1月1日	107施設	7,529人	7,740人	102.8%
3月1日	107施設	7,529人	7,808人	103.7%

(注)市内の認可保育所及び認定こども園を対象とした数値である。

(出所:市提出資料)

【意見14】事業効果検証時における評価基準について

盛岡市私立保育所等定員弾力化推進事業補助金交付要綱においては、令和7年度の末日に当該補助金に係る事業効果の検証を行うこととし、その基準として「(1)待機児童の数」及び「(2)交付の対象となった私立保育所等の数及び定員を超えて受入れた児童数」を定めている。

しかし、平成28年度以降待機児童数0人が達成されている状態であり、加えて、求職活動が長期化した場合の空き待ち人数は待機児童に含まれず、「待機児童外」として取り扱われることを踏まえると、実質的な待機児童解消の指標として「待機児童外の空き待ち人数」についても評価基準を加えることを検討されたい。

10. 私立児童福祉施設等整備助成事業

(1) 事業の概要

事業の名称	私立児童福祉施設等整備助成事業		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	<p>[盛岡市私立保育所等整備等事業補助金] 市内の保育環境改善のため、保育所・認定こども園の新規開設や定員拡大に伴う建設・増築及び老朽化による建替えについて、国の就学前教育・保育施設整備交付金の活用が可能な施設整備に対する補助を行うものである。</p> <p>[盛岡市公立保育所運営移管補助金] 盛岡市立保育所の民営化にあたり、保育所の移管に要する経費に対する補助を行うものである。</p>		
財源	<p>[盛岡市私立保育所等整備等事業補助金] 補助金の負担割合は、国又は県 1/2、市 1/4</p> <p>[盛岡市公立保育所運営移管補助金] 全額市費</p>		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	144,491	356,096	534,020
決算額(千円)	—	202,249	390,873

(注) 当初予算額、決算額には、盛岡市私立保育所等整備等事業補助金の他に、盛岡市公立保育所運営移管補助金も含まれている。

① 盛岡市私立保育所等整備等事業補助金について

盛岡市私立保育所等整備等事業補助金は、保育所、地域型保育事業所及び認定こども園の新設、大規模修繕又は改造を行う場合に要する経費に対し交付するものであり、市では、「盛岡市私立保育所等整備等事業補助金交付要綱」において、補助金の交付対象、補助限度額及び提出書類等を定めている。

ただし、本補助金は、国の保育所等整備交付金(現就学前教育・保育施設整備交付金)の活用が可能な施設整備を対象としており、保育所等整備交付金交付要綱が規定する条件内のものに限られる。保育所等整備交付金は、保育所等待機児童の解消を図ることを目的に、市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、

市町村に交付される交付金であり、その対象等は保育所等整備交付金交付要綱に定められている。

なお、保育所等整備交付金は、令和5年度から、厚生労働省所管の保育所等整備交付金と文部科学省所管の認定こども園施設整備交付金の幼稚園機能部分を、こども家庭庁に一元化して新設された就学前教育・保育施設整備交付金に移行されている。

[保育所等整備交付金交付要綱に定める交付対象等]

対象	<p>○市町村が策定する市町村整備計画に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業</p> <p>○防音壁設置計画に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁整備事業</p> <p>○防犯対策強化整備計画に基づいて実施される保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策強化整備事業</p>																													
施設整備の内容	<p>「施設整備」とは、下表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <table border="1" data-bbox="475 936 1350 1986"> <thead> <tr> <th data-bbox="481 936 577 981">種類</th> <th data-bbox="577 936 721 981">整備区分</th> <th data-bbox="721 936 1343 981">主な整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="481 981 577 1081">新設</td> <td data-bbox="577 981 721 1081">創設</td> <td data-bbox="721 981 1343 1081">○新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1081 577 1272">修理</td> <td data-bbox="577 1081 721 1272">大規模修繕等</td> <td data-bbox="721 1081 1343 1272">○既存施設について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1272 577 1608">改造</td> <td data-bbox="577 1272 721 1373">増築</td> <td data-bbox="721 1272 1343 1373">○既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1373 577 1518"></td> <td data-bbox="577 1373 721 1518">増改築</td> <td data-bbox="721 1373 1343 1518">○既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1518 577 1608"></td> <td data-bbox="577 1518 721 1608">改築</td> <td data-bbox="721 1518 1343 1608">○既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1608 577 1798">整備</td> <td data-bbox="577 1608 721 1798">老朽民間児童福祉施設整備</td> <td data-bbox="721 1608 1343 1798">○社会福祉法人が設置する施設について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備(一部改築を含む。)をすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1798 577 1899"></td> <td data-bbox="577 1798 721 1899">防音壁整備</td> <td data-bbox="721 1798 1343 1899">○近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備(市町村が必要性を認めたものに限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 1899 577 1986"></td> <td data-bbox="577 1899 721 1986">防犯対策の強化に</td> <td data-bbox="721 1899 1343 1986">○防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に</td> </tr> </tbody> </table>			種類	整備区分	主な整備内容	新設	創設	○新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備すること。	修理	大規模修繕等	○既存施設について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。	改造	増築	○既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること		増改築	○既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。		改築	○既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。	整備	老朽民間児童福祉施設整備	○社会福祉法人が設置する施設について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備(一部改築を含む。)をすること。		防音壁整備	○近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備(市町村が必要性を認めたものに限る。)		防犯対策の強化に	○防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に
種類	整備区分	主な整備内容																												
新設	創設	○新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備すること。																												
修理	大規模修繕等	○既存施設について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。																												
改造	増築	○既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること																												
	増改築	○既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。																												
	改築	○既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。																												
整備	老朽民間児童福祉施設整備	○社会福祉法人が設置する施設について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備(一部改築を含む。)をすること。																												
	防音壁整備	○近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備(市町村が必要性を認めたものに限る。)																												
	防犯対策の強化に	○防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に																												

	係る整備	係る整備
交付額	保育所等整備交付金交付要綱に定める。なお、次の経費は交付の対象としない。 (1)土地の買収又は整地に要する費用 (2)既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用 (3)職員の宿舍に要する費用 (4)防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用 (5)防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用 (6)その他施設整備として適当と認められない費用	

(出所:保育所等整備交付金交付要綱)

② 盛岡市公立保育所運営移管補助金について

本補助金は、盛岡市保育所民営化計画に基づく保育所の運営の移管に要する経費に対して補助金を交付するものである。これは、盛岡市私立保育所等整備等事業補助金においては、当該整備等事業における国の補助基準額の 3/4 が国(又は県)及び市から交付され、残る 1/4 が事業者の負担となるが、盛岡市保育所民営化計画に基づいて移管される保育所の整備等に関しては、残る 1/4 相当額についても本補助金として運営移管先法人に交付するものである。

「盛岡市公立保育所運営移管補助金交付要領」により、交付対象となる具体的な運営移管先法人、補助の額及び申請手続等を定めているが、移管する公立保育所によって交付対象となる移管先法人及び補助額の上限が異なることから、対象が変わる都度、交付要綱を改正している。

対象	盛岡市保育所民営化計画に基づき、移管先法人が保育園の運営の移管を受ける場合に要する経費(当該年度における移管の準備等に要する経費のうち市長が認めたもの)
補助額	補助額は、当該経費に相当する額(その額に 1,000 万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。 ※移管園ごとに上限額を設定している。

(出所:盛岡市公立保育所運営移管補助金交付要綱)

③ 交付実績について

令和 2 年度から令和 4 年度における両補助金の交付実績は以下のとおりである。

ただし、令和 3 年度に交付した盛岡市公立保育所運営移管補助金 56,638 千円については、令和 4 年度に事業者から 4,339 千円の返還をうけている。

これは、盛岡市公立保育所運営移管補助金交付額の算定基礎となる盛岡市私立保育所等整備等事業補助金(令和 4 年度に繰り越した上で交付。)に係る厚生労働省との交付申請協議等を、実際には実施しない特殊附帯工事費を誤って加算したまま行い、当該工事費相当額を含んだ補助額 56,638 千円を事業者に交付したが、後日、移管先法人からの問い合わせにより、過大交付を認識したことによるものである。

所管課としては、運営移管先法人との打合せ記録の作成及び課内での情報共有、補助項目に係るチェックシートの作成及び決裁文書への添付を行うことにより再発防止を図ることとしている。

【図表 令和 2 年度～4 年度における補助金の交付実績】

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
盛岡市私立保育所等整備等事業補助金			
対象施設数	—	1 施設	4 施設
補助金交付額	—	145,611 千円	333,575 千円
盛岡市公立保育所運営移管補助金			
対象施設数	—	1 施設	2 施設
補助金交付額	—	56,638 千円	57,298 千円
合計	—	202,249 千円	390,873 千円

(出所:市提出資料)

④ 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	390,873	盛岡市私立保育所等整備等事業補助金、盛岡市公立保育所運営移管補助金
合計	390,873	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 15】 事業効果検証時における評価基準について

盛岡市私立保育所等整備等事業補助金交付要綱において、令和 4 年度の末日に当該補助金に係る事業効果の検証を行うこととし、その基準として「(1) 本事業の実施により保育環境の質の向上が図られた児童数」及び「(2) 本事業の実施により増加した定員数」を定めている。しかし、平成 28 年度以降待機児童数 0 人が達成されている

状態であり、老朽化施設の建て替えや旧耐震基準による施設の耐震化に施設整備の主眼が移りつつあることを踏まえると、老朽化/耐震の進捗を反映するような評価基準を加えることを検討されたい。

1 1. 私立児童福祉施設等運営事業

1 2. 認定こども園等運営費給付事業

(1) 事業の概要

事業の名称	私立児童福祉施設等運営事業		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	平成 27 年度		
事業の内容	保護者の労働又は疾病その他の事由により保育を必要とする児童を受け入れる私立保育所に対し、委託費を支弁するものである。		
財源	<ul style="list-style-type: none"> ・国交付金及び県負担金(負担割合は国 1/2、県 1/4) ・その他は市の一般財源 		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	5,299,199	5,168,178	4,931,417
決算額(千円)	5,261,611	5,114,402	4,898,687

事業の名称	認定こども園等運営費給付事業		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	平成 27 年度		
事業の内容	保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする児童を受け入れる認定こども園及び地域型保育事業施設並びに教育を希望する世帯の児童に教育を提供している認定こども園及び幼稚園に対し、施設型給付費を給付するものである。		
財源	<ul style="list-style-type: none"> ・国交付金及び県負担金(負担割合は国 1/2、県 1/4) ・県補助金(負担割合は県 1/2) ・その他は市の一般財源 		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	4,028,665	4,373,995	4,873,892
決算額(千円)	4,187,087	4,422,072	4,888,032

① 施設型給付の概要

子ども・子育て支援法においては、従前、別個に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の枠組みが共通化されており、「内

閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担の額)を控除した額が公費負担額とされ、その 1/2 が国の子ども・子育て支援交付金から交付され、1/4 が県の子どものための教育・保育給付負担金から交付される。

また、給付については保護者における個人給付を基礎としているが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、各施設が市町村から法定代理受領する仕組みとなっており、利用者負担についても施設が利用者から徴収する。ただし、私立保育所に対しては、児童福祉法第 24 条において保育所における保育は市町村が実施することとされているため、法定代理受領ではなく、利用者負担額を市町村で徴収し、施設型給付と利用者負担の合計額を委託費として支弁する枠組みとなっている。

市においては、保育所に対する法定代理受領相当額については、私立児童福祉施設等運営事業として各施設に対して委託費を支弁し、それ以外の種類の施設に対しては、認定こども園等運営費給付事業として施設型給付費を給付している。

【図表 施設型給付の概要】

施設型給付	認定こども園(0～5歳)	幼保連携型
		幼稚園型
		保育所型
		地方裁量型
	幼稚園(3～5歳)	
	保育所(0～5歳)	
地域型保育給付	小規模保育(原則0～2歳)	
	家庭的保育(原則0～2歳)	
	居宅訪問型保育(原則0～2歳)	
	事業所内保育(原則0～2歳)	

(出所:内閣府ウェブサイト)

令和 2 年度から令和 4 年度における委託費の支弁対象となる認可保育所数及び施設型給付費の給付対象施設数は以下のとおりである。

【図表 委託費の支弁対象とされた認可保育所数の推移】

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
市内認可保育所	46 施設	46 施設	45 施設
市外認可保育所	21 施設	23 施設	36 施設

(出所:市提出資料)

【図表 施設型給付費の支弁対象とされた施設所数の推移】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
市内	認定こども園	20 施設	22 施設	25 施設
	幼稚園	8 施設	8 施設	6 施設
	小規模保育施設等	28 施設	29 施設	29 施設
市外	認定こども園	14 施設	20 施設	20 施設
	幼稚園	2 施設	1 施設	2 施設
	小規模保育施設等	3 施設	5 施設	4 施設

(出所:市提出資料)

② 公定価格の内訳について

公定価格は各施設の地域区分や利用定員等により定められる「基本額」と、職員の配置状況や所定の事業の実施状況等に応じて加減算される「各種加算等」との合計額とから構成され、各施設の状況に応じて算定される。

区分	主な加算/調整項目
認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間保育加算、休日保育加算 ○人件費関係 <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算 ○管理費関係 <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算 ○調整項目 <ul style="list-style-type: none"> ・分園の場合、施設長を配置していない場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間保育加算、休日保育加算、外部監査費加算、給食費実施加算、通園送迎加算 ○人件費関係 <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、副園長・教頭配置加算、学級編制調整加配加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、療育支援加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、事務職員配置加算、指導充実加配加算、事務負担対

区分	主な加算/調整項目
	<p>応加配加算</p> <p>○管理費関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算 <p>○調整項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合、分園の場合、土曜日に閉所する場合、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合、年齢別配置基準を下回る場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合、定員を恒常的に超過する場合
幼稚園	<p>○外部監査費加算、給食費実施加算、通園送迎加算</p> <p>○人件費関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善等加算Ⅱ、副園長・教頭配置加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、療育支援加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、事務職員配置加算、指導充実加配加算、事務負担対応加配加算 <p>○管理費関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算 <p>○調整項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢別配置基準を下回る場合、定員を恒常的に超過する場合
小規模保育施設等	<p>○夜間保育加算、休日保育加算</p> <p>○人件費関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格保有者加算、家庭的保育補助者加算、保育士比率向上加算、障害児保育加算 <p>○管理費関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、施設機能強化推進費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算 <p>○調整項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携施設を設定しない場合、食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合、管理者を配

区分	主な加算/調整項目
	置していない場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合

③ 令和4年度の決算額の主な内訳

[私立児童福祉施設等運営事業]

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	4,898,687	委託料
合計	4,898,687	

[認定こども園等運営費給付事業]

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金	4,888,032	施設型給付費
合計	4,888,032	

(2) 監査の結果及び意見

【結果6】 小学校接続加算申請に係る報告内容等について

小学校接続加算とは、小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を加算するものであり、以下の3つの要件を満たすことが求められる。なお、該当する場合には3月分の委託料又は施設型給付費を算定する際の単価に加算される。

[小学校接続加算の要件]

ア	小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にしていること。
イ	授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
ウ	小学校との接続を見通した保育課程を編成していること。 なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含みます。

[小学校接続加算申請時に求める添付書類]

○小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況が確認できる資料(写し可)

市ではその申請にあたり、「小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況が確認

できる資料(写し可)」を添付する旨を定めているのみであり、監査においてサンプルとした施設間で、資料として提出された内容に大きな差がある。

施設の中には、「接続を担当する部署・職員等」、「接続に係る取り組み内容」及び「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」を具体的に記載した資料を提出しているものもあるが、以下のように、小学校接続加算の 3 つの要件を満たしていることを確認するには提出資料の内容が不十分な施設が存在する。

[小学校接続加算の 3 要件を満たしていることが十分確認できない施設(例)]

- 年度内における小学校との交流活動実績をまとめた資料のみを添付している。
- 当該年度における教育・保育の方針や計画等をまとめた資料を添付しているものの交流活動の実績を報告していない。
- 小学校との接続を見通した保育課程を実施し、小学校との連絡会等を通して連携を図っている旨等を記載しているものの、具体的な保育課程や取組実績が記載されていない。

小学校接続加算の審査を適切に行うためには、3つの要件ごとに、①接続を担当する部署・職員等、②授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動の具体的な実施日、対象小学校及び実施内容(参加職員及び参加児童の状況、行事内容等)、③小学校との接続を見通した保育課程等の内容を明瞭に認識できる資料等の提出を求める必要がある。

【結果 7】 高齢者等活躍促進加算に係る提出資料の取扱いについて

高齢者等活躍促進加算とは、高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用や子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に対して加算するものである。なお、該当する場合には 3 月分の委託料又は施設型給付費を算定する際の単価に加算される。

[高齢者等活躍促進加算の要件]

1	高齢者等を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400 時間以上見込まれること。
2	次の事業等のうちいずれかを実施していること。 ア. 延長保育事業を実施していること。 イ. 一時預かり事業(一般型)を実施していること。 ウ. 病児保育事業を実施していること。

	エ. 乳児が 3 人以上利用していること。 オ. 障害児(軽度障害児)が 1 人以上利用している施設であること。
--	---

[高齢者等活躍促進加算申請時に求める添付書類]

○雇用契約書 ○本加算の効果・必要性が分かる資料等

雇用契約書とともに提出を求めている「本加算の効果・必要性が分かる資料等」について、提出しないまま加算が承認されている施設が多く見られる。市として、申請書の記載内容等から不要と判断するのであれば、公平性の観点から、全施設にその旨を周知する必要があり、今後も提出の必要性を認めるのであれば、申請する各施設からの提出を必ず求めることが適切である。いずれにしても、取り扱いをあらためて検討し、明確化されたい。

【結果 8】 高齢者等活躍促進加算に係る年間総雇用時間数の確認等について

高齢者等活躍促進加算に関しては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」において、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が 400 時間以上見込まれることとともに、当該高齢者等が 1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務の非常勤職員であることが要件とされている。

一方、申請時に報告される各人の年間総雇用時間が、雇用契約書や労働条件通知書に照らして要件に合致するものとなっているか疑問な施設もあり、対象施設に問い合わせを行う等、十分な確認を行うことが必要である。

加えて、高齢者等活躍促進加算で報告を求める年間総雇用時間は、11 月までの勤務実績とその後の見込み数値によるものとされているが、施設の中には、ちょうど 1,000 時間といったように実績を集計した数値か疑問な報告もある。現在は、年間総雇用時間のみの報告を求めているが、例えば、その内訳として、毎月の勤務時間数(12 月以降は計画時間数)についても報告を求める等、より実態を把握可能な報告様式とするよう見直しを図られたい。

また、申請時に記載する対象職員の年齢欄が空欄の施設も存在しており、少なくとも記載漏れがないよう指導を徹底されたい。

[年間雇用総時間等の確認が必要と考えられる施設(例)] ○高齢者等活躍促進加算の対象職員は、1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務(年間 240 日未満)の非常勤職員であるものの、報告されている年間雇用時間(1,303 時間)を、添付された労働条件通知書の一日当たり勤務時間数(4 時間)
--

で除した場合、年間 325 日程度の勤務日数となることから、勤務実態を確認する必要があるもの。

○年間雇用時間が 1,000 時間と丸い数値で報告されており、実績を集計した数値か確認する必要があるもの。

○申請時に記載する対象職員の年齢欄が空欄のもの。

【意見 16】 施設機能強化推進費加算に係る対象経費の検討について

施設機能強化推進費加算とは、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設であり、かつ指定する事業等を複数実施する施設に対して、事業の取組状況に応じて必要な経費を加算するものである。なお、該当する場合には 3 月分の委託料又は施設型給付費を算定する際の単価に加算される。

[施設機能強化推進費加算を受ける際に実施が必要なものとして指定される事業等]

ア	延長保育事業を実施していること。
イ	一時預かり事業(一般型)を実施していること。
ウ	病児保育事業を実施していること。
エ	乳児が 3 人以上利用していること。
オ	障害児(軽度障害児)が 1 人以上利用している施設であること。

(注)ア～オのうち複数の事業等を実施することが求められる。

[施設機能強化推進費加算申請時に求める添付書類]

○領収証書の写し、賃貸借契約書の写し等令和 4 年度の支出が確認できる資料

○取組内容、使用用途が確認できる資料

施設機能強化推進費加算の対象とする取組において災害時用品を購入する場合、防災用、災害用及び非常用の物品等の購入が原則であり、普段使いのものは除かれる。一方、監査においてサンプルとした施設の中には、シートやマット及びベビーカー等のように、対象物の内容だけでは一般物品と区別のつかないものが含まれている。

市によれば、事業実施計画等に災害時の避難用具の整備等との記載があれば、それをもって災害発生時のみに使用する物品等と判断しているとのことであるが、あらためて、施設機能強化推進費加算の対象となる避難用具等は普段使いが主と想定されるものではない旨の周知を徹底するとともに、申請書類上では判断がつかない物品等については、想定する使途を施設に聞き取りを行う等、趣旨に沿った審査となるよう取り扱いを検討されたい。

また、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留

意事項について」(内閣府 府子本第 138 号 最終改正令和 5 年 2 月 20 日)において、施設機能強化推進費加算の加算を行った施設等について、市町村長は、検査時等に検証を行うこととされていることから、地域福祉課が行う指導監査時において、該当する物品等の使用実態の確認を依頼する等、実際の用途を確認する方策を併せて検討されたい。

13. 保育所管理運営事業

(1) 事業の概要

事業の名称	保育所管理運営事業		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	昭和26年度(くりやがわ保育園開設年)		
事業の内容	子育てにやさしいまちもりおかの充実を図るため、公立保育所で保育事業を実施。「盛岡市立保育所民営化計画」に基づき順次民営化され、令和4年度においては9園の運営となっている。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	396,560	445,200	411,678
決算額(千円)	393,269	443,251	417,193

① 盛岡市立保育所民営化計画について

「盛岡市立保育所民営化計画」は平成18年8月に策定され、全盛岡市立保育所の民営化を、概ね5年間で単位として順次行う方針としている。また、民営化の形態は、施設の設置・運営を民間が行う民間移管方式としている。

令和4年度は、「盛岡市立保育所民営化計画・第4次民営化実施計画」の期間内であり、期間内に3園を民営化移行する計画である。

第4次民営化実施計画の計画期間	令和3年度から令和7年度(5年間)	
民営化実施園	東見前保育園	移行年度:令和4年度
	きたくり保育園	移行年度:令和5年度
	手代森保育園	移行年度:令和7年度

② 盛岡市立保育所の設置数等について

令和4年度の当初に東見前保育園が民営化されたことから、令和4年度における盛岡市立保育所は9園体制となっている。

【図表 盛岡市立保育所の設置数】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置施設数	10園	10園	9園

(出所:市提出資料)

【図表 令和4年度における園児の在籍状況】

保育所名	定員	在籍園児数		充足率
		R4.4.1 時点	R5.3.1 時点	
くりやがわ保育園	120 人	102 人	110 人	91.7%
太田保育園	60 人	63 人	72 人	120.0%
きたくり保育園	90 人	66 人	68 人	75.6%
あべたて保育園	45 人	37 人	39 人	86.7%
とりよう保育園	45 人	29 人	36 人	80.0%
さくらがおか保育園	45 人	39 人	39 人	86.7%
手代森保育園	90 人	74 人	77 人	85.6%
見前保育園	120 人	115 人	117 人	97.5%
乙部保育園	60 人	50 人	52 人	86.7%
合計	675 人	573 人	610 人	90.4%

(注) 充足率は、定員に対する令和5年3月1日時点における在籍園児数の割合。

(出所: 市提出資料)

③ 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位: 千円)

節	決算額	主な内容
報酬	72,502	委員等報酬、会計年度任用職員に係る報酬
給料	107,487	会計年度任用職員に係る給料
職員手当等	35,254	会計年度任用職員給料通勤手当、期末手当
共済費	39,585	会計年度任用職員に係る共済組合等負担金、岩手県市町村職員健康福利機構負担金、社会保険料
報償費	245	報償金
旅費	2,176	会計年度任用職員に係る普通旅費、日額旅費、費用弁償
需用費	109,005	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、被服費、賄材料費
役務費	1,552	郵便料、電報電話料、火災保険料等、手数料

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	16,256	委託料
使用料及び賃借料	1,960	複写機使用料、自動車借上料、機械器具借上料
原材料費	240	原材料費
公有財産購入費	9,731	公有財産購入費
備品購入費	1,741	機械器具購入費
負担金、補助及び交付金	19,459	負担金
合計	417,193	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 9】業務に関連して遵守すべき事項の嘱託医に対する周知について

市では盛岡市立保育所 9 園に嘱託医(小児科、眼科、耳鼻科、歯科:各 1 名)を配置しているが、当該嘱託医の選定に関しては、市と一般社団法人盛岡市医師会(以下「医師会」という。)、市と一般社団法人盛岡市歯科医師会(以下「歯科医師会」という。))との間において、各保育園の嘱託医業務に従事する医師の派遣に係る契約を締結している。ただし契約書上、「医師の派遣」と表現されているが、契約書第 3 条にあるように、医師会及び歯科医師会の派遣する医師を非常勤職員として委嘱する形態を採っており、実質的に、嘱託医の推薦業務に係る契約と言える。

【盛岡市立保育所嘱託医(小児科)に関する契約書(抜粋)】

盛岡市(以下「発注者」という。))と一般社団法人盛岡市医師会(以下「受注者」という。))とは、盛岡市立保育所(以下「保育所」という。))嘱託医業務に従事する医師の派遣について次のとおり契約する。

第 1 条 発注者は、保育所嘱託医業務を行うため、受注者に対し受注者の認めた医師の派遣を要請し、受注者はこれを受託する。

第 2 条 保育所嘱託医業務とは、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成 24 年条例第 56 号)第 15 条第 1 項の規定に基づく年 2 回の入所児童の健康診断及びこれに伴う相談及び指導をいう。

第 3 条 発注者は、受注者の派遣する医師を非常勤職員として委嘱する。

第 4 条 嘱託医に対する報酬は、年基本額 155,900 円と児童 1 人 140 円に園児数を乗じた額の合計額とする。ただし、第 2 条第 2 項の規定による業務を行った場合は、1 回につき 4,000 円を加算するものとする。

第 5 条 発注者は、嘱託医が通勤による災害又は医療業務遂行上の災害を受けたときは、盛岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例

(昭和 42 年条例第 25 号)の規定により補償するものとする。
 第 6 条 保育所において診察に係る事故が発生し損害の賠償を請求されたときは、発注者はその損害の賠償の責めを負うものとする。ただし、当該事故が嘱託医の故意又は重大な過失によるものであるときは、発注者はその者に対し損害賠償を請求することができる。

【盛岡市立保育所嘱託医(小児科)仕様書(抜粋)】

- 1 保育所嘱託医業務内容
- (1) 保育所嘱託医は、下記の保育所に小児科 1 名をお願いすること。委嘱の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の 1 年間とする。
 - (2) 保育所嘱託医業務は、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成 24 年条例第 56 号)第 15 条第 1 項の規定に基づく、入所児童の健診及びこれに伴う相談及び指導とする。
 また、年に 2 回の定期健康診断を実施する。
 - (3) 上記のほか、必要に応じて健康診断その他の保健業務を行う。

(注) 嘱託医(小児科)の例である。

この契約に基づいて医師会及び歯科医師会から紹介(推薦)された医師のうち、個人で開業する医師については市から特別職非常勤職員として委嘱状が交付されているが、医療機関(法人)に勤務する医師については、勤務先の医療機関(法人)との間で嘱託医業務委託契約を締結している。

嘱託医のうち、耳鼻科及び歯科については市から委嘱を受けた医師が配置されている。一方、小児科のとりょう保育園の嘱託医業務は盛岡赤十字病院へ、見前保育園の嘱託医業務は独立行政法人国立病院機構盛岡医療センターに対して委託しており、それ以外の園については、市から委嘱を受けた医師が配置されている。また、眼科については、手代森保育園及び乙部保育園の 2 園の嘱託医業務は盛岡医療生活協同組合川久保病院に対して委託しており、それ以外の園については、市から委嘱を受けた医師が配置されている。

【図表 盛岡市立保育所への嘱託医の配置状況】

保育所名	小児科	眼科	耳鼻科	歯科
くりやがわ保育園	個人	個人	個人	個人
太田保育園	個人	個人	個人	個人
きたくり保育園	個人	個人	個人	個人
あべたて保育園	個人	個人	個人	個人
とりょう保育園	赤十字病院	個人	個人	個人

保育所名	小児科	眼科	耳鼻科	歯科
さくらがおか保育園	個人	個人	個人	個人
手代森保育園	個人	医療生協	個人	個人
見前保育園	国立病院	個人	個人	個人
乙部保育園	個人	医療生協	個人	個人

(注)「個人」は市から委嘱を受けた個人医師、「赤十字病院」は盛岡赤十字病院、「国立病院」は独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター、「医療生協」は盛岡医療生活協同組合川久保病院。

(出所:市提出資料)

市と医師会又は歯科医師会との契約書には、保育所嘱託医業務の内容、報酬額及び通勤による災害又は医療業務遂行上の災害を受けた時の取扱い、保育所において診察に係る事故が発生し損害の賠償を請求された時の取扱い等が定められており、併せて、個人情報取扱いについて定めた「個人情報取扱事務に係る特記仕様書」とともに、法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行を確保する上で取り扱いを定めた「公正な職務の執行に係る特記仕様書」が添付されている。

これらは嘱託医業務を行う上で遵守等すべき事項であるが、あくまで医師会は嘱託医業務を受託しておらず、実際に業務を行うのは市から委嘱された医師である。しかし、医師個人に対して交付される委嘱状には、「〇〇保育園の保育所嘱託医を委嘱する」旨及び委嘱期間が記載されているのみであり、医師会との契約書に定められた事項は明示されていない。

市が特別職非常勤職員として医師を嘱託医に委嘱するのであれば、本来、委嘱する際に、業務を遂行する上で遵守等すべき事項を提示し理解を得ることが必要なものと考えられるが、現行の枠組みを考慮した場合であっても、少なくとも医師会又は歯科医師会との契約書において、医師の推薦時に、業務を遂行する上で遵守等すべき事項を承諾した旨の書面の提出を求める条項を定める等の対応が必要である。

【意見 17】 嘱託医業務委託契約における診断結果等の取扱いの明示等について

医師会から推薦を受けた医師が医療機関(法人)に勤務している場合には、市と勤務先の医療機関(法人)との間で嘱託医業務委託契約を締結しているが、現状の嘱託医業務委託契約書及び仕様書においては、推薦を受けて実際に嘱託医業務を行う医師の氏名が明示されていない。当該契約は医師会から特定の医師の推薦を受けることを前提としたものであり、今後、具体的な医師の氏名を明示することを検討されたい。

また、現状の嘱託医業務委託契約書及び仕様書には、受託者である医療機関(法人)が健康診断等を行った結果の各園や保護者への報告方法等に関して、特段定め

られていない。今後、健康診断等の結果の取扱いに係る定めを置くことを検討されたい。

【意見 18】 嘱託医業務委託契約における損害賠償請求時の取扱いについて

市と医師会又は歯科医師会との契約においては、保育所において診察に係る事故が発生し損害の賠償を請求された時は、市はその損害の賠償の責めを負うものとされ、当該事故が嘱託医の故意又は重大な過失によるものであるときは、市はその者に対し損害賠償を請求することができる旨が定められているものの、嘱託医業務委託契約書及び仕様書においては、損害賠償請求された際等における民事過失責任の負担関係が定められていない。

【盛岡市立保育所嘱託医(小児科)に関する契約書(抜粋)】

第6条 保育所において診察に係る事故が発生し損害の賠償を請求されたときは、発注者はその損害の賠償の責めを負うものとされ、当該事故が嘱託医の故意又は重大な過失によるものであるときは、発注者はその者に対し損害賠償を請求することができる。

(注1) 嘱託医(小児科)の例である。

(注2) 「発注者」は盛岡市である。

市が嘱託医を特別職非常勤職員として委嘱する場合と、請負として業務委託契約を締結する場合とでは、必ずしも同一の責任関係とはならないが、あらためて民事過失責任の負担関係を整理し、必要な条項を定めることを検討されたい。

14. 特別保育事業（延長保育事業、一時預かり事業）

（1）事業の概要

事業の名称	特別保育事業(延長保育)		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	昭和 57 年度(事業により異なる)		
事業の内容	保護者の勤務時間や通勤時間などやむを得ない事情に対応するため、保育時間の延長を必要とする児童に対して実施する事業に対し補助を行う。		
財源	国 1/3、県 1/3、市 1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	128,791	129,323	121,911
決算額(千円)	102,871	100,464	102,161

事業の名称	特別保育事業(一時預かり)		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	平成 2 年度		
事業の内容	家庭において、児童の保育が断続的に困難になる場合に、その児童を一時的に保育所で保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図るため補助を行う。		
財源	国 1/3、県 1/3、市 1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	140,379	129,014	150,130
決算額(千円)	104,632	128,357	130,247

① 盛岡市私立保育所等延長保育事業補助金等について

市の私立保育所、認定こども園及び小規模保育施設等において延長保育事業を行う場合に要する経費に対し交付するものであり、市では、「盛岡市私立保育所等延長保育事業補助金交付要綱」及び「盛岡市小規模保育施設等延長保育事業補助金交付要綱」において、補助金の交付対象、補助額及び提出書類等を定めている。

対象	延長保育事業(子ども・子育て支援法第 20 条第 1 項の認定を市から受けた保護者で、やむを得ない理由があるものの保育を、当該保育を行う一の場所に
----	---

	つき原則 2 人以上の保育士が、通常の利用日以外の日又は通常の利用時間以外に行う事業)を行う私立保育所等及び小規模保育施設等
補助額	以下の額のうち、いずれか少ない額(その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) ①延長保育事業を実施する場合に要する人件費、給食費(おやつに係るものを含む。)、消耗品費、燃料費、水道光熱費、役務費、保育材料費及び備品購入費から延長保育事業に係る保護者負担金、寄附金その他の収入額を控除した額 ②延長保育の平均対象児童数等から算定される所定の額

(出所:盛岡市私立保育所等延長保育事業補助金交付要綱、盛岡市小規模保育施設等延長保育事業補助金交付要綱)

② 盛岡市私立保育所等一時預かり事業補助金等について

市の私立保育所及び認定こども園において一時預かり事業を行う場合に要する経費に対し交付するものであり、市では、「盛岡市私立保育所等一時預かり事業補助金交付要綱」及び「盛岡市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱」において、補助金の交付対象、補助額及び提出書類等を定めている。

対象	[一時預かり事業] 一時預かり事業(主として子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設を利用していない児童のうち次に掲げる者を、当該児童の年齢及び人数に応じ、保育士が保育する事業)を行う私立保育所等 [幼稚園型一時預かり事業] 幼稚園型一時預かり事業(Ⅰ型:主として当該幼稚園等に在籍している満 3 歳児以上の幼児で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったものを一時的に預り、必要な保護を行う事業、Ⅱ型:2 歳児認定者に対して定期的に預かり、必要な保護を行う事業)を行う幼稚園等
補助額	[一時預かり事業] 以下の額のうち、いずれか少ない額(その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) ①一時預かり事業を実施する場合に要する人件費、給食費、消耗品費、燃料費、水道光熱費、役務費、保育材料費及び備品購入費から一時預かり事業に係る保護者負担金、寄附金その他の収入額を控除した額 ②一時預かり事業の延べ児童数から算定される所定の額

	<p>[幼稚園型一時預かり事業: I 型]</p> <p>以下の額のうち、いずれか少ない額(その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>①幼稚園型一時預かり事業を実施する場合に要する人件費、給食費、消耗品費、燃料費、水道光熱費、役務費、保育材料費及び備品購入費から、当該事業に係る保護者負担金、寄附金その他の収入額を控除した額</p> <p>②幼稚園型一時預かり事業の延利用児童数等から算定される所定の額</p> <p>[幼稚園型一時預かり事業: II 型]</p> <p>幼稚園型一時預かり事業の延利用児童数等から算定される所定の額</p>
--	--

(出所:盛岡市私立保育所等一時預かり事業補助金交付要綱、盛岡市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱)

③ 令和 4 年度の決算額の主な内訳

[特別保育事業(延長保育)]

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	102,161	盛岡市私立保育所等延長保育事業補助金等
合計	102,161	

[特別保育事業(一時預かり)]

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	130,247	盛岡市私立保育所等一時預かり事業補助金等
合計	130,247	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 10】 収支決算書における支出額の妥当性について

延長保育事業補助金(小規模保育事業を含む。以下同じ。)においては、「延長保育の平均対象児童数等から算定される所定の額」と「延長保育事業を実施する場合に要する人件費、給食費(おやつに係るものを含む。)、消耗品費、燃料費、水道光熱費、役務費、保育材料費及び備品購入費から延長保育事業に係る保護者負担金、寄附金その他の収入額を控除した額」のうち、いずれか少ない額(その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を補助額としている。

また、一時預かり事業補助金(幼稚園型一時預かり事業 I 型を含む。以下同じ。)においては、「一時預かり事業の延べ児童数から算定される所定の額」と「一時預かり事業を実施する場合に要する人件費、給食費、消耗品費、燃料費、水道光熱費、役員費、保育材料費及び備品購入費から、当該事業に係る保護者負担金、寄附金その他の収入額を控除した額」のうち、いずれか少ない額(その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を補助額としている。

いずれの補助金も、交付要綱に定められた方法で算出した額と実際に要した経費から保護者の負担金等を控除した額とのいずれか少ない額を交付するものであり、収支決算書にて報告される決算額は交付額を確定する上で重要な情報である。

一方、令和 4 年度において延長保育事業補助金又は一時預かり事業補助金の交付を受けた施設の中には、延長保育に要した支出が、収支決算書に適切に集計/報告されているか疑問な施設がある。

① 当初予算額と収支決算書における決算額とが同額の施設

延長保育事業補助金の交付申請時には補助金交付申請書等とともに収支予算書を提出する必要があるが、小規模保育施設から提出された収支決算書を中心に、補助金確定時に提出する収支決算書の決算額を、当初予算額と同額として報告している施設がある。また、一時預かり事業補助金(幼稚園型一時預かり事業 I 型を含む。以下同じ。)においても、同様に、当初予算額と同額を決算額として報告している施設がある。

結果として、当初予算額と同額の決算額となることを排除するものではないが、その可能性は低いことから、各施設に対して、収支決算書には実費相当額を計上することをあらためて周知するとともに、当初予算額と同額の収支決算書が提出された場合には、各施設への収支の集計方法等を聞き取りや、計上根拠の提示等を適宜求め、補助額の妥当性を適切に審査する必要がある。

② 収支決算書に計上された人件費が過大に集計されているものと推測される施設

延長保育事業補助金に関して、施設 A においては人件費として 51,502,240 円が計上されているが、公表されている当該施設における令和 4 年度拠点区分事業活動計算書によれば、当該施設(認可保育所)に係る人件費総額は 92,584,412 円であり、保育所全体の人件費の 55%程度が延長保育に要した人件費として報告されていることとなる。また、年間の平均利用児童数は 10 名程度であり、類似の規模の他施設と比べても過大な感がある。

人件費に充当されている補助金の額は 1,700,000 円であり、人件費を実費相当額に修正した場合でも補助金額の変更を要することとなる可能性は低いと考えられるが、現状の収支決算書では補助金額の妥当性を確認するには十分ではない。

今後、施設 A に限らず、各施設に対して、収支決算書には実費相当額を計上することをあらためて周知するとともに、補助事業完了報告書において、従事対象職員数についても併せて報告を求めることや、複数の事業に従事する職員の人件費を按分している場合等には、当該按分基準も併せて報告を求めると、より実態を把握し得る報告方法を検討する必要がある。

また、補助金交付申請時に提出を受ける収支予算書においては、収支の科目ごとに、「内容説明(算出基礎等)」を記載する欄があるが、施設 A においては、人件費予算額の「内容説明(算出基礎等)」として「別紙計画書のとおり」と記載されているものの、計画書は添付されていない。

収支予算書の段階で 63,256,200 円と多額の人件費が計上されており、その時点で人件費の集計範囲等を確認することは可能であったものと考えられる。今後、補助金交付申請時の審査における内容確認を慎重に行う必要がある。

【図表 施設 A から提出された収支決算書】

(単位:円)

区分	予算額	決算額	左のうち盛岡市 補助金充当額
収入の部			
盛岡市補助金	1,770,200	1,770,200	—
保護者負担金	450,000	450,000	—
運営費	49,761,940	49,761,940	—
収入合計	51,982,140	51,982,140	—
支出の部			
人件費	51,502,240	51,502,240	1,700,000
給食費(おやつ含)	50,000	50,000	30,200
消耗品費	50,000	50,000	10,000
水道光熱費	250,000	250,000	30,000
保育材料費	100,000	100,000	0
備品購入費	29,900	29,900	0
その他	0	0	0
支出合計	51,982,140	51,982,140	1,770,200

(注)収支決算書の予算額には決算額と同額が記載されており、申請時に提出された収支予算書の予算額とは異なっている。

(出所:市提出資料)

【図表 施設 A から提出された収支予算書】

(単位:円)

区分	予算額	左のうち盛岡市 補助金充当額	内容説明 (算出基礎等)
収入の部			
盛岡市補助金	1,806,300	—	別紙事業計画書のとおり
保護者負担金	500,000	—	
運営費	61,712,300	—	
収入合計	64,018,600	—	
支出の部			
人件費	63,256,200	1,806,300	別紙計画書のとおり
給食費(おやつ含)	42,500	0	おやつ代
消耗品費	70,000	0	ペーパー類
水道光熱費	420,000	0	
保育材料費	200,000	0	絵本・マーカー、画用紙など
備品購入費	29,900	0	ほのぼのマット(防災)
その他	0	0	
支出合計	64,018,600	1,806,300	

(出所:市提出資料)

【結果 11】 保護者負担金の取扱いについて (一時預かり事業)

一時預かり保育事業については、幼児教育・保育の無償化の一環として、利用者の利用日数×450 円を支給限度額(別途、総額の支給限度額有)として、一時預かり保育の利用に要した費用が施設等利用費として支給される。その際、保護者が一旦施設に支払った利用料を、保護者の請求に基づき市が保護者に支給する「償還払い」が原則であるが、施設によっては、各施設が市から施設等利用給付相当額を受領する「法定代理受領」を選択することも可能としている。

償還払いか法定代理受領かは施設等利用給付相当額を受領方法の違いであり、償還払いの場合には、保護者からのみ利用料金が施設に支払われ、法定代理受領の場合には市から施設等利用給付相当額が支給され、限度額を超える額については保護者から施設に利用料金として支払われる。

一方、令和 4 年度において一時預かり事業補助金の交付を受けた施設の中には、法定代理受領を選択した施設があるが、当該施設から提出された収支決算書には、保護者負担金は収入として計上されているものの、市から支給された施設等利用給付相当額は計上されていないものがある。

監査においてサンプルとした施設のうち施設等利用給付相当額が収入に計上されていない施設は2施設(施設B、施設C)あったが、このうち施設Bについては、施設等利用給付相当額を反映した場合の補助金額は11,594,480円と算定され、市が交付した額11,798,600円は本来の交付額(修正決算額)よりも204,120円過大と試算される。

この監査での指摘を受けて、市から施設Bの運営法人に確認したところ、申請時における収支予算書においては、法定代理受領分についても保護者負担金の額に含めていたものの、収支決算書においては、これを含めずに提出したとのことであり、訂正したい旨の申出があったとのことである。

今後、施設Bから提出される訂正後の収支決算書等を慎重に審査し、必要に応じて補助金の返還を求めるとともに、他の法定代理受領を選択した施設においても同様の事例が生じていないか、あらためて確認する必要がある。また、法定代理受領を選択した施設における施設等利用給付相当額の取り扱いについても、各施設への周知を徹底するとともに、補助金交付申請時及び確定時等の審査について、より慎重に行う必要がある。

【図表 施設Bの収支状況】

(単位:円)

区分	決算額(A)	修正決算額(B)	差額(B)－(A)
収入の部			
盛岡市補助金	11,798,600	11,594,480	△204,120
保護者負担金	593,700	593,700	0
施設等利用給付	—	1,028,700	1,028,700
運営費	824,580	0	△824,580
収入合計	13,216,880	13,216,880	0
支出の部			
人件費	13,029,800	13,029,800	0
事業費	187,080	187,080	0
支出合計	13,216,880	13,216,880	0

(注1)「修正決算額(B)」は、施設から提出された収支決算書に、市から提示された「施設等利用給付」の額を加算した監査人による試算額である。

(注2)盛岡市補助金は204,120円過大に交付されたものと試算される。

(出所:市提出資料)

【図表 施設 C の収支状況】

(単位:円)

区分	決算額(A)	修正決算額(B)	差額(B)－(A)
収入の部			
盛岡市補助金	12,881,700	12,881,700	0
保護者負担金	467,640	467,640	0
施設等利用給付	—	1,013,200	1,013,200
運営費	4,306,483	3,293,283	△1,013,200
収入合計	17,655,823	17,655,823	0
支出の部			
人件費	3,732,490	3,732,490	0
事業費	13,923,333	13,923,333	0
支出合計	17,655,823	17,655,823	0

(注)盛岡市補助金の過大交付等は生じていないものと試算される。

(出所:市提出資料)

15. 保育士確保対策事業

15-1. 保育士奨学金返還支援給付金

(1) 事業の概要

事業の名称	保育士奨学金返還支援給付金		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	平成29年度		
事業の内容	市内の私立保育所等で働く就職から3年までの若手保育士の経済的負担を軽減し、市内の保育士の確保及び定着を図ることを目的として、奨学金返還金の一部に対し給付金を支給するものである。 給付金の支給金額は、返還月額 \times 1/2である(7,000円上限)。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	10,782	11,439	10,591
決算額(千円)	9,122	8,392	8,554

① 対象となる奨学金、支給要件、提出が必要な書類等について

対象となる奨学金、支給要件、提出が必要な書類等について、盛岡市保育士奨学金返還支援給付金支給要綱で定められている。

ア. 対象となる奨学金

奨学金返還支援の対象となる奨学金は、保育士となる資格を有する前に以下の法人から借り受けた学資金をいう。

- ・独立行政法人日本学生支援機構
- ・公益財団法人交通遺児育英会
- ・一般財団法人あしなが育英会
- ・公益財団法人岩手育英奨学会
- ・上記に掲げる法人のほか、市長が適当と認めたもの

市長が適当と認めたものとして、各市町村で行っている奨学金制度や、各市町村の社会福祉協議会の奨学金制度がある。

イ. 支給要件

市内の保育施設に勤務する保育士が奨学金を返還しており、次のいずれにも該当している必要がある。

・保育施設との間で期間の定めのない労働契約又は契約期間が1年以上である労働契約を締結していること。

・勤務する保育施設の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(当該勤務すべき時間数が1月につき120時間以上であるものに限る。)以上勤務していること又は当該保育施設において1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していること。

・保育士本人の名義で奨学金を借り受けており、当該奨学金の返還を当該保育士が行っていること。

ウ. 給付金支給申請書提出時に提出が必要な書類

- ・保育施設における就業状況を明らかにする書類
- ・奨学金を借り受けていることを明らかにする書類
- ・その他市長が必要と認める書類

エ. 給付金請求書提出時に提出が必要な書類

- ・当該年度の保育施設における勤務の実績を明らかにする書類
- ・当該年度の奨学金の返還の状況を明らかにする書類
- ・その他市長が必要と認める書類

② 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	8,554	盛岡市保育士奨学金返還支援給付金
合計	8,554	

(2) 監査の結果及び意見

【結果12】給付金の過大支給について

監査においてサンプルとした施設に在籍する1名の保育士に支給された給付金について、1ヶ月分の過大支給が行われていた。本給付金の支給期間は3年間、支給月数の上限は36ヶ月である。令和2年3月から給付金の支給が開始され、令和元年度から令和3年度までに25ヶ月の給付金の支給が行われているため、令和4年度の給付金は令和4年4月から令和5年2月までの11ヶ月分となるため、令和5年3

月も給付金の支給が行われ、1 ヶ月分の過大支給となったものである。所管課の説明によれば、給付金の支給について、保育士ごとにエクセルによるデータベース管理が行われているが、給付金の支給対象期間の始期、終期が年月日で管理されており、支給対象期間の終期が令和5年3月xx日と表記されることにより、令和5年3月分も支給対象に含まれるものとして誤認識して過大支給に繋がったとのことであった。過大支給となった、給付金1ヶ月分の7,000円については、給付金申請者である保育士に返還を求める必要がある。

今後、このような過大支給のリスクを低減する対応として、給付金の支給実績月数を年度ごとに入力し、支給実績月数の合計が36ヶ月を超える場合は、エラーが表示されるようにするといったことが考えられる。

【意見 19】 給付金請求書に関する添付書類の保存について

監査においてサンプルとした施設に在籍する1名の保育士に関する給付金について、給付金請求書の添付書類として、当該年度の奨学金の返還の状況を明らかにする書類として預金通帳の写しが提出されていたが、関連書類が綴じられている簿冊を閲覧したところ、一部の月について預金通帳の写しが綴じられていなかった。このことについて、所管課に確認したところ、返済状況の確認は漏れなく行っているものの、預金通帳の写しの一部が脱落してしまい、簿冊に綴じられていない状況となってしまったとの回答であった。当該年度の奨学金の返還の状況を明らかにする書類の一部が脱落し綴じられていないという状態は、書類保管が適切に行われていないと言わざるを得ず、今後、書類保管について十分注意を払うよう徹底されたい。

15-2. 保育士宿舎借上げ支援事業

(1) 事業の概要

事業の名称	保育士宿舎借上げ支援事業		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	平成 29 年度		
事業の内容	市内の私立保育所等で働く保育士の確保及び定着を図るため、保育所等の事業者が保育士用のアパート等を借上げる費用の一部を補助する。		
財源	国 1/2(保育対策総合支援事業費補助金)、市 1/4		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	67,396	84,439	81,683
決算額(千円)	52,760	58,835	64,056

① 補助対象経費、補助額及び補助期間等について

ア. 補助対象経費

保育所等が雇用する保育士向けの宿舎の借上げに係る経費のうち、賃借料、共益費(管理費)、更新料。

イ. 補助額

雇用する保育士ごとに、補助対象経費の合計月額を補助基準額とし、1 戸あたりの補助基準額の 3/4 までの額(残りの 1/4 は事業者の負担となる)を補助金として交付する。対象の保育士から宿舎使用料等を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

また、補助を受け始める時期によって、以下のとおり補助金額が異なる。

- ・令和 2 年度までに補助を受けている場合
月額 41,250 円上限(補助基準額(月額 55,000 円上限)の 3/4 以内の額)
- ・令和 3 年度から補助を受ける場合
月額 39,000 円上限(補助基準額(月額 52,000 円上限)の 3/4 以内の額)

ウ. 補助期間

保育所等に採用されてから 5 年以内、かつ事業者が借り上げた宿舎に入居し、宿舎の所在地に住民登録している期間が補助期間となる。補助金の申請は単年度ごとに行う必要がある。

エ. 事業効果の検証について

過去に、本事業の補助事業の実施期限年度が令和3年度に設定されており、令和3年度に事業の効果検証が行われている。指標の目標値、評価年度時点の状況は以下のとおりである。

	補助開始時点の状況/平成30年度	最終目標値	評価年度時点の状況/令和2年度
事業実施者が借り上げる宿舎に居住する対象保育士の数	57	140	137
事業実施者が借り上げる宿舎に居住していたが、退職した対象保育士の数	不明	7	9

(出所:子育てあんしん課提出資料)

② 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	64,056	盛岡市保育士宿舎借上げ支援事業補助金
合計	64,056	

(2) 監査の結果及び意見

【意見20】補助金交付に関する添付書類について

監査においてサンプルとした施設の1名の保育士に関する補助金の交付について、当該保育士は令和5年3月の途中から補助対象外になり、3月分の補助金は日割計算によっていた。この補助対象外になったことについて、簿冊に綴られていた添付書類を閲覧したところ、当該添付書類だけでは補助対象外に該当するか否かの判断が困難であり、保育園等とのメール履歴を確認することで、補助対象外であることが確認できた。今回のようなケースに関しては、添付書類にメール履歴を添付する、必要に応じてメモ書きするといった対応が必要であろう。

15-3. 若手保育士処遇改善支援事業

(1) 事業の概要

事業の名称	若手保育士処遇改善支援事業		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	平成 29 年度		
事業の内容	市内の私立保育所等で働く保育士の確保を図るため、経験年数 3 年未満の保育士を対象に、処遇改善を行う保育施設に対し、費用(月額 5,000 円まで)の 3/4 を補助する。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	7,155	8,145	7,290
決算額(千円)	6,360	6,134	6,208

① 補助対象経費、補助額及び交付対象期間について

ア. 補助対象経費

保育施設が保育士の処遇改善を行う場合に要する経費のうち、処遇改善等通知及び処遇改善等要綱に基づく処遇改善に相当する分を除く経費とする。

イ. 補助額

補助対象経費の 3/4 までの額を補助金として交付する。1 月につき、1 人当たり補助金の上限は 3,750 円とする。

ウ. 交付対象期間

補助金の交付の対象となる期間は、1 の保育士につき、当該保育士が保育施設に雇用された日から起算して 36 月に達した日が属する年度の末日までである。

エ. 事業効果の検証について

過去に、本事業の補助事業の実施期限年度が令和 3 年度に設定されており、令和 3 年度に事業の効果検証が行われている。指標の目標値、評価年度時点の状況は以下のとおりである。

	補助開始時点の状況/令和元年度	最終目標値	評価年度時点の状況/令和2年度
当該年度に初めてこの告示による補助金の交付を受けた保育士の数	119	60	62
この告示による補助金の交付を受けて、継続して当該保育施設に勤務している保育士の数	不明	143	140

② 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	6,208	盛岡市若手保育士処遇改善事業補助金
合計	6,208	

(2) 監査の結果及び意見

【意見21】 補助金交付に関する添付書類の保存について

補助事業完了時に補助事業完了報告書及び実績報告書が提出され、これらの書類と一緒に賃金改善の実績を証明する書類として賃金台帳等が添付書類として提出される。監査においてサンプルとしたある施設の補助事業完了報告書等を閲覧したところ、本補助金の簿冊に、賃金改善の実績を証明する書類が綴じられていなかった。賃金改善の実績を証明する書類の確認状況について 所管課に聞き取りを行ったところ、当該施設から、各個人別の給与統計表(各項目の集計期間の合計金額が記載された表)を電子データで入手し、確認が行われているものの、給与統計表のプリントアウトがされていない状況であった。補助金交付先から、賃金改善の実績を証明する書類は適切に入手されているものの、補助金交付に関して紙ベースで決裁が行われている現状においては、賃金改善の実績を証明する書類についても、漏れなく印刷し、簿冊に綴り込む必要がある。

16. 保育所等副食費助成事業

(1) 事業の概要

事業の名称	保育所等副食費助成事業		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	令和2年度		
事業の内容	年収 550 万円未満相当世帯(盛岡市教育・保育利用者負担額表におけるD9 階層:世帯の市民税所得割額の合計 133,000 円未満の世帯)で、国の基準に基づく副食費の免除の対象とならない世帯の子どもに対し、副食費の軽減を実施するものである。		
財源	事業費の全額を、市の一般財源により実施。		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	82,458	65,843	65,823
決算額(千円)	65,884	64,815	63,514

① 盛岡市特定教育・保育施設副食費補助金について

市では、年収 550 万円未満相当世帯(盛岡市教育・保育利用者負担額表におけるD9 階層:世帯の市民税所得割額の合計 133,000 円未満の世帯)で、国の基準に基づく副食費の免除の対象とならない世帯の子どもに対し、副食費を軽減している。

本補助金は、認可保育所や認定こども園等の特定教育・保育施設が、要件に該当する子どもに対して副食の提供に要する費用を減免する場合、当該減免に要する経費に対し交付するものであり、市では、「盛岡市特定教育・保育施設副食費補助金交付要綱」において、補助金の交付対象、補助額及び提出書類等を定めている。

対象	次のいずれかに該当する者が特定教育・保育を受けた場合において、当該保護者がその費用を支払うべき副食の提供に係る費用を減免する場合に要する費用。 (1) 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、その者に係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が7万7,101円以上13万3,000円未満であるもの (2) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この号において同
----	---

	<p>じ。)であって、その者に係る教育・保育給付認定保護者(特定教育・保育給付認定保護者を除く。)及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円以上13万3,000円未満であるもの</p> <p>(3) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、その者に係る特定教育・保育給付認定保護者及び当該特定教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が7万7,101円以上13万3,000円未満であるもの</p>
交付額	当該副食の提供を受けた子ども1人につき、減免された副食費に相当する額(その額が、1月につき4,500円を超えるときは、4,500円)。

(出所:盛岡市特定教育・保育施設副食費補助金交付要綱)

② 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	63,514	盛岡市特定教育・保育施設副食費補助金
合計	63,514	

(2) 監査の結果及び意見

【結果13】副食費軽減補助金の過大交付について

本補助金は、副食の提供を受けた減免対象の子ども1人につき、減免された副食費に相当する額(その額が、1月につき4,500円を超えるときは、4,500円)を補助するものであり、実績報告時に各施設から「副食費軽減状況証明書」の提供を受けている。「副食費軽減状況証明書」は、減免対象者ごとに、副食費(①)、軽減対象経費(②)及び保護者徴収額(①-②)について月次の発生額を集計した表であり、軽減対象経費の合計額(給付対象経費)が補助額となる。

一方、監査においてサンプルとした施設の「副食費軽減状況証明書」における報告内容と、市のウェブサイトに掲載されている「認定こども園・幼稚園一覧」の「利用者負担額」における副食費の記載内容とを照合したところ、施設Dにおいて、「認定こども園・幼稚園一覧」には特定月には副食費は徴収しない旨が記載されているものの、「副食費軽減状況証明書」には、当該特定月に在籍した対象園児(延べ7人)に、あたかも軽減対象の副食費が発生したものと給付対象経費が算定されていた。

この監査での指摘を受けて、あらためて市が確認したところ、結果として令和4年度分の補助金として31,500円(4,500円×延べ7人)が過大に交付されていたことから、市としては返還を求めたいとのことである。速やかに返還の手続きを進めるとともに、各

施設に制度趣旨及び「副食費軽減状況証明書」の記載方法等の周知をあらためて徹底されたい。

また、現状、各施設において利用者から徴収する副食費の額(単価)や年間の徴収予定等の情報について網羅的に把握していないことから、補助金申請時及び実績報告等に、保護者から徴収予定の(又は徴収した)一人当たり副食費及び年間の徴収予定等についても併せて報告を求めることを検討されたい。

【図表 施設 D に係る給付対象経費】

(単位:円)

補助金交付額:①	実際には徴収していない副食費:②	本来の補助金額: ①-②
841,500 円	31,500 円	810,000 円

(注)「補助金交付額」は、施設 D から提出された副食費軽減状況証明書に基づくものであり、実際には副食費を徴収していない特定月において在籍した対象園児に対しても、副食費が発生したものとして算定されている。

(出所:市提出資料)

17. 第2子以降の保育料の無償化事業

(1) 事業の概要

事業の名称	第2子以降の保育料の無償化事業		
所管部署	子育てあんしん課		
事業開始年度	令和2年度		
事業の内容	<p>年収 550 万円未満相当世帯(盛岡市教育・保育利用者負担額表におけるD9 階層世帯の市民税所得割額の合計 133,000 円未満の世帯)の0歳から2歳児の保育料を、第2子以降無償化し、経済的負担を軽減する。</p> <p>令和5年度からは、所得要件を撤廃し、無償化の対象範囲を拡大する。</p>		
財源	<p>令和4年度までは、全額を市の一般財源により実施。</p> <p>令和5年度以降は、県1/2、市1/2</p>		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	165,876	123,820	114,926
決算額(千円)	125,656	124,370	116,716

① 盛岡市認可外保育施設保育料給付金について

市では、年収 550 万円未満相当世帯(盛岡市教育・保育利用者負担額表におけるD9 階層世帯の市民税所得割額の合計 133,000 円未満の世帯)の0歳から2歳児の保育料を第2子以降無償化している。このうち認可保育所や認定こども園等に在籍している児童については、各施設への施設型給付費等に加算して給付しているが、認可外保育施設に在籍している児童については、保護者からの申請に基づいて助成を行っている。

認可外保育施設に在籍している児童に関しては、市では、「盛岡市認可外保育施設保育料給付金支給要綱」において、給付金の交付対象、給付額及び提出書類等を定めている。

対象	<p>市の区域内に居住する保護者のうち次に掲げる要件に該当する者同一の世帯に属する対象子どもが認可外保育施設を利用したときは、当該保護者に対し、当該認可外保育施設の利用に要した保育料について、認可外保育施設保育料給付金(以下「給付金」という。)を支給する。</p> <p>(1) 被監護者(保護者に監護される者若しくは監護されていた者又は保護者若しく</p>
----	---

	<p>はその配偶者の直系卑属であって、保護者と生計を一にするものをいう。以下この号において同じ。)が2人以上おり、かつ、対象子どもが当該被監護者のうち最年長者でないこと。</p> <p>(2) 認可外保育施設に保育料を支払う者が、当該保護者本人であること。</p> <p>(3) 給付金以外の補助事業等により、保育料の負担の軽減を受けていないこと。</p> <p>(4) 保護者が、対象子どもに係る子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定又は同法第30条の5第2項に規定する施設等利用給付認定を市から受けていないこと。</p>
給付額	保護者が支払った各月の保育料に相当する額(その額が1月につき4万2,000円を超えるときは、1月につき4万2,000円)の合計額。

(出所:盛岡市認可外保育施設保育料給付金支給要綱)

② 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	116,716	施設型給付費、盛岡市認可外保育施設保育料給付金
合計	116,716	

(2) 監査の結果及び意見

【結果14】適切な対象期間に係る就労証明書の受領について

本事業においては四半期ごとに該当する子どもの保護者に対して給付を行う運用としており、その都度、対象者から支給の申請が行われる。その際、認可外保育施設に在籍する園児を対象としていることから、保育が必要なこと(就労を理由に保育施設を利用する場合は、就労時間が月48時間以上であること等)を証明することを求めており、就労を理由とする場合には、就労証明書の提出を求めている。

ただし、通常の認可保育所における就労状況の確認が年に一回であることと平仄を合わせ、第一四半期の申請時に就労証明書を提出して承認された場合には、第二四半期以後は、状況に変化がない旨を申し出れば、再度の就労証明書の提出は求めている。

一方、監査においてサンプルとした給付対象者の中に、第一四半期(4~6月分)は求職活動中として給付が承認されたにも関わらず、参考として提出された令和4年7月の就労実績(9日間:36時間)が記載された就労証明書をもって、第二四半期以降も保育が必要なことを証するものとして取り扱っている事例があった。

当該就労証明書は、求職活動の結果、令和4年7月に就労した事実は示す意味で提出されたものであるが、就労の要件(月48時間以上の就労に従事していること)

を満たすことは証明しておらず、本来は、第二四半期分の申請時に、あらためて就労の要件を満たしていることを示す就労証明書の提出を受けるべきだったものである。

今後、就労証明書の受領にあたっては慎重に内容の確認を行い、求める要件に合致する就労証明書の徴収を徹底されたい。

【結果 15】 記載内容に不備がある就労証明書の受領について

監査においてサンプルとした給付対象者の中に、第一四半期分の申請時に提出された就労証明書において、就労状況を証明する者(事業者)の事業所名、代表者名、所在地及び電話番号が空欄のものがあつた。

市によれば、別に記載されている就労先事業所名から、申請者の営む事業を、本人が営む個人事業と判断したことから、証明者に係る情報の記載を求めなかったとのことである。しかし、実際には個人事業主ではなく、肉親が営む事業所で勤務している可能性も高く、本来は、より詳細に実態を聴き取り、必要な場合には事業主により作成された就労証明書の提出を求めるべきであつたものである。

また、「就労時間」欄に一月当たりの就労日数や勤務開始(終了)時間等の記載はあるものの、実際の「就労実績」欄は空欄となっている。「就労時間」欄は雇用契約に基づく就労時間を記載するものであり、実際に就労した実績の時間数を記載するものではない。就労実績は、雇用条件等を踏まえた実際の就労状況を把握し、就労時間が月 48 時間以上であることを判断する上で重要な情報であり、空欄のまま受け付けるべきではなかつたものである。

今後、就労証明書の受領にあたっては慎重に内容の確認を行い、証明者欄や就労実績等を空欄で受け付けることのないよう徹底されたい。

【意見 22】 申請手続等の電子化に向けた検討の推進について

添付書類の一つである就労証明書については押印も廃止されており、特に紙面提出でなければならない理由はなくなっている。また、令和 5 年 5 月には、子ども家庭庁から標準的な様式も示されたところである。

デジタル庁及び子ども家庭庁においては、企業等事業者から直接市区町村に対し就労証明書を提出する方式を検討していたものの、マイナポータル(ぴったりサービス)を通じた令和 6 年度保育所入所分に係る就労証明書の提出方式については、申請者が入所申請を行う際に就労証明書を添付する従来通りの提出方式を継続する旨が発表されている。

一方、現状においても、企業等事業者が作成した就労証明書を PDF 又は画像データで添付することにより、電子申請化している地方公共団体も存在する。申請者の利便性や受付業務及び審査業務の簡素化等のため、盛岡市認可外保育施設保育料給付金の申請にとどまらず、教育・保育給付の認定申請や認可保育所等の利用申込

も含め、保育に係る申請手続等の電子化に向けた検討を推進することが望まれる。

VI 母子健康課

18. 母子保健事業

18-1 妊婦健康診査事業

(1) 事業の概要

事業の名称	妊婦健康診査事業		
所管部署	母子健康課		
事業開始年度	平成9年度		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内3か所の窓口(子育て世代包括支援センター、都南総合支所、玉山総合事務所)で、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票(第1～14回と子宮頸がん検診)を交付する。転入妊婦へは転入後の該当枚数を交付する。 ・妊婦は委託契約を結んだ医療機関に、受診票を持参して妊婦健診を受ける。 ・県外で受診した分は償還払いにより、自己負担額を返還する。 ・医療機関は必要な妊婦に対して保健指導等を行い、健診結果を市に報告する。 		
財源	市 10/10		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	203,067	194,495	208,939
決算額(千円)	204,443	197,734	177,918

① 妊婦一般健康診査について

妊婦一般健康診査(以下「妊婦健診」という。)の実施根拠は、母子保健法第13条である。

【母子保健法(昭和40年法律第141号)より一部抜粋】

(健康診査)

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

厚生労働省では、妊娠週数に応じた 14 回分の妊婦健康診査として、次のようなスケジュールと内容を例示している。これは標準的なもので、特に「必要に応じて行う医学的検査」の内容は、医療機関等の方針、妊婦と胎児の健康状態に基づく主治医の判断などによって、実際にはさまざまとなる。妊婦健診を行う主な場所は、病院・診療所・助産所である。

もともと健康な女性であっても、妊娠中に重い病気にかかることがある。症状が進んでからでは治療が困難となるので、安全な出産のためには、早期に発見し適切な治療や保健指導を受けることが重要とされている。

また、妊婦健診を受けず、陣痛が始まってから救急車で病院へ運ばれる妊婦が少数ながら存在する。病院側では、これまでの妊娠経過を把握していないため、注意しなければならない病気があるのか、胎児が順調に育っているのかなど、妊婦健診を受診していれば数か月かけて調べてあるはずの事項が全くわからない状態である。そのため妊婦と胎児にとって非常に危険な出産になる上、このような妊婦を受け入れられる病院は限られてしまう恐れがある。このため、妊婦健診は必ず定期的に受けておくことが望まれている。

【図表 標準的な妊婦健診の例】

期間	妊娠初期～23 週	妊娠 24 週～35 週	妊娠 36 週～出産まで
健診回数 (1 回目が 8 週の場合)	1・2・3・4	5・6・7・8・9・10	11・12・13・14
受診間隔	4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	1 週間に 1 回
毎回共通する基本的な項目	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握・・・妊娠週数に応じた問診・診察等 ・検査計測・・・妊婦の健康状態と胎児の発育状態を確認するための基本検査 <p>基本検査例:子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査〔糖・蛋白〕、体重〔1 回目は身長も測定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導・・・妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活に関するアドバイスを行うとともに、妊婦の精神的な健康に留意し、妊娠・出産・育児に対する不安や悩みの相談に応じる。また、家庭的・経済的問題などを抱えており、個別の支援を必要とする場合には、適切な保健や福祉のサービスが提供されるように、市区町村の保健師等と協力して対応する。 		
必要に応じて	・血液検査	・血液検査	・血液検査

行う医学的検査	・超音波検査 ・子宮頸がん検診	・超音波検査 ・B 群溶血性レンサ球菌	・超音波検査
	・クラミジア検査		

(出所:厚生労働省ホームページ)

市内に住所がある妊婦は、妊娠届出時に交付された妊婦健康診査受診票と母子健康手帳を持参して、県内の産婦人科で健診を受ける。妊娠週数に合わせての受診が推奨されている。受診票に記載されている健診項目の料金を市が助成する。それ以外の検査等を実施した場合は自己負担となる。

里帰り出産等により妊婦が県外の医療機関で受診する場合は、受診する医療機関から妊婦一般健康診査票に結果を記載してもらい、妊婦が一旦自己負担で支払をする。その後、領収書や明細書等必要書類を添付して、産後 1 年までに市へ償還払いの申請を行うと、健診項目により一定金額が市から妊婦本人へ償還される。

② 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	311	受診票の印刷
役務費	29	郵便料
委託料	174,761	実施医療機関への委託料
扶助費	2,817	県外での受診者に対する償還払い
合計	177,918	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 23】 実態に即した業務委託契約書の記載について

妊婦健診について、市は「妊婦一般健康診査業務委託実施要領」(以下「実施要領」という。)を策定し、これに基づいて県内の医療機関等で実施している。

【実施要領より一部抜粋】

<p>(実施機関)</p> <p>第 4 次の医療機関等に委託し実施する</p> <p>(1) 一般社団法人盛岡市医師会(※同法人が指定する医療機関等)</p> <p>(2) 一般社団法人岩手県医師会(※同法人が指定する医療機関等)</p> <p>(3) 岩手県県立病院等事業管理者が管理する医療機関(※同管理者が指定する医療機関等)</p>

(4) その他の個別医療機関

令和4年度の実施機関は次のとおりであった。

【図表 妊婦健診実施機関】

実施要領に記載された実施機関	実際に妊婦健診を実施した医療機関
(1)一般社団法人盛岡市医師会(※同法人が指定する医療機関等)	一般社団法人盛岡市医師会の構成員である市内の医療機関(複数)
(2)一般社団法人岩手県医師会(※同法人が指定する医療機関等)	一般社団法人岩手県医師会の構成員である県内の医療機関(複数)
(3)岩手県立病院等事業管理者が管理する医療機関(※同管理者が指定する医療機関等)	岩手県立病院(複数)
(4)その他の個別医療機関	盛岡赤十字病院 岩手医科大学附属病院 社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院

また、実施機関の区分ごとの委託料の内訳は次のとおりであった。

【図表 妊婦健診実施機関ごとの委託料内訳】

(単位:円)

実際に妊婦健診を実施した医療機関	委託料
(1) 一般社団法人盛岡市医師会の構成員である市内の医療機関(複数)	140,928,680
(2) 一般社団法人岩手県医師会の構成員である県内の医療機関(複数)	3,917,270
(3) 岩手県立病院(複数)	10,364,080
(4) その他の個別医療機関	
盛岡赤十字病院	13,049,620
岩手医科大学附属病院	6,298,740
社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院	202,350
合計	174,760,740

(出所:市提供資料より監査人作成)

このうち、市は(1)について一般社団法人盛岡市医師会(以下「市医師会」という。)と、(2)について一般社団法人岩手県医師会(以下「県医師会」という。)とそれぞれ業務委託契約を締結している。これらの業務委託契約書を閲覧したところ、実施要領が契約書の一部を構成する形となっており、実施要領の記載が契約内容を規定するものであ

ることが読み取れた。

妊婦健診に関する報告、委託料請求の流れは実施要領に記載されている。

【実施要領より一部抜粋】

(実施機関)

第6 実施機関は、毎月の診査終了後、翌月20日までに次の書類を盛岡市子ども未来部母子健康課あて提出するものとする。

- (1) 妊婦一般健康診査業務委託実施報告書(様式1号)
- (2) 妊婦一般健康診査業務委託料請求書(様式2号)または実施機関が発行する請求書、納入通知書(振込先、預金種別、口座番号、口座名義人が記載されているもの。)
- (3) 妊婦一般健康診査受診票(受診回ごと、子宮頸がん検診用を分離して取りまとめ、提出する。)

上記のように、市医師会及び県医師会は医療機関ではないため、業務委託契約の相手方ではあるが、妊婦健診の実施機関には該当しない。実際の健診は医師会の構成員である医療機関が実施しており、その医療機関から市に結果報告及び請求が行われ、市から各医療機関に委託料が支払われている。現状では、下記の点で問題があると考えられる。

- ①実施要領にいう「同法人が指定する医療機関」の名称ないし一覧表が業務委託契約書に含まれていない
- ②市は直接の契約関係にない医療機関からの請求を受けて委託料を支払っている

そこで、妊婦健診の実態に即して、業務委託契約書の記載を改めるよう検討された。1つの方法としては、現行の契約書に「医師会の指定する医療機関」を明記するか、または別表として綴りこむことである。別の方法としては、乳幼児健康診査事業における業務委託の流れと同様に、結果報告及び請求を実施機関から医師会を通して市へ提出し、委託料についても医師会を通して実施機関へ支払う流れとすることである。

18-2. 母親教室事業

(1) 事業の概要

事業の名称	母親教室事業		
所管部署	母子健康課		
事業開始年度	昭和 49 年度		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、育児に関する知識や技術を身につけるとともに、参加者同士や夫婦が共に学び情報交換する中で、喜びや疑問や不安を共有し、その後の出産や育児に前向きに取り組むことが出来ることを目的とする。 ・母子健康手帳交付時にチラシを配布し、毎月、広報もりおかに掲載して出産予定月ごとに予約制で実施。 ・年 12 回(概ね第 4 日曜日)開催 ・時間:午前コース(10 時～12 時)と午後コース(13 時 30 分～15 時 30 分)の 2 回に分けて同じ内容を実施 ・対象:初妊婦(妊娠 6～7 か月)とその夫各 18 組、計 36 組 <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和5年4月までは定員各13組、計26組で実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容:出産・産後についての助産師による講話、沐浴見学など 		
財源	市 10/10		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	494	375	375
決算額(千円)	313	205	314

① 母親教室について

母親教室とは、妊娠・出産・育児について正しい知識を学ぶのに役立つとともに、参加者どうしの情報交換や仲間づくりにも資することが期待される場である。

母親教室事業の実施根拠は、母子保健法第 9 条である。

【母子保健法(昭和40年法律第141号)より一部抜粋】

(知識の普及)

第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

かつては妊婦を対象にした母親教室のみであったが、最近では両親教室も増えている。本市でも「パパママ教室」という名称のもと、妊娠中の健康管理や出産の経過等の講話、沐浴見学を行っている。

母親教室は自治体が開催するものの他、分娩取扱機関でも実施している。内容は実施主体によりさまざまなものがあるが、妊娠、出産、育児に関する講話以外に妊婦体操、父親のための妊婦疑似体験、出産の流れや呼吸法、沐浴や授乳・おむつ替えなどの新生児の世話について実技を行うものもある。分娩取扱機関が実施する場合は病棟・分娩室・陣痛室の見学ができるなどの工夫もされている。

会場は盛岡市保健所(神明町3-29)、受講料は無料である。妊娠6~7か月の状態を念頭においた内容なため、出産予定月の4か月前に開催される回への参加が推奨されている。受講には予約が必要で、申し込み開始日の14時から、母子健康課(電話)で先着順に受け付けている。

② 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	310	従事者報償金
需用費	4	医薬材料費
合計	314	

(2) 監査の結果及び意見

【意見24】参加率について

パパママ教室の直近3年度における受講者数は次のとおりである。本来は毎月、年12日開催しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、直近3年度とも開催を中止した月がある。

【図表 直近3年度におけるパパママ教室受講者の推移】

(単位:人)

年度	実施回数	妊婦	夫	合計
令和2年度	10	262	262	524
令和3年度	7	174	176	350
令和4年度	10	250	248	498

(出所:母子健康課提供資料)

令和4年度は毎月1日、1日2回(午前・午後)、各回定員13組で実施された。各回の受講者数は次のとおりで、毎回ほぼ定員近い受講がある。4月5月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止された。

【図表 令和4年度におけるパパママ教室受講者の月次推移】

(単位:人)

	妊婦	夫	合計
6月	22	22	44
7月	26	26	52
8月	25	25	50
9月	26	26	52
10月	25	25	50
11月	24	23	47
12月	26	26	52
1月	25	24	49
2月	25	25	50
3月	26	26	52
累計	250	248	498

(出所:母子健康課提供資料)

所管課によると令和4年度における初妊婦は892人であったとのことである。パパママ教室を受講した妊婦250人は、892人のうち28%にとどまっている。『(1)事業の概要 ① 母親教室について』で記載したように、母親教室は医療機関でも開催されているものの、母親教室の意義に鑑みれば、市が開催する教室への期待は高いものと考えられる。

市では新型コロナウイルスの5類移行により、令和5年5月から定員を各回18組、36人に増やしている。より多くの妊婦とその夫が受講できるよう、広報周知の強化のほか開催場所の分散も視野に入れて取り組まれない。

18-3. 離乳食教室事業

(1) 事業の概要

事業の名称	離乳食教室事業		
所管部署	母子健康課		
事業開始年度	平成4年度		
事業の内容	<p>初めて子育てをする母親が育児や離乳食の知識を身に付けることにより、悩みや不安を解消し、乳児の健全な発育を促し、健全な母性を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象:概ね4か月児(第1子)とその保護者 ・実施回数・定員:月2回 定員15組 ・内容:栄養士による離乳食に関する講話、保育士による親子遊び等 ・会場:盛岡市保健所 ・従事者:栄養士、保育士、食生活改善推進員 ・周知方法:出生届時に事業のチラシを配布、乳児家庭全戸訪問時に対象となる保護者に参加勧奨する。広報もりおかや、SNSに掲載して周知を図る。 		
財源	市 10/10		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	438	438	577
決算額(千円)	324	260	213

① 離乳食教室について

離乳食教室とは、離乳食のはじめ方や完了期までの段階的な進め方、適した大きさや固さ、味付けといった食材の具体的な調理方法やアドバイスなど、離乳食に関する基礎知識を習得する教室である。月齢別に与えてよい食事とそうでないものなど、乳幼児に離乳食を与える際の注意点なども学べる場である。

離乳食教室事業の実施根拠は、母子保健法第14条である。

【母子保健法(昭和40年法律第141号)より一部抜粋】

(栄養の摂取に関する援助)

第14条 市町村は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

令和4年度に市は毎月2回(同じ内容)、定員各15組、無料で開催している。受付開始日の14時から、母子健康課(電話)で先着順に受け付けている。

② 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	139	従事者報償金
需用費	74	印刷製本費、消耗品費
合計	213	

(2) 監査の結果及び意見

【意見25】事業の目的等と第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画の不整合について

離乳食事業の実施に当たり、市は「令和4年度離乳食教室実施要領」(以下「実施要領」という。)を策定している。実施要領の目的においては、母親・母性の育成にのみ注目されており、父親その他の保護者の存在が意識されていない。

【実施要領より一部抜粋】

(目的)

第1 初めて子育てをする母親が育児や離乳食の知識を身につけることにより、不安を解消し、健全な母性を育成する。

(対象)

第2 市内に居住する生後4か月児と保護者

※下線は監査人による。

これに対応して、パンフレット「令和4年度『離乳食教室』のご案内」にも次のような記載が見られる。

【パンフレット「令和4年度『離乳食教室』のご案内」より一部抜粋】

「市では、盛岡で子育て中のお母さんを応援する離乳食教室を開催しています。」
「定員:各15組(初めて子育てをするお母さんとそのお子さん概ね生後4か月児)」

これらの記載内容は、子どもの離乳食について母親のみが担うべき存在であるかのような印象を与え、離乳食教室への父親の参加が排除されているように受け取られかねない。

そして、第 2 期盛岡市子ども・子育て支援事業計画において、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合うことが述べられていることとも矛盾する。

【第 2 期盛岡市子ども・子育て支援事業計画より一部抜粋】

第 3 章 計画の基本的な考え方

2 基本目標

(2) 安心して産み、育てられる環境づくり

世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、保護者や家庭を取り巻く状況は変化しており、出産や子育てに対する不安や負担、孤立感などを和らげる支援が必要です。

妊娠・出産期からの継続的な支援により、保護者の負担・不安を軽減するとともに、子どもの成長過程や多様なニーズに対応した子育て支援を行い、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができ、保護者としても成長できるような社会の実現を目指します。

実務上は、平成 29 年度から父親の参加を受け入れている。令和 4 年度の離乳食教室には、母子の組合せだけでなく父子の組合せや、父親のみの参加も複数回あった。電話受付で当日の参加者を確認し、父親の参加を把握した場合は授乳スペースを用意して対応していた。令和 5 年度からは常時授乳スペースを用意しているとのことである。

市は、職員に対する意識付けとして、子ども・子育て支援事業計画と個別事業で整合性が保たれるよう努めるべきである。

この点につき、令和 5 年度の実施要領は次のとおり変更されている。

【令和 5 年度実施要領より一部抜粋】

(目的)

第 1 初めて子育てをする保護者が育児や離乳食の知識を身につけることにより、不安を解消し、健全な母性を育成する。

※下線は監査人による。

初めて子育てをする「母親」が「保護者」に変更されているものの、「健全な母性を育成」の部分は変更されていない。令和 6 年度の実施要領において修正する予定とのことであった。細かい点ではあるが、文言の整合性に留意されたい。

なお、パンフレットについては次のように変更されている。

【パンフレット「令和5年度『離乳食教室』のご案内」(4月から7月)より一部抜粋】

「市では、盛岡で子育て中の方を応援する離乳食教室を開催しています。」

「定員:各15組(初めて子育てをする保護者とそのお子さん概ね生後4か月児)」

※下線は監査人による。

【パンフレット「令和5年度『離乳食教室』のご案内」(8月以降)より一部抜粋】

「市では、盛岡で子育て中の方を応援する離乳食教室を開催しています。」

「定員:各20組(初めて子育てをする保護者とそのお子さん概ね生後4か月児)」

※下線は監査人による。

18-4. コロナ禍における妊産婦総合対策

(1) 事業の概要

事業の名称	コロナ禍における妊産婦総合対策		
所管部署	母子健康課		
事業開始年度	令和2年度		
事業の内容	新型コロナウイルス感染症の流行下において、不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス検査の補助や訪問等支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を実施する。		
財源	令和2年度 国 10/10 令和3年度以降 国 1/2、市 1/2		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	0	2,460	0
決算額(千円)	5,309	11,960	6,660

① 不安を抱える妊産婦等への支援について

厚生労働省から発出された「母子保健医療対策総合支援事業(令和2年度第三次補正予算分)実施要綱」(令和3年1月28日)において、不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査が事業化された。これを受けて市では、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援として、新型コロナウイルス感染症等に対し不安を抱える妊婦や基礎疾患を有する妊婦に対し、PCR検査等を実施している。

PCR検査等は委託により行われ、その概要は次のとおりである。

【図表 PCR検査等委託の概要】

検査対象者	市内に住所のある妊婦で、母子健康手帳の交付を受けており、新型コロナウイルス感染症の影響により不安を抱え、分娩前新型コロナウイルス感染症検査を希望する者 妊婦1人当たり1回を限度とする。
委託料	1回当たり20,000円(税込)
委託期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
検査内容	PCR検査、LAMP検査、抗原定量検査
実施機関	(1) 一般社団法人盛岡市医師会に所属する医療機関(新型コロナウイルス検査に対応できる分娩取扱機関)

	(2) 一般社団法人岩手県医師会に所属する医療機関(新型コロナウイルス検査に対応できる分娩取扱機関) (3) 岩手県立病院等事業管理者が管理する医療機関(同管理者が指定する医療機関等) (4) 地域外来・検査センター(検査実施可能な検査機関) (5) その他個別の医療機関
--	---

(出所:「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査委託実施要領」)

令和4年度において、市内4か所及び市外1か所、計5か所の分娩取扱機関で、計330回のPCR検査等が行われた。

なお、PCR検査等の受検は妊婦自身の希望による。本人の意向により、分娩を予定する医療機関以外の検査機関や医療機関においてPCR検査等を受けることは自由である。

② 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	6,660	実施医療機関への委託料
合計	6,660	

(2) 監査の結果及び意見

【結果16】実施報告書徴取の遅延について

PCR検査等の委託にあたり、所管課では「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査委託実施要領」(以下「実施要領」という。)を策定している。この中で実施機関からの報告・提出書類について次のとおり定められている。

【実施要領より一部抜粋】

(提出書類) 第7 実施機関は、毎月の検査終了後、翌月20日までに次の書類を盛岡市子ども未来部母子健康課あて提出するものとする。 (1) 不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査委託実施報告書(様式1号) (2) 検査機関で発行する「検査結果通知書」の写し (3) 不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査委託料請求書

(様式 2 号)

実施機関から提出された「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査委託実施報告書(様式 1 号)」(以下「実施報告書」という。)を閲覧したところ、市内 1 か所の実施機関において、令和 4 年 11 月検査実施分の 60,000 円分が、翌 12 月実施分とともに令和 5 年 1 月 11 日付で提出されていた。

実施要領に従えば 11 月検査実施分についての書類は 12 月 20 日が提出期限であるから、この場合は実施要領に準拠せず提出期限に 1 ヶ月遅延したことになる。これにつき所管課は 12 月検査実施分とともに令和 5 年 1 月 20 日付で検査(検収)調書を作成して市長へ報告し、委託料を支払っている。提出遅延について、理由の説明等は事跡として残されていなかった。

所管課によると、提出遅延の理由は当該医療機関の理事長の死去、交代によって市へ提出する書類の事務手続に時間を要したためとのことである。しかし、実施要領の例外事項として容認するのであれば、検査(検収)調書、支出命令書等にその判断過程を明記しておく必要がある。

19. 産婦健康診査事業

(1) 事業の概要

事業の名称	産婦健康診査事業		
所管部署	母子健康課		
事業開始年度	平成 30 年度		
事業の内容	産後 2 週間、産後 1 か月などの出産間もない時期の産婦健康診査を実施し、産婦の母体の回復を診るだけでなく、授乳状況及びうつ傾向等精神状態を把握することにより、早期に産後ケア等の支援に繋げ、産後うつ及び新生児虐待の予防を図る。		
財源	国 1/2、市 1/2		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	19,093	16,651	18,189
決算額(千円)	17,305	18,248	15,729

① 産婦健康診査について

産婦健康診査(以下「産婦健診」という。)の実施根拠は、母子保健法第 13 条である。

【母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)より一部抜粋】

(健康診査)

第 13 条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

厚生労働省ホームページに掲載された説明資料によると、本事業の要旨は次のとおりである。

【母子保健課関係資料より一部抜粋】

産婦健康診査事業について

(要旨)

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後 2 週間、産後 1

か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

(事業内容)

地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査 2 回分に係る費用について助成を行う。

※事業の実施に当たっては以下の 3 点を要件とする。

(1) 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。

(2) 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。

(3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

これに基づいて、市は出産後間もない時期の産婦の健康の保持増進と経済的負担の軽減を目的に、産婦健康診査(2回)の助成を行っている。

市内に住所がある産婦は、妊娠届出時に交付された産婦健康診査受診票と母子健康手帳を持参して、県内の産婦人科で健診を受ける。

里帰り出産等により産婦が県外の医療機関で受診する場合は、受診する医療機関から産婦一般健康診査票に結果を記載してもらい、産婦が一旦自己負担で支払をする。その後、領収書や明細書等必要書類を添付して、産後 1 年までに市へ償還払いの申請を行うと、健診項目により一定金額が市から産婦本人へ償還される。

【図表 産婦健診の概要】

健診項目	問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、産後の気持ちの状態
健診時期	概ね産後 2 週間と産後 1 か月
助成回数	1 人当たり 2 回まで
助成金額	1 回あたり上限 5,000 円

(出所:市ホームページ)

② 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	105	受診票の印刷

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
役務費	18	郵便料
委託料	15,000	実施医療機関への委託料
扶助費	606	県外での受診者に対する償還払い
合計	15,729	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 26】 実態に即した業務委託契約書の記載について

産婦健診について、市は「産婦一般健康診査業務委託実施要領」(以下「実施要領」という。)を策定し、これに基づいて県内の医療機関等で実施している。

【実施要領より一部抜粋】

(実施機関)
第6 次の医療機関等に委託し実施する
(1) 一般社団法人盛岡市医師会(※同法人が指定する医療機関等)
(2) 一般社団法人岩手県医師会(※同法人が指定する医療機関等)
(3) 岩手県県立病院等事業管理者が管理する医療機関(※同管理者が指定する医療機関等)
(4) その他の個別医療機関

令和4年度の実施機関は次のとおりであった。

【図表 産婦健診実施機関】

実施要領に記載された実施機関	実際に妊婦健診を実施した医療機関
(1)一般社団法人盛岡市医師会(※同法人が指定する医療機関等)	一般社団法人盛岡市医師会の構成員である市内の医療機関(複数)
(2)一般社団法人岩手県医師会(※同法人が指定する医療機関等)	一般社団法人岩手県医師会の構成員である県内の医療機関(複数)
(3)岩手県県立病院等事業管理者が管理する医療機関(※同管理者が指定する医療機関等)	岩手県立病院(複数)
(4)その他の個別医療機関	盛岡赤十字病院 岩手医科大学附属病院 社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院

また、実施機関の区分ごとの委託料の内訳は次のとおりであった。

【図表 産婦健診実施機関ごとの委託料内訳】

(単位:円)

実際に産婦健診を実施した医療機関	委託料
(1) 一般社団法人盛岡市医師会の構成員である市内の医療機関(複数)	9,805,000
(2) 一般社団法人岩手県医師会の構成員である県内の医療機関(複数)	240,000
(3) 岩手県立病院(複数)	1,980,000
(4) その他の個別医療機関	
盛岡赤十字病院	2,245,000
岩手医科大学附属病院	715,000
社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院	15,000
合計	15,000,000

(出所:市提供資料より監査人作成)

このうち、市は(1)について一般社団法人盛岡市医師会(以下「市医師会」という。)と、(2)について一般社団法人岩手県医師会(以下「県医師会」という。)とそれぞれ業務委託契約を締結している。これらの業務委託契約書を閲覧したところ、実施要領が契約書の一部を構成する形となっており、実施要領の記載が契約内容を規定するものであることが読み取れた。

産婦健診に関する報告、委託料請求の流れは実施要領に記載されている。

【実施要領より一部抜粋】

(提出書類)

第 8 実施機関は、毎月の診査終了後、翌月 20 日までに次の書類を盛岡市子ども未来部母子健康課あて提出するものとする。

- (1) 産婦一般健康診査業務委託実施報告書(様式 1 号)
- (2) 産婦一般健康診査業務委託料請求書(様式 2 号)または実施機関が発行する請求書、納入通知書(振込先、預金種別、口座番号、口座名義人が記載されているもの。)
- (3) 産婦一般健康診査受診票(受診回ごと、子宮頸がん検診用を分離して取りまとめ、提出する。)

上記のように、市医師会及び県医師会は医療機関ではないため、業務委託契約の相手方ではあるが、産婦健診の実施機関には該当しない。実際の健診は医師会の構成員である医療機関が実施しており、その医療機関から市に結果報告及び請求が行

われ、市から各医療機関に委託料が支払われている。現状では、下記の点で問題があると考えられる。

- ①実施要領にいう「同法人が指定する医療機関」の名称ないし一覧表が業務委託契約書に含まれていない
- ②市は直接の契約関係にない医療機関からの請求を受けて委託料を支払っている

そこで、産婦健診の実態に即して、業務委託契約書の記載を改めるよう検討されたい。1 つの方法としては、現行の契約書に「医師会の指定する医療機関」を明記するか、または別表として綴りこむことである。別の方法としては、乳幼児健康診査事業における業務委託の流れと同様に、結果報告及び請求を実施機関から医師会を通して市へ提出し、委託料についても医師会を通して実施機関へ支払う流れとすることである。

20. 乳幼児健康診査事業

(1) 事業の概要

事業の名称	乳幼児健康診査事業
所管部署	母子健康課
事業開始年度	昭和 33 年度
事業の内容	<p>○<u>出生届時に赤ちゃん手帳(乳幼児健診・歯科健診票)の交付</u></p> <p>○<u>1～2 か月児健診・3～4 か月児健診・6～7 か月児健診・9～10 か月児健診・1 歳児健診・2 歳児健診</u> 委託契約医療機関(市内小児科専門医および県内医療機関)での個別健診</p> <p>○<u>1 歳 6 か月児健診</u> ・一次健診(集団健診)年 57 回(令和 5 年度 53 回) [内容]問診、身体計測、歯科健診、歯科相談、保健相談、栄養相談、心理相談 [会場]①市保健所 ②都南地区保健センター(休止中:改修予定のため) ③高松地区保健センター ④玉山区総合福祉センター(健康福祉課担当) ※新型コロナウイルス感染症の流行により、令和 2 年度から令和 4 年 9 月まで盛岡市保健所と玉山区総合福祉センター会場のみで実施。 ・二次健診(集団健診後、委託契約医療機関での個別健診) [内容]小児科診察</p> <p>○<u>3 歳児健診</u> ・一次健診(集団健診)年 57 回(令和 5 年度 61 回)コロナで休止した時期あり。 [内容]問診、身体計測、歯科健診、歯科相談、保健相談、目と耳の検査、栄養相談、心理相談 ※令和 5 年度からスポットビジョンスクリーナーの全員実施を開始。 [会場]①市保健所 ②都南地区保健センター(休止中:改修予定のため) ③高松地区保健センター ④玉山区総</p>

	<p>合福祉センター(健康福祉課担当)</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度から令和4年9月まで盛岡市保健所と玉山区総合福祉センター会場のみで実施。</p> <p>・二次健診(集団健診後、委託契約医療機関での個別健診)</p> <p>[内容] 小児科診察及び尿検査</p> <p>○休日健診(事前申込みによる集団健診)</p> <p>[内容] 1歳6か月児健診・3歳児健診を平日に受診出来ない児を対象とする。</p> <p>[会場] 市保健所 年4回(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行によりR2.3月・6月は中止。)</p> <p>○ちびっこ相談</p> <p>[内容] 1歳6か月児及び2歳児、3歳児健康診査の結果、発育発達において要支援となった児およびその保護者を対象に、精神発達専門員による個別相談を実施する。</p> <p>[会場] 市保健所 令和4年度17回(令和5年度24回) 令和3年度までは年12回</p>		
財源	市10/10 (一部の委託料のみ国1/2、市1/2)		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	96,403	89,332	96,634
決算額(千円)	94,155	91,724	90,344

① 乳幼児健康診査について

乳幼児健康診査(以下「乳幼児健診」という。)の実施根拠は、母子保健法第12条、第13条である。

【母子保健法(昭和40年法律第141号)より一部抜粋】

(健康診査)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 (省略)
 第 13 条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。
 2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

市における乳幼児健診の実施時期、実施内容、場所、実施機関等は『(1) 事業の概要』に記載したとおりである。

② 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	4,384	会計年度任用職員人件費
職員手当等	269	会計年度任用職員人件費
共済費	739	会計年度任用職員人件費
報償費	9,827	健診従事者への報償金
旅費	115	会計年度任用職員人件費
需用費	1,881	赤ちゃん手帳の印刷
役務費	404	郵便料
委託料	72,637	実施医療機関への委託料
使用料及び賃借料	88	複写機使用料、PC 賃借料
合計	90,344	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 17】 業務委託における委託料の積算について

「乳幼児健康診査業務委託実施要領」において乳幼児健診の結果の取扱いについて次のとおり定められている。

【乳幼児健康診査業務委託実施要領より一部抜粋】

(実施報告)
 第 9 実施機関は、健康診査票を月毎に取りまとめ、翌月 10 日までに次の書類を添えて盛岡市子ども未来部母子健康課に提出する。
 ただし、一般社団法人盛岡市医師会(以下「市医師会」という。)が指定する医療機関については、様式 3 号により市医師会に報告し、その結果を市医師会がとりまとめ提出する。

- | |
|--|
| (1) 乳幼児健康診査業務委託実施報告書(様式1号) |
| (2) 乳幼児健康診査業務委託料請求書(様式2号)または実施機関が発行する請求書、納入通知書(振込先、預金種別、口座番号、口座名義人が記載されているもの。) |
| (3) 健康診査票 |

所管課では、提出された健康診査票の記載内容について、集計業務を外部に特命随意契約により委託している。

【図表 委託業務の概要】

業務の名称	令和4年度乳幼児健康診査集計業務委託
受注者	株式会社アイシーエス
履行場所	盛岡市子ども未来部母子健康課
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
契約金額	918,500円(税込)
契約保証金	免除
随意契約理由	本業務は、別途当市が指名業者へ業務委託している住民基本台帳システムを利用して、指名業者が開発した次世代健康管理システムに乳幼児健康診査データを入力した上で集計したデータを連携する業務であり、内容を熟知しており、有利な業務履行が見込まれるため。

(出所:母子健康課提供資料)

契約関係書類を閲覧したところ、仕様書に健康診査の各区分の年間の処理見込件数が記載されている。その見込件数に単価を乗じた金額をもとに契約金額が算出されて、確定契約となっていた。当該見込件数は、そのまま請求書上の処理件数となっていた。一方で、乳幼児健診の受診数すなわち実際の処理件数は次のとおり、見込件数を下回っていた。

【図表 データ処理件数の年間見込値と実績値】

(単位:件)

区分	単価	見込値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値(参考)
1～2か月児健康診査	23	2,100	1,536	1,807
3～4か月児健康診査	24	2,200	1,677	1,907
6～7か月児健康診査	23	2,200	1,714	1,839

9～10 か月児健康診査	23	2,200	1,715	1,778
1 歳児健康診査	23	2,200	1,812	1,755
1 歳 6 か月児健康診査	24	2,200	1,667	1,752
2 歳児健康診査	23	2,400	1,552	1,688
3 歳児健康診査	24	2,400	1,909	1,909
合計		17,900	13,582	14,435

(出所:母子健康課提供資料より監査人作成)

データ処理件数の見込値は令和 3 年度予算のものである。見込値と実績値を比較すると、令和 3 年度の実績値は見込値に対して 80.6%、令和 4 年度の実績値は見込値に対して 75.9%という状況である。見込値と実績値が 20～25%乖離している状況からすると、契約締結時の積算について、近年の実績値をベースに見直す必要があるだろう。

Ⅶ 学務教職員課

2 1. 就学援助事業

(1) 事業の概要

事業の名称	就学援助事業		
所管部署	学務教職員課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	経済的理由等により就学が困難な児童生徒の保護者に、義務教育に必要な費用の一部(学用品費、学校給食費、クラブ活動費、新入学学用品費の入学前支給等)を援助し保護者の経済的負担を軽減し、義務教育の円滑な実施に資する。		
財源	要保護児童生徒援助費補助金 国 1/2、市の一般財源 1/2		
当初予算額、決算額の推移	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額(千円)	194,989	190,257	184,951
決算額(千円)	167,492	170,045	168,614

① 就学援助事業について

学校教育法第 19 条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、本事業に関して、市は以下のとおり定めている。

(対象者)

就学援助を受けることができる者は、市の区域内に住所を有し、小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒若しくは就学予定者の保護者又は市の区域外に住所を有し、盛岡市立の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- (2) 法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、次のいずれかに該当するもの。
 - ア. 法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
 - イ. 世帯の収入額を法第 8 条第 1 項に規定する需要の額に準じて教育長が定める額で除して得た額が 100 分の 130 未満である者

ウ. その他教育長が特に必要と認めた者

(出所:盛岡市児童生徒就学援助要綱)

(支給範囲)

就学援助の費目	費用
学用品費	児童生徒が通常必要とする学用品の購入費
通学用品費	児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費(新入学児童生徒学用品費等の項に規定する費用を除く)
校外活動費	児童生徒が校外活動(学校以外に教育の場を設けて行われる学校行事としての活動をいう)に参加するため、直接必要な交通費及び見学料
通学費	次に掲げる児童又は生徒が通学のために公共の交通機関を利用した場合の交通費 (1) 新庄字中津川に住所を有し、市立仁王小学校に通学する児童 (2) 新庄字貝田、字下八木田若しくは字上八木田又は川目第1地割から第4地割まで、川目第15地割の一部若しくは築川第1地割から第7地割までに住所を有し、市立中野小学校に通学する児童 (3) 新庄字貝田、字銭掛若しくは字小貝沢又は浅岸字貝田、字木々塚若しくは字元信に住所を有し、市立山岸小学校に通学する児童 (4) 新庄字貝田、字銭掛若しくは字小貝沢又は浅岸字綱取、字貝田、字木々塚、字下大葛、字上大葛若しくは字元信に住所を有し、市立下小路中学校に通学する生徒 (5) 新庄字中津川に住所を有し、市立上田中学校に通学する生徒 (6) 新庄字貝田、字下八木田又は字上八木田に住所を有し、市立河南中学校に通学する生徒 (7) 大ヶ生1地割から17地割までに住所を有し、市立乙部中学校に通学する生徒 (8) 特別支援学級又は特別の教育課程において教育を受ける児童又は生徒 (9) その他教育長が必要と認めた児童又は生徒
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するため、直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
体育実技用具費	小学校又は中学校の体育の授業に必要な体育実技用具の購入費
新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
生徒会費	中学校の生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費
PTA 会費	中学校において、学校、学級及び地域等を単位とする PTA 活動に要する

就学援助の費目	費用
	費用として一律に負担すべきこととなる経費
クラブ活動費	中学校のクラブ活動(課外の部活動のことをいう)の実施に必要な用具等で、当該活動を行う生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動の実施のために生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費
医療費	児童生徒が学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療に要した医療費の自己負担分
学校給食費	児童生徒の保護者が負担すべき学校給食費

(出所:盛岡市児童生徒就学援助要綱)

(令和4年度就学援助費(準要保護・被災))

費目		支給限度額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費		11,630円	22,730円	
通学用品費		2,270円	2,270円	
校外活動費	泊なし	1,600円	2,310円	実費負担額を支給 (限度額まで)
	泊あり	3,690円	6,210円	
通学費		実費負担額	実費負担額	
修学旅行費		実費負担額	実費負担額	
体育実技用具費	柔道	—	7,650円	購入額(限度額まで) (ただし、授業で使用する 場合で1~3学年、4~ 6学年の各3年間に一 度、一種類限り)
	剣道	—	52,900円	
	スキー	26,500円	38,030円	
	スケート	11,810円	11,810円	
クラブ活動費	全学年	—	7,000円	定額支給
	中1	—	23,150円	実費負担額を支給 (限度額まで)
新入学児童生徒学用品費等		小1:54,060円 小6:63,000円	中1:60,000円	4月1日付けで承認を受 けた小学校1年生※1、 中学校1年生※2、及び 1月1日時点で承認の 小学校6年生
生徒会費		—	3,500円	定額支給
PTA会費		—	3,500円	定額支給

費目	支給限度額(年額)		備考
	小学校	中学校	
学校給食費	実費負担額	実費負担額	
医療費	医療券発行	医療券発行	

※1:小学校の新入学児童生徒学用品費等については、小学校入学前に、就学援助費による支給を受けている場合を除く。また、他市町村による同様の援助を受けている場合も対象外とする。

※2:中学校の新入学児童生徒学用品費等については、小学校6年生時に、就学援助費による支給を受けている場合を除く。また、他市町村による同様の援助を受けている場合も対象外とする。

(出所:盛岡市児童生徒就学援助要綱)

② 支給実績

費目	小学生		中学生		
	支給人数 (単位:名)	支給金額	支給人数 (単位:名)	支給金額	
学用品費	1,244	13,918,166 円	708	15,677,997 円	
通学用品費	1,050	2,278,098 円	483	1,055,719 円	
校外活動費	泊なし	1,021	1,494,005 円	253	535,747 円
	泊あり	193	426,693 円	112	515,713 円
通学費	1	8,160 円	0	0 円	
修学旅行費	223	4,169,374 円	231	13,330,323 円	
体育実技用具費	柔道	0	0 円	98	386,280 円
	剣道	0	0 円	4	5,280 円
	スキー	36	871,557 円	0	0 円
	スケート	1	11,810 円	0	0 円
クラブ活動費	全学年	0	0 円	708	4,828,236 円
	中1	0	0 円	135	2,497,231 円
新入学児童生徒学用品費等 (入学前)	137	7,406,220 円	206	12,360,000 円	
新入学児童生徒学用品費等 (入学後)	194	3,288,180 円	19	1,140,000 円	
生徒会費	0	0 円	708	2,414,112 円	
PTA 会費	0	0 円	708	2,414,112 円	
学校給食費	1,227	55,960,719 円	642	19,801,303 円	
医療費	63	985,856 円	46	832,715 円	

(出所:学務教職員課作成資料)

③ 令和4年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
扶助費	168,614	給食費、医療費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、生徒会費・PTA会費、クラブ活動費
合計	168,614	

(2) 監査の結果及び意見

【結果18】クラブ活動に係る用品購入一覧表(個人購入分)に添付する領収書等について

市は、市内の小中学校において、上記『(1)事業の概要 ①就学援助事業について』に該当する生徒の保護者に対し、クラブ活動に係る用品購入代金の一部を支給している。受給希望者は、「クラブ活動にかかる用品購入一覧表」(個人購入分)に必要事項を記入した上で領収書等の写しを添付して学校に提出し、その後、市に回付される。そして、学校及び市の担当者は、当該一覧表の内容が支給対象に該当するものか否かを確認している。また、市はクラブ活動費の対象経費の決定額について、以下のように定めている。

【盛岡市児童生徒就学援助費の支給対象費目に係る取扱要領 第12 2(4)より抜粋】

クラブ活動費の対象経費は、保護者から提出された領収書において対象外経費が含まれている場合には、対象外経費を除いた額を決定額とする。

市内の一つの中学校において、当該一覧表に領収書等として「クレジット売上票」が添付されていた。「クレジット売上票」はクレジットカード等を利用した際に発行されるものであり、購入した商品の合計金額は記載されているが、商品内容や金額の内訳が記載されておらず、市は、生徒から提出される当該一覧表の合計金額とクレジット売上票の合計金額が一致していることから、これらの資料を組み合わせる領収書に相当するものとみなしていた。しかしながら、「クレジット売上票」には商品内容や金額の内訳が記載されていないため、上記の「盛岡市児童生徒就学援助費の支給対象費目に係る取扱要領 第12 2(4)」に定めるクラブ活動費の対象経費に該当するかの確認が十分に行われているとは言い難い。「クレジット売上票」が添付されていた詳細な理由は不明であり、例えば受給希望者が領収書等の入手を失念しているケースもあり得るが、市は領収書等の再入手を受給希望者に依頼していない。よって、市は、クラブ活動費の対象経費に該当するかの確認を適切に行うため、領収書の添付又は再入手を受給

希望者に依頼するとともに、やむを得ず領収書の再入手が困難な場合には、その状況や理由を記録として残しておくべきである。

【意見 27】 クラブ活動に係る用品購入一覧表（学校購入分）に添付する領収書等について

市は、市内の小中学校において、上記『(1)事業の概要 ①就学援助事業について』に該当する生徒の保護者に対し、クラブ活動に係る用品購入代金の一部を支給している。クラブ活動を行う上で1年生全員が用意する必要があると学校が判断したもののについて、学校は「クラブ活動にかかる用品購入一覧表」(学校購入分)を作成し、市に提出している。しかしながら、購入した商品の内容は当該一覧表に記載されるのみで、市は領収書等の外部証憑の添付を必須とはしていないため、一部の学校は自主的に外部証憑を添付して市に提出をしているが、他の多くの学校は外部証憑を添付していない。そのため、当該一覧表に記載されたクラブ活動費が「盛岡市児童生徒就学援助費の支給対象費目に係る取扱要領」に定める対象経費に該当するものか否かについて、市は外部証憑による確認ができないケースが多く、当該一覧表に記載された内容の正確性について必ずしも十分に確認できているとは言い難い。クラブ活動費について、個人で購入した場合には領収書等の添付を求めているが、学校が購入した場合には添付が求められておらず、運用上は取り扱いが統一されていない。いずれの場合においても、クラブ活動費が対象経費に該当するか否かは、領収書等の外部証憑を確認することが内容の正確性を担保するためにも有用であると考えられる。よって、市は、例えば当該一覧表において一定金額以上の対象経費について外部証憑と照合するなどして、確認作業に係る事務処理の効率化も考慮しつつ内容の正確性を確認すべきと考える。

【意見 28】 校外活動費の支給対象範囲について

市は、市内の小中学校において、上記『(1)事業の概要 ①就学援助事業について』に該当する生徒の保護者に対し、校外活動費の一部を支給しており、その対象経費を以下のように定めている。

【盛岡市児童生徒就学援助費の支給対象費目に係る取扱要領 第4より抜粋】

- 1 校外活動費の支給対象は、児童生徒が校外活動(修学旅行を除き学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動をいう。以下同じ。)に参加するために必要な交通費等、別表第1に掲げる経費を対象とする。また、校外活動の一環として行われるクラス別行動及びグループ行動も同様とする。なお、学校行事として行う芸術鑑賞の見学料については、実施場所が学校内であっても対象とする。

- 2 宿泊を伴わない校外活動の年度ごとの支給限度額は、教育長が別に定める額とし、支給額は実際に要した経費に基づいて決定する。支給対象となる校外活動の回数は制限をしない。
- 3 宿泊を伴う校外活動の支給限度額は、教育長が別に定める額とし、支給額は実際に要した経費に基づいて決定する。支給対象となる校外活動の回数は年 1 回とする。ただし、同一年度内に転校した児童生徒が、転校前の学校と転校後の学校で対象となる校外活動にそれぞれ参加した場合は、支給限度額以内で双方を対象とする。

(別表第 1)

対象費目名	対象経費(例示)
交通費	交通機関使用料(電車・バス・飛行機・船等) 貸切バス使用料 有料道路代・駐車場代 クラス別・班別行動に係る上記の経費
見学科	施設等入場料 芸術鑑賞料 ガイド代 見学に必要なしおり等資料代

市内の一つの中学校において、校外活動として実施した牧場見学にあたり利用したバス使用料の請求があり、その内訳は「運賃 210,100 円及び乗務員休憩料 27,500 円」の合計 237,600 円となっていた。「盛岡市児童生徒就学援助費の支給対象費目に係る取扱要領 4」では、校外活動に必要な対象経費として、貸切バス使用料が交通費として認められているが、市はバス使用料の請求のうち「乗務員休憩料 27,500 円」を支給対象経費から除外していた。これは、市が当該取扱要領に明記されたもののみを対象経費と解釈していることが主要因であるが、そもそもバス会社の乗務員は、バスの運行にあたって必要不可欠なものであり、乗務員休憩料はバスの安全な運行にあたって社会通念上許容されるものと考えられる。そのため、請求書にある「乗務員休憩料」は、交通費の範囲内にあるものと解釈でき得ると考える。

他にも、市内にある別の中学校において実施された校外活動のうち、校外活動のカリキュラムにあらかじめ組み込まれた体験学習費や講演料が支給対象経費から除外されていた。市は、これらの支出が要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に明記されていないことを理由として対象外経費として処理していた。前述の取扱要領では、見学科や芸術鑑賞料などは支給対象となっており、体験学習費や講演料もこれらに類似する経費と考えられ、かつ、カリキュラムに組み込まれていることから生徒側が参加

の可否を選択することができず、校外活動としては不可避の経費と考えられる。よって、当該支出についても、取扱要領に定める見学費の範囲内にあるものと解釈でき得ると考える。なお、市は岩手県教育委員会に確認の上、令和 5 年度からは、「校外活動(修学旅行)を実施するうえで不可欠な経費として、参加者全員が一律負担するもの」を見学料として取扱い、対象経費とするよう見直したとのことである。これらに限らず、市は取扱要領の支給対象を限定的に解釈することなく、実質的に取扱要領に該当する対象経費が他にもないかを慎重に検討し、本事業の目的である経済的理由等により就学が困難な児童生徒の保護者の経済的負担を軽減できるようにすべきと考える。

Ⅷ 生涯学習課

2.2. 公民館による子育て関連講座

(1) 事業の概要

事業の名称	公民館による子育て関連講座事業		
所管部署	生涯学習課(教育機関合計)		
事業開始年度	平成8年度～(教育機関の最古年度を記載)		
事業の内容	乳幼児を持つ保護者を対象とした親子で楽しめる遊びや食育に関する講座などを開催するとともに、育児サークルの立ち上げを支援する。		
財源	市の一般財源(直営施設)・指定管理料等(指定管理施設)・受講料収入		
当初予算額、決算額の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額(千円)	1,145	1,232	1,410
決算額(千円)	632	742	857

① 中央公民館

中央公民館は、以下の事業を実施している。

ア. 図書室への読書指導員の配置

事業の内容は、(1)子どもの読書活動推進に関する助言指導、(2)児童図書の選定などに関する助言、(3)子ども向けの読書ガイドの発行など年間20回の半日(4時間程度)の活動時間を実施した。

イ. 学びの循環推進事業(一般コース)

豊富な知識や優れた技能を持つ市民及び団体等を講師として指導者バンクに登録し、地域団体や市民団体などの学習会に派遣した。

ウ. 読書ボランティア養成講座

市における子どもの読書活動推進のため、新たに読み聞かせボランティアを始めようと考えている人を対象に、読み聞かせ技術の向上、知識の習得を目的とした講座を実施した。

エ. わくわく盛岡チャレンジクラブ

市内の小学生が様々な体験活動にチャレンジする連続講座を通じて、連帯感の醸成や成長につなげる。

オ. 子育て応援講座 親としてはじめての小学校入学

はじめて小学校に入学する子どもを持つ保護者を対象とした応援講座である。小学校生活に関する不安や育児に関する悩みの解消を図るとともに、わが子が自ら率先して物事に取り組む姿勢を身につけられるように育てる方法を学ぶ。

カ. わくわく科学教室

小中学生を対象として、実験に使用する道具を作成したり、本格的な科学の問題に取り組んだりする連続講座を通じ、科学の楽しさを体験する。

キ. おうちで楽しく絵本時間 保護者のための読み聞かせ講座

コロナ禍の中、家庭で過ごす「おうち時間」の増加を踏まえ、家庭での絵本の読み聞かせの機会が増えている中、家庭での絵本の読み聞かせのコツや取り組み方、絵本の選び方などを学ぶ講座を実施した。

② 上田公民館

上田公民館は、以下の子育て関連講座事業を実施している。

ア. 食育の講座

食に対する興味や関心を引き出すため、親子でクリスマスケーキを手作りし、協力して仕上げることと、家族で食卓を囲むことの楽しさを感じる一助とした。

イ. 子育てファミリー応援講座

1歳半から2歳半の子どもとその親を対象に、一緒にできる体操をとおして、楽しくふれ合いながら、心身のリフレッシュを図り、子育て中の親子の支援を目的とした講座を実施した。

③ 西部公民館

西部公民館は、1歳半から2歳半の子どもとその親を対象に、一緒にできる体操をとおして、楽しくふれ合いながら、心身のリフレッシュを図り、子育て中の親子の支援を目的とした講座を実施した。

④ 飯岡地区公民館

飯岡地区公民館は、赤ちゃん(生後3か月から10か月)と保護者(母親)とのヨガで、親子のスキンシップを図り、心身をリフレッシュする。

⑤ 玉山地区公民館

玉山地区公民館は、家庭教育支援事業として、カードを使った数遊びや身体表現を通して英語に触れ、幼児が楽しみながら英語と異文化を理解する機会となった。継続して指導いただいている講師なので幼児も親しみを持って参加していた。

⑥ 河南公民館

河南公民館は、乳幼児を持つ保護者を対象とした親子で楽しめる遊びや食育に関する講座などを開催するとともに、育児サークルの立ち上げを支援する。親子のふれあいを高めるとともに、子の情操豊かな成長を育む機会とし、孤立しない子育ての一助とする。

⑦ 都南公民館

都南公民館は、乳幼児を持つ保護者を対象とした親子で楽しめる遊びや食育に関する講座などを開催するとともに、育児サークルの立ち上げを支援する。

⑧ 見前南地区公民館

見前南地区を中心とした 0 歳児から未就学児と親の子育て支援を行なうことを目的とし、1 回目は「津志田保育園子育て支援センター職員による親子でふれあい遊びやリズム体操を楽しむことと、子育て相談」、2 回目は「講師による音楽に合わせて体を動かす運動遊びと子育て相談」を実施している。

⑨ 渋民公民館

渋民公民館は、乳幼児を持つ保護者を対象とした親子で楽しめる遊びや食育に関する講座などを開催するとともに、育児サークルの立ち上げを支援する。

⑩ 令和 4 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	814	講師等謝金
需用費	38	消耗品、印刷製本、食糧
役務費	5	受講者保険料、通信運搬
合計	857	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 19】講師派遣申請の提出遅延について(中央公民館)

「学びの循環推進事業(一般コース)」では、学習会実施の 1 か月前までに、「講師

派遣申請書」を中央公民館または近くの公民館に提出することを求めている。

しかし、令和 4 年度では、学習会実施の 1 か月前までに提出されていない申請書が 3 件あった。予め講師と日程調整を行った上で講師派遣申請を実施しているため、実際の講師派遣に支障はないが、学びの循環推進事業(一般コース)実施要領に規定されているため、学習会実施の 1 か月前までに、「講師派遣申請書」を提出するように適切に指導すべきである。

6 運用

(3) 派遣の申請

講師派遣を希望する市民団体等の代表者は、原則として開催日の 1 月前までに派遣申請書(様式第 1 号)を盛岡市教育委員会教育長に提出するものとする。

(出所:学びの循環推進事業(一般コース)実施要領)

【意見 29】講座の周知方法について(中央公民館)

中央公民館では小学校生活に関する不安や育児に関する悩みの解消を図るとともに、わが子が自ら率先して物事に取り組む姿勢を身につけられるように育てる方法を学ぶために「子育て応援講座 親としてはじめての小学校入学」、おうち時間が増え、家庭で絵本を読み聞かせる機会が増えている中で、家庭での絵本の読み聞かせのコツについて学ぶことで、家庭での読書活動の普及を図るために「おうちで楽しく絵本時間 保護者のための読み聞かせ」を開催した。

これらの講座は、定員に満たない応募者数であった。講座の周知方法は広報もりおか掲載、市内施設へのチラシ配布、市ホームページ掲載であった。今後は LINE、X(旧 Twitter)、facebook 等 SNS を利用した周知方法も検討してよいのではないだろうか。

6 周知方法

- (1) 広報もりおか1/15 号に掲載
- (2) 各公民館等にチラシ配布
- (3) 市ホームページに掲載

(出所:「おうちで楽しく絵本時間 保護者のための読み聞かせ講座」実施要項)

5 周知方法

- (1) 市広報(12 月 1 日号)に掲載依頼
- (2) チラシを各公民館、市内幼稚園・保育園に配布

(出所:令和 4 年度子育て悩み相談室「親としてはじめての小学校入学」開催要項)

【意見 30】 講座の申込方法について(上田公民館)

上田公民館では食に対する興味や関心を引き出すため、親子でクリスマスケーキを手作りし、協力して仕上げることと、家族で食卓を囲むことの楽しさを感じる一助とするため、「今年は手作りまるまるケーキ！」を親子体験講座として開催した。

当該講座の申込方法は往復はがきによる申し込みのみであり、定員を超える申し込みがあり、参加者を抽選により決定した講座であった。申し込みの応募はがきは、記載必要事項以外の余白に綺麗なイラストを記載したり、小物ではがきをデコレーションするようなはがきもあり、参加に対する熱意を感じさせるはがきがあった。しかし、抽選は厳正に行われているため、必要事項以外の項目は考慮されることはなかった。

往復はがきでの申し込みの場合、126 円の料金も必要であり、往復はがき以外の申し込みを希望する市民もいることも考えられる。

窓口申込、電子メールや市ホームページ等の申込方法を多様化するように検討してもよいのではないだろうか。

6 対象・定員

盛岡市内に住む、小学生とその保護者 8 組。定員を超えた場合は抽選とする。

9 申し込み

往復はがきによる申し込み。往信裏面に①講座名②参加児童の氏名(ふりがな)・学校名・学年・年齢・性別③保護者氏名④住所⑤電話番号を、返信面に①郵便番号②住所③氏名を明記し、12 月 8 日(木)必着で上田公民館あて申し込む。定員を超えた場合は、抽選。

(出所:「今年は手作りまるまるケーキ！」開催要項)

【意見 31】 講座の申込方法及び周知方法について(河南公民館)

親子のふれあいを深めるとともに、子の情操豊かな成長を育む機会とし、孤立しない子育ての一助とするため、親子ふれあい事業「影絵をみよう♪」を開催した。

当該「影絵をみよう♪」は、定員 50 名に対して、応募者数は 36 名であり、当日の参加人数は 34 名であった。

申込方法が電話または窓口のみであり、電子メールや市ホームページ等の使用も視野に入れ、さらなる申込方法の多様化を行い、応募者が増加するように検討することが望ましい。

また講座の周知方法として、X(旧 Twitter)は既に使用しているが、他の各 SNS 媒体による広告も検討すべきである。

9 申し込み方法

電話または直接窓口で申込み。「氏名」「年齢」「性別」「住所」「電話番号」を聴き

取り。家族で申込み場合は鑑賞者全員の「氏名」「年齢」「性別」も聴き取り。9月4日(日)10:00 受付開始。先着順。

11 周知方法

広報もりおか9月1日号に掲載

市内各公民館窓口、近隣保育園等に鑑賞者募集チラシを配置

情報紙等に掲載依頼

(出所:令和4年度盛岡市河南公民館 親子ふれあい事業「影絵をみよう♪」実施要項)

【意見 32】 講座内容のニーズについて(渋民公民館)

渋民公民館ではみんなで支える子育てを目的に、子育ての悩みや不安などを共有できる機会を提供するために「ホッとひと息。ママの時間」を開催した。

当該講座について、定員10名に対して、応募者数4名であった。講座内容はコンディショニング、写真のデコレーション、子どもと一緒に楽しむ歌やダンス、カラーセラピー、太巻き寿司づくりとユニークで興味深い講座があったが、住民のニーズを十分に汲んでいなかったものと推測される。参加費が教材費等の必要性から2,200円であったことも応募者が増えなかった要因であった可能性もある。

子育て講座の内容について、子育て世帯の公民館利用者からのニーズについて、アンケートやヒアリング等を行って子育て講座の内容を検討することが望ましい。

6 定員 10人

7 参加費 2,200円(教材費、おやつ代、保険料)

8 内容

①疲れた体のケア(コンディショニング)

②とっておきの1枚を飾り付け(子どもの写真をデコレーションする)

③ズンビーニ(歌やダンスを子どもと一緒に楽しむ)※託児無し

④オーラソーマ(カラーセラピー)を通した自分と向き合う体験

⑤太巻きづくり

(出所:令和4年度 盛岡市渋民公民館事業「ホッとひと息。ママの時間」実施要項)